

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和2年第1回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年1月16日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時7分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長
	小坂 裕紀 教育指導課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設指導・支援担当課長事務取扱	宮本 博之 学校運営部長
	古川 弘雄 学校支援課長	五十嵐 隆 学校適正配置担当課長	渡辺 隆史 学校施設課長
	臺 富士夫 学校施設整備担当課長	内田 裕司 学校改築担当課長	半貫 陽子 学務課長 おいし給食担当課長
	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	森田 剛 子ども施設運営課長
	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	下河邊 純子 青少年課長	川口 真澄 待機児対策室長 子ども施設整備課長事務取扱
	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長	門藤 敦良 支援管理課長
	楠山 慶之 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長	市川 保夫 生涯学習振興公社局長
	菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長	倉本 和世士 生活衛生課長	
	書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	野口 晋平 教育政策担当係長
遠藤 鉄也 教育政策担当主任		清水 均 庶務係長	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者	田巻 正義 学力定着推進課長		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年 1月16日

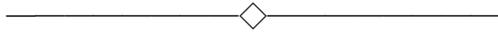
第1回足立区教育委員会

午後 3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第1回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席日数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは日程第1、第1号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第1号議案「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について」以上。

○教育長 第1号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、資料の4ページをご覧いただきたいと思ひます。「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

本件につきましては、平成27年3月末をもって幼稚園の設置が当区では廃止されたという状況にございますが、幼稚園教諭1名が区に在籍しているのが現況でございます。幼稚園教育職員につきましては、幼稚園における幼稚園教諭の職務に従事する職でありまして、幼稚園の設置が廃止されたにもかかわらず、在籍している現状は解消しなければいけない状況にございます。

これまで他区への人事交流で、異動することができないかどうかを重ねて交渉などをしてきたところでございますが、実現する見込みが立たない状況になりましたので、幼稚園教諭につきましては福祉職、保育士に転職をすることになりました。

これに伴いまして、幼稚園教諭に関する条例の改廃を行うものでございます。

廃止の年月日につきましては令和2年4月1日となります。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

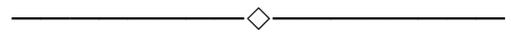
第1号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第1号議案「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第2、第2号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第2号議案「足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第2号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは資料6ページをご覧ください。「足立区子ども・子育て施設整備

基金条例の一部を改正する条例の送付について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

制定の理由でございますが、令和2年3月末にこの条例が失効の予定でございました。これまで平成27年から令和元年にかけては、新規の保育園、それから大規模改修・建て替え、学童保育室など86件の物件につきましてこの基金を活用してきた経緯もでございます。現在待機児ゼロを目指して整備を行っているところでございますので、令和2年度以降も今、想定されるところでは、29件の大規模改修や新設などの予定があるところでございます。したがって、この基金について継続をするということで、この失効の部分の記載を削除するというので、今回提出させていただいているものでございます。

私からは以上でございます。

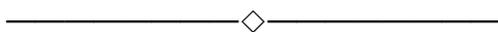
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第2号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第2号議案「足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次の日程第3、第3号議案、日程第4、第4号議案は関連する議案ですので一括で審議をしたいと思っております。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第3号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」、日程第4、第4号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第3号議案、第4号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料9ページをまずご覧いただきたいと思っております。

「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

これまで10月から開始いたしました教育・保育の無償化につきまして、滞りなく事業を進めているところでございますが、今般3歳から5歳の負担分になっておりました食材料費相当の副食費分を無償とすることを予定しております。

改正の内容でございますが、3歳から5歳の食材料費相当分(副食費)の規定を削除するという内容と、それから特別保育、預かり保育、長期休業中の保育のところでの食事代、間食の経費、こちらにつきましても規定を削除するという内容でございます。

4号議案につきましては、15ページになりますけれども、関連でこちらも一緒に説明させていただきます。

「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」でございます。

こちらにつきましては、副食費を無償にするに当たり、区独自の規定をこれまで記載しておりましたが、こちらを改正する必要があるとい

うことで、具体的には第3子以降の副食費の支払いを免除する規定がございましたけれども、こちらを削除させていただくものでございます。本条例も令和2年4月1日からの施行となっております。

私から以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第3号議案、第4号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 教えてください。副食費を無償化すると区の負担は大体どのくらいになるものですか。

○教育長 子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 この条例が成立しますと、大体5,500人程度が対象になりまして、区費の負担でいうと3億円になります。

○教育長 よろしいですか。ほかいかがですか。

近藤委員。

○近藤委員 4号議案に関してですが、2の改正内容のところ、第3子以降の1号認定子ども及び2号認定子どもに対する食材料費相当の支払いを免除するとなっておりますが、この理由はどういうことなのでしょう。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 こちらにつきましては、本来第3子以降はそもそも国の方針で無償になっていたのですが、ここで第3子というのが就学時前までのお子さん何人いるかが国の方針なんですけども、そこを区として条例で拡充いたしまして、就学前ではなく、そのご家庭全体で何人いるかというところで条例を定めておりましたが、この規定が必要なくなりましたので、削除するものでございます。

○教育長 副食費そのものを取らなくなったので、要らなくなったということですよ。

近藤委員。

○近藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第3号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について」、第4号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次の日程第5、第5号議案、日程第6、第6号議案、日程第7、第7号議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きにより非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第5号議案、第6号議案、第7号議案につきまして非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方がいらっしゃれば、一度退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(非公開議案審議中)

(傍聴人入室)

○教育長 それでは次に日程第8、第8号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第8号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第8号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは別添資料の20ページをご覧くださいと存じます。第8号議案説明資料でございます。

栄養教諭の上位職を設置する旨、東京都教育委員会から通知がございました。これに応ずるために表記の規則の一部を改正するものでございます。

具体的には資料20ページの2番「主な内容」のところに記載のとおり、栄養教諭の上位職といたしまして主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）を設置するものでございます。規則の新旧対照表は次の21ページに記載のとおりでございます。本年4月1日が施行日でございます。

私からの説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第8号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 栄養士が栄養教諭になるのにスクーリングをしなくてはいけなくて、なおかつ教育実習もしなくてはいけなくて、お金も時間もかかるし、現場を離れて教育実習をしなくてはいけないということで、なかなか栄養教諭になる栄養士がいないのですけれども、足立区では栄養教諭は何人いるのですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 現在3名おります。小学校1名、

中学校2名の配置となっております。

○教育長 小池委員。

○小池委員 それから、もう1つ質問なのですが、小学校、中学校では教務主幹、生活指導主幹のこの2名はなるべく配置するようになっていて、だんだんそれが実現してきた。栄養教諭の主幹ができたときに、それは3人目になるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 現状では主幹教諭でくくっております。現に養護教諭の主幹教諭としての配置もございますので、同様に栄養教諭についても今後はその対象者になったら、主幹教諭のくくりで張られるということで、プラスアルファでの配置は今のところ伺っておりません。

○教育長 栄養士の主幹教諭でもほかの主幹教員と同じようにやらなくてはいけないということだよ。現場はいろいろ議論のあったところなのですけれども、意識の高揚とか、そういうところがあってというものでございます。

河本委員。

○河本委員 今の都の栄養教諭のお話で、基本的に104校ある足立区の小中学校には、栄養士が常駐していると思います。3人の都の栄養教諭と栄養士との関わりであるとか、区として食育推進について期待していることとかをお話しただけだと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 栄養教諭が栄養士とどのような関わりを持っているかというところでは、なかなか関わっていないのが現状です。

ですので、どのように配置をしていくかとか、そのあたりも課題です。先ほどの小池委員のご発言の内容にもありますが、なかなか栄養教諭の成り手が少ないので、東京都は栄養教諭を増やして、食育も含めた指導、子どもに対する指導を広めたいというところで考えているのですが、まだまだそこまで至っていないのが現状でございます。

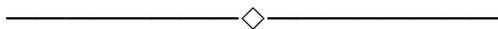
○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第8号議案「足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第9、第9号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第9、第9号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第9号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは資料の23ページになります。第9号議案の説明をさせていただきます。「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

この案件につきましては、特別な事情があると認め、指定管理者を公募しない場合に、指定管理者等選定審査会が既に指定している事業者が目的を最も効果的に実現できると認めた場合、指定管理期間を延長できるという、要は指定管理期間を延長する規定を盛り込むものでございます。

この背景には、若干補足の説明をさせていただきますが、足立区立の新田おひさま保育園は一時的な保育需要に対応するために10年前に開園をしまして、令和2年度末で指定管理が終了することになっております。

しかしながら、今般新田地区にあるほかの公設民営の2園が、指定管理期間が令和4年度末までということ、ここで2年の差がございます。新田地区の保育需要を踏まえ、また人口の減少等も踏まえた形で適切な指定管理期間を再度検討したいということもございまして、今回指定期間を延ばす事象が出てまいりましたので、指定管理期間を延長できる規定を盛り込むことにしたものでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 指定管理期間が切れると公募しなければならない。そうではないようにしたいというのがこの主旨です。

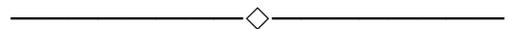
これより本案の審議に入ります。第9号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第9号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第10、第10号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第10号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」以上。

○教育長 第10号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の26ページをご覧ください。「足立区教育財産の用途廃止の承認に

ついて」でございます。

所管部課名は記載のとおりです。

旧子ども家庭支援センター用地にあるさくら学童保育室の解体に伴いまして、教育財産の用途を廃止する必要がございましたので、今般提出をさせていただいたものでございます。

用途の廃止日は令和2年2月3日となっております。

今後、教育委員会で議決の後に公有財産規定に基づきまして資産管理課長宛てに行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継いでまいります。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

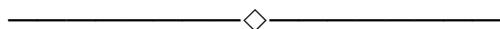
第10号議案についてご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第10号議案「足立区教育財産の用途廃止の承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第11、第11号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第11、第11号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第11号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは資料28ページ、

第11号議案説明資料をご覧いただきたいと思っております。

区が旅館業の営業許可を行うに当たりまして、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、教育委員会の意見を求められております。

施設概要につきましては28ページ項番2に記載のとおりでございます。また、29ページ以降に施設関連の資料をつけさせていただいておりますので、そちらをご覧賜ればと存じます。

私からの説明は以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第11号議案についてご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 学校の近くに多くの施設ができているということで、ここ最近でも随分案件が上がったのですけれども、学校の近くにない施設はもちろんここに案件は上がってこないのですけれども、足立区で今どのくらいこういう施設が増えているのでしょうか。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 旅館・ホテルは約40件ほどです。簡易宿所が10件程度です。これ以外に住宅宿泊事業法に基づくいわゆる民泊施設は、現在60件くらいございます。やはりオリンピックが近づくとともに民泊施設は徐々に増えているところです。旅館・ホテルにつきましては、その分大幅な増加という感じは受けておりません。

○教育長 足し算すると100件は超えるということですね。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 はい、そうです。

○教育長 ということです。小池委員。

○小池委員 こんなことを言っては失礼かもしれませんが、誰が泊まっているかわからないような施設は、宿泊者がいるときは事務の方がそ

ここに常駐することになっているというお話は伺っていますけれども、やはりこれだけ増えてくると不安なので、ぜひ足立区として防犯カメラをなるべく密に街の中につけていただくようお願いしたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 令和2年度に向けまして、小学校の通学路のほかにも中学校の通学区域にも防犯カメラの設置を予定しておりますので、今回このような話もありましたので学校にも設置場所等について十分配慮するように学務課からお伝えして、防犯カメラの設置に努めていきたいと思っております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 これまでこのような小規模の旅館、ホテル等で子どもたち、また学校に関わる問題は実際にどのくらい、どんなものが出ているのでしょうか。もしわかっていれば、教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 細かい資料は手元にないのですが、私の記憶の中ではホテル、旅館等、この学校の地域の中でのトラブルは今のところ、この3年間ではございません。

○教育長 よろしいですか。河本委員。

○河本委員 私も自宅が近いので気になるのですが、外観がかなり古い普通の民家であり、外からは旅館業であるとはなかなか見えづらい、中がいくらきれいに整っていても外からはぱっと見てきちんとここは旅館だと判断ができる建物ではないので、実際に住んでいる方にとっても、隣にこういう毎日入れかわり立ちかわり見知らぬ人が出入りするということだけでも不安な思いになると思います。

前回、東加平小学校の近くでもう少し大きな新築のアパート形式のような旅館・ホテル業の案件があったと思うのですが、防犯カメラのついていない通学路に面しているのです、やはり児童の安全安心という点で、こちらの事業主に防

犯カメラをなるべく設置してほしいという話も出たと思うのですけれども、その辺はどうなったかなと思いました。

○教育長 生活衛生課長。

○生活衛生課長 防犯カメラにつきましては、前回入口のところに設置するとお話ししていたと思うのですけれども、防犯カメラは、いわゆる事業者という個人が管理してございますので、歩道に向けることはプライバシーの関係があるので、難しいです。そこで、学務課と防犯カメラ担当と調整しまして、区の方でつけられないか調整してございます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 通学路ということもございまして、学校から、その面に防犯カメラの設置の希望を出していただくような形で今、話を進めておりまして、オリンピックの前には設置する方向で、現在調整しているところです。

○教育長 河本委員。

○河本委員 そのような対策を練っていただいているということで、実際これからもまだまだ増えると思います。住宅密集地、特に子どもの通学路、そういうところに関しては、防犯カメラがついていない場所に関してはつけるような取り組みを、今後新しい建物とかが上がってきたときに積極的にそういう検討をしていただけたらと思います。

○教育長 防犯カメラ設置、看板の設置と2つのご要望がありましたけれども、前回も東加平小学校のときには要望を出しているのですけれども、いかがでしょう。そういった要望をつけるということにしますか。

河本委員。

○河本委員 同じですね。

○教育長 わかりました。それともう1つたしか東加平小学校の許可にあたって要望を出したと思いますので、その答えをいただきたい。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 旅館・ホテル営業にあたって、

何か事件や事故などがあつた場合については学校、教育委員会に報告することで、それは当然事業者も了承してございます。

○教育長 看板設置はどうですか。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 看板につきましても、設置するのが基本になっております。

○教育長 東加平小についてはもう設置されたということでのいいのですか。

生活衛生課長。

○生活衛生課長 最終的にはまだです。点検段階でございます。

○教育長 なるほど。そうしましたら、いかがでしょう。東加平小のときに、事件・事故等があつた場合は教育委員会にも報告をしてもらうこと、防犯カメラの設置をお願いすること、看板をしっかりつけるということの3つお願いしていますけれども、同様の意見を付すということでもよろしいですか。

ほかの方、よろしいですか。

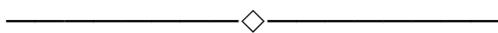
ほかにご意見、ご質問ありませんか。

ないようですので、これより第11号議案「旅館業営業許可に関する教育員会の意見について」を採決いたします。

本案については、事件・事故等があつた場合は教育委員会にも報告をしてもらうこと、防犯カメラと看板の設置についての要望を事業者をお願いするというを附帯条件として、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。ただし、附帯条件をつけさせていただくということで決しています。



○教育長 次に日程第12、教育長報告を議題と

します。今回は各担当からの報告事項にかえさせていただきます。

質疑については全ての報告が終わりまして一括でいただくようお願いいたします。それでは(1)について、荒井教育指導部長、お願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、資料37ページをご覧ください。

平成31年度児童・生徒の学力向上を図るための調査、東京都の学力調査の結果についてご報告を差し上げます。

まず小学校についてですが、37ページの真ん中に載っております数字の表の一番下の段をご覧くださいと存じます。

国語、社会、算数につきましては、平成30年度の結果をさらに上回るような形で実績を伸ばしてございますが、残念ながら理科については平成30年度の実績を下回る結果となりまして、4教科平均では昨年度と同じでございました。東京都平均から0.2ポイント、若干下回った状況にとどまっております。

38ページをご覧くださいますと、国語、算数別に東京都平均との差を示す推移のグラフとしてご覧いただけるようにしてございます。

国語の成績が伸びているというところをご覧いただけるかと思えますし、算数は平均点を下回ってございますけれども、平成30年度に比べて令和元年度は上がっている、多少ですけれども改善が見られたところでございます。

一方、中学校でございますが、そのページの下段のところに数字目標がございますので、こちらも一番下の欄をご覧くださいと存じますが、国語と社会については平成30年度の実績を上回る形でございましたが、数学、理科、英語については昨年度の実績を下回る。特に理科と英語につきましては、下がり幅が少し大きかった状況でございます。この5教科平均では平成30年度の実績を0.7ポイント下回る

結果となりました。

39ページをご覧ください。中段の表に、国語、数学、英語別の推移を折れ線グラフで表してございます。国語については改善が進んでいるところを見ていただけるかと思えます。間もなく東京都平均に追いつくのではないかと考えてございますが、数学、英語につきましてはご覧のような状態で、特に英語がここ2年ほどかけて上昇傾向だったところが、今年度落ちてしまっている状況でございます。

特に中学校の学力調査の結果には危機感を私ども、あるいは校長会も抱いてございまして、特に下がっている数学と英語について、足立スタンダードに基づくわかりやすい授業をよりブラッシュアップして基礎的な内容の着実な定着を掲げていこうと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(2)、(3)について小坂教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 41ページをご覧ください。私からは、東京2020算数ドリル実践学習会の開催についてご報告させていただきます。

以前この開催については告知させていただきましたが、令和元年12月20日、オリンピックが2名いらっしゃいまして、アスリートと子どもたちが算数について学習を深めることができました。

こちらについては、子どもたちが実際にオリンピックと触れることができ、42ページに写真もございますけれども、オリンピック選手として名前は聞いていたけれども初めて見たというところで、一緒に学習できたことをとても嬉しかったと、自分も今後何かで輝けるようになりたいというような話を聞くことができました。

学習内容としては、オリンピックと自分の垂直跳びの記録を倍数にして比較するものでし

た。最初、うおーという言葉でしたが、意外とこのジャンプについては自分とオリンピック選手は、そうは変わらないのだな、僕たちも頑張れるかなという感想で終わったという内容でした。とても生き生きとした子どもたちの顔が印象的でした。

続きまして43ページをご覧ください。足立区オリジナル体操についてご報告させていただきます。

こちらは目的がやはり体力テスト。これまでなかなか功を奏しませんでした。投力一点突破型で、徐々に小学校、中学校とも上向き傾向にございます。足立区には、残念ながらオリンピックの会場がございませんので、これを機にぜひレガシーとして、残るものということで足立体操をご提案し、今後学校における体育の授業で帯的に全体育の前にできるような形で運動の楽しさや心地よさを味わえるとともに、主運動、その後の授業につながる体の部位を起こす体の動きを高めるような内容を取り入れて体力向上につなげていきたいと考えています。

こちらについては、浅井教育委員監修・協力のもと体操の内容を作成し、足立区体力向上推進委員会の令和2年事業として体育科を専門とする小中学校の教員とコラボしながらできたかなと考えております。

以上でございます。

○教育長 次に(4)について菊地子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 資料44ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

私からは第2期の子ども・子育て支援事業計画の案と策定に伴い実施いたしましたパブリックコメントの結果につきましてご説明させていただきます。

なお、別添資料として、事業計画の概要版、計画案、パブリックコメントに対する区の考え方を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、計画案の概要につきましてご説明いたします。まず計画期間につきましては令和2年度から6年度の5年間となります。また第1章から第5章までの5章構成となっており、各章の主な内容は記載のとおりでございます。

ポイントといたしましては、第1章につきましては本計画の位置づけとして2つの法律に基づいている計画となっているもの、区の基本構想や基本計画などの上位計画、関連計画との整合を図っているといったところ。

第2章につきまして、ニーズ調査から読み取れる足立区の子ども、また、子育て家庭を取り巻く現状と課題について分析をしているものでございます。

45ページをご覧ください。そちらには第3章、基本目標や基本理念、体系について、第4章は目標達成のための各事業の取り組みについて、第5章につきましては、サービスに対する確保方策等について記載をしております。

次に11月1日から30日までに実施したパブリックコメントの結果についてご説明いたします。3のパブリックコメントの実施結果についてをご覧ください。

こちら意見提出者は7名。件数としては15件という結果でございました。いただいたご意見の主なものとしては待機児童解消に向け、施設整備を進めているけれども、一方で質の確保に向け区も取り組んでいただきたい。また、保育士が不足している中、確保に向けて特に処遇改善を図っていただきたいといった内容でございました。

最後に今後の方針につきましては、子ども支援専門部会等のご意見をいただきまして、令和2年3月までに本計画を策定し、本委員会にて議決いただく予定となっております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(5)について安部子ども施設入園課長をお願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 資料46ページをご覧ください。

私からは令和2年4月の保育施設利用申し込みの受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況についてご報告させていただきます。

所管部課名は記載のとおりです。

まず資料1の(1)をご覧ください。こちらが利用申込数をまとめた表でございます。令和2年4月分と隣に前年度のものを記載させていただいて、増減を出しております。下から2番目、利用申込合計【A+B+C】というところが全体の合計でございます。今年度については4,332件、前年度が4,526件でしたのでマイナス194件という結果になりました。

(2)の年齢別の申込数というところをご覧ください。いただきたいのですが、年齢別に見ますと0歳と3歳の申し込みでマイナスになっておまして、ほかの年齢層についてはほぼ例年どおりか若干増という形になってございます。

減の原因でございますが、一概には言えないところでございますが、次の47ページをご覧ください。上に「【参考】年齢別人口」というものを載せさせていただいております。令和元年12月と平成30年12月で年齢別の人口を比較しましたら、やはり0歳と3歳でマイナスになってございますので、1つの原因としてそもそも分母の減少が見られるのかなと考えております。

ただ、理由はいろいろあると思いますので、いずれにしろ、経年でこの状況については追っていかないといけないと考えてございます。

続きまして2番、保育コンシェルジュの利用状況についても同様に載せさせていただいております。こちらにつきましても利用申込件数

が減になったというところで、相談件数自体も若干のマイナスという形になってございます。

(2)の今後の取り組みというところで、アの身近の相談窓口として引き続き利用しやすい環境づくりに努めていくというところと、イで細かいところでございますが、来年度につきましてはタブレットを購入させていただきまして、このタブレットを利用しながらわかりやすい情報発信をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

- 教育長 ただいま所管から5件報告事項がありました。これらの件につきまして各委員からご意見、ご質問いただきたいと思っております。何か質疑はありますか。

小池委員。

- 小池委員 学力の調査結果についての今日は感想ということで、お話しさせていただきたいと思っております。

中学校が始め少し上がってきたけれども、伸び悩んでいるということで、1つは小学校が学力定着に向けてかなり早い段階からそれに取り組んできましたので、その子どもたちが中学校に上がってきて、それ以前の中学生よりも小学校で力をつけてきた子どもたちが上がっているということで、それで少し底上げができていくということが、1つ言えると思うのです。

それからもう一つ、中学校でも補充学習をしてきて、要は、比較的学力の定着の低い生徒に対しては、補充学習である程度上げることができるのですよね。伸び幅があるので。ただそれ以上に挙げることは難しくなってきて、やはりそこには各学校で工夫が必要。特に数学はそうですね。四則計算はやればやるほどできるようになるけれども、考える力と言ったときには、やはり生徒のつまずきに応じた補習とか授業をしてあげないと、なかなか伸びない。そこが数学は伸びていないのじゃないか、手が足りないのじゃないかと、私は思っています。

それから英語については、前にもお話しした

ことがあるかと思うのですが、いい授業をしている教員はいるのです。ただその授業がその学校にも広がっていかない。つまり英語の教員が、何人かいて、Aという教員はとていい授業やって、子どもも生き生きとして多分50分でかなり力がついているであろうという授業があるわけですが、実は同じ学校のほかの教員はそうでもないという実態がある。

また、いい授業が、足立区のほかの学校の教員に広がっていったいないのじゃないか。大事なことは、その英語の教員がどういう視点で授業を組み立てて、授業を展開しているかという、その考え方から伝わっていないのじゃないかということが、私は英語が伸びてないのじゃないかなと1つ感想を持っています。

それから理科は、私は大学では理科専修なのですが、今は若い教員は専修というか、専門がないのですよね。一時期やはり教員の理科離れという話も出ていましたよね。理科を教えることができない。

そういう意味で、教員の、特に若い教員の理科の専門性も薄れてきているかなと感じていますし、またやはり若い教員が増えてきて、単元でものの見方、考え方をどう子どもに伝えいくかという視点ではなくて、教科書にあるものをまず知識として教えようという視点なんじゃないかなと思います。

考える力がついていかないから、国の学力調査でも基本的なことはできても、思考を問う問題はなかなか解けていないのではないかなという感じがします。それは私、調査結果の点数、問題によっての結果を見ていないので、あくまでも予想ではあるのですけれども。

そういう意味で小学校の教員の理科の専門性をどう育てていくか。もの見方、考え方を育てる授業をどう組み立てていくかは大事なのではないかなと思います。

ただ、一昨年ですか。足立区内でも理科の研究をしていて、私も何度か見させてもらいまし

たけれども、いい研究をしていました。子どもたちのノートもとても充実していて、こういう授業を展開されれば、子どもたちの理科の力はつくだろうなと感じましたけれども、やはりそれも他校の教員に広まってないのではないかなという気持ちは、この結果を見て感じました。

小学校の校長時代に近隣の中学校の理科の授業を見たのですけれども、時間的に余裕がないのか、どちらかという教員主導型で、生徒に考える時間を与えて結論を生徒から導き出していこうという授業になっていなかったように感じます。

そういう意味でこれから学力定着推進課としてどのような取り組みをして、この結果を伸ばしていくかというのはお互いに考えていきたいなと感じています。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。もう少し分析させていただいて、またいろいろなご指摘をしていただければ、ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。浅井委員。

○浅井委員 オリジナル体操なのですけれども、もともとは私が提案させていただきました。きっかけは、小学校の教員が準備体操に何をしていたかわからないという意見を聞いて、ラジオ体操とかあるのですけれども、小学生にとってラジオ体操は簡単ではないし、毎回の授業でやるのは大変だという意見も聞いたのと、特別支援の運動会に行った時に準備体操はラジオ体操だったのですけれども、整理体操のときは、ディズニーの音楽を流してそれに合わせて体操するというバージョンだったのですが、そのとき、本当に子どもたちが楽しそうに体操している姿を見て、子どもたちが堅苦しくなく気軽にできるような体操があるといいのではないかなということで提案させていただきました。

また、オリパラのレガシーとなるように、本当に広く浸透させていきたいと思っています

ので、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。なんかディズニーに合わせてって、どんどんハードルが高くなっていくような気がする。1つよろしく願いいたします。

河本委員。

○河本委員 昨年の事務の点検評価で、中学の英語という形でさせていただいたと思うのですけれども、そこで、これから必要である4技能のお話であるとか、今回の学力調査の結果を受けて、やはり余り英語が高くないということで、昨年も私が指摘させていただいたと思うのですが、定期テスト、前期後期の、中間期末という形でやっている定期テストの出題傾向が、国や都の学力テストの問題と非常に異なっており、教科書の虫食いのような形式の定期テストではまずいのではないかというお話をさせていただいたときに、そういった出題傾向についても、学力定着推進課で検討していくというお話があったと思うのですね。

やはり、初めて見る英文の問題を解けるようになるのは、定期テストの中でも読んで、かつ理解して回答するという問題数を少し増やしていかないといけないであるとか、そういった点にもより一層力を、全校そういう統一感のあるような出題傾向ですよね。そういうところに力を入れてもらえたらいいのかなと思います。

小中連携教育課長。

○小中連携教育課長 学力定着推進課長がいまないので、私から答えさせていただきます。

定期テストの改善については、今年度5月の英語強化の、教員の全体の研修会の中で案を示させていただいて、現在、少しずつ進めているところです。

教科書の読んだことのある文章がそのまま問題に出されても、大体意味がわかるものですかから本当の読解力を図っている、また読解力につながる問題ではないというのは委員のおっ

しゃるとおりです。そこら辺の初見の問題、いろんなところからの教科書に準じた、類似した読解力を図るような問題を入れ込んだテストを進めていくということで、今まさにやっているところですが、まだまだそこが浸透していないというところで、しっかり学校を指導しながら、進めていきたいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。頑張ります。ほかに、いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 同じく学習法についてですけれども、簡単に小学校と中学校のテストの結果を見てみますと、小学校は特に顕著ですけれども、国語の力が大変ついてきていると。算数に関しても、やはり都の平均くらいまで来ている。

これが何を示しているかといいますと、私たちの知性って、言葉の力が基礎になってプラス非言語、算数とかものを見ています。完璧に何かを理解していくような非言語と言われますけれど、ですからもう言語能力が小学校の時点では都に追いついて、それよりも高くなっている。そしてそれ以外の非言語能力に関しても、恐らく今の足立区の小学生は、都の平均に負けない。そのような子たちが育ってきているのではないかなと思います。

ただ中学校になって、やはり理科とか英語とかが低いということがどういったことかと言うと、学校の成績になりますと、成績は持って生まれた知的な能力プラス、どのくらいの時間勉強するか、ということの蓄積だという考え方もあるように言われます。

ですから、さっき申し上げましたように能力は、もう十分ほかの都の子に負けない子どもたちが育っているけど、成績が低いということは、もしかしたら、中学校になりまして、ちょっと勉強時間等が足りないのかなと。そういった方向からも、これからの対策を立てていただいて、勉強時間を延ばしたら成績が上がるかどうかということも、私は大変関心を持っております。ご参考になればと思ひまして。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。少し希望が開けたような気がいたします。引き続きよろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ないようですので報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。

河本委員。

○河本委員 鋸南の施設が4月からまた再開されるということで、広報としていろいろ書かれてあったと思います。

その中でSNSという言葉もあったと思うのですが、実は先日の成人式に参加させていただきまして、足立の子どもたちはこんなにいい子たちばかりになったのかと、ほんとに感激した大変いい式典でした。私が二十歳のころとは全然比べ物にならないほど素晴らしい感動した式典だったのです。

そしてそのSNSなのですけれども、余にもいい式典だったので、私もツイッターの方で、どういう形で情報がアップされているのかなと思ひました。ただ残念ながらこんないい成人式でしたというアピールはなかったですね。

そこで、私も毎日毎日足立区が発信しているツイッターの更新をしながら毎日見ているのですが、ものすごくいい情報がたくさんあります。例えば、「発達障がいのお子さんを今まで何人も育てたお母さまが今度講演をします、いかがですか。」とか、そんな情報もあれば、全区民に向けて、とにかくいろんな情報が詰まっているのですね。ただ、どれもこれも、「いいね」が2か3しかついていないのです。

ということは、いくらこっちが一生懸命発信していても、足立区をフォローしてもらわないと、発信がどこにも行かない状態だと思ひます。

今、ちょうどその二十歳になった成人の子たちが、これからどんどん母親や父親になっていて、特に子どもの子育てにかかわる情報をど

うやって得るかという、ホームページを見る人なんか、もうほとんどいないですから。紙ベースの物は、もらってもさっと見て、捨てちゃいます。

いろいろな広報の手段が必要だとももちろん思うのですが、ツイッターなどのSNSに自ら欲しい情報をスマートフォンで探していくのが当たり前の社会なので、アップするだけではなくて、もう少しどうやったら足立区をフォローしてくれるか、どんなハッシュタグをつけるとヒットしてもらえるか。そんなこともせっかく発信しているならば、いろいろな方法を考えて、なるべく多くの区民の方や保護者の方にこちらが発信している情報を見ていただく。それをちょっと考えたほうがいいのではないかなと思います。

同じ成人式の日隣接している区をツイッターで全部調べてみたのですが、例えば区長から「成人おめでとう」とたくさん写真を添えながらアップしていると、90から100の「いいね」がついて、50くらいのリツイートがつかってくるんですね。しかもツイッター以外のフェイスブックやインスタなんかへのリツイートもしている。恐らく二十歳の子たちが自分たちの写った写真をリツイートしているのだと思います。

そんなところから「#足立」とか、足立区成人式という言葉から、ちょっとしたことがきっかけで足立区の情報、ああ、こんなにたくさんいい情報が流れているのか、と若いお父さんお母さんの目にとまるようになると思います。これからの広報の仕方も少しそういった形を考えていただければなとすごく思います。

○教育長 ありがとうございます。実はどんなハッシュタグを作ったら見てもらえるかとか、職員もいろいろな研修に参加しているのですが、なかなか実際のところまでいっていないようなので。さらに勉強させていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第1回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

午後4時7分閉会

令和 2 年 第 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和 2 年 1 月 1 6 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1	第 1 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について……………	3
日程第 2	第 2 号議案 足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例の送付について……………	5
日程第 3	第 3 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について……………	8
日程第 4	第 4 号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	14
日程第 5	第 5 号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意の送付について……………	別冊
日程第 6	第 6 号議案 公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意の送付について……………	別冊
日程第 7	第 7 号議案 足立区子ども施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第 8	第 8 号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………	19
日程第 9	第 9 号議案 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	22
日程第 10	第 10 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について……………	25
日程第 11	第 11 号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について……………	27
日程第 12	教育長報告	

[裏面へ続く](#)

2 報告事項

- (1) 平成31年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都学力調査)の調査結果について 《田巻 学力定着推進課長》 37
- (2) 東京2020算数ドリル実践学習会の開催について 《小坂 教育指導課長》 41
- (3) 足立区オリジナル体操について 《小坂 教育指導課長》 43
- (4) 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について 《菊地 子ども政策課長》 44
- (5) 令和2年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について 《安部 子ども施設入園課長》 46

3 情報連絡事項

- (1) 令和2年度学力調査の実施予定について [学力定着推進課] 48
- (2) 秋田県大仙市交流事業「教員派遣」の成果報告及び小中連携教育研修会の開催について [学力定着推進課] 49
- (3) 区立園における「園運営に関するアンケート」結果について [就学前教育推進課] 50
- (4) 令和2年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について [学校支援課] 52
- (5) 令和元年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について [学校支援課] 53
- (6) 令和2年度 小中学校用務業務委託事業者選定結果について [学校支援課] 55
- (7) 「足立区立鋸南自然の家」の一般利用の再開について [学務課] 57
- (8) 私立認定こども園の利用定員の内訳変更について [子ども政策課] 58
- (9) 2020年「成人の日の集い」の実施結果について [青少年課] 59
- (10) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 60
- (11) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 62

第 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号）
- (2) 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 0 号）
- (3) 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 1 号）

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る条例を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>1 概要 幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る条例を廃止する。</p> <p>2 内容 下記の条例を廃止する。 (1) 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (2) 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (3) 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</p> <p>3 廃止年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	令和 2 年第 1 回足立区議会定例会へ「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例」を提出する。 条例廃止後、関連する規則等を改廃する。

第 2 号議案

足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例の
送付について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例
足立区子ども・子育て施設整備基金条例（平成 2 7 年足立区条例第 1
号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項を削り、付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て施設の整備・更新を確実に進める必要があることから
この条例案を提出いたします。

第 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>1 制定の理由 保育施設、学童保育室の整備費に充当する「足立区子ども・子育て施設整備基金」は、令和 2 年 3 月末に失効予定。引き続き、子ども・子育て施設の整備・更新を確実に進める必要があることから、本基金を存続するため、現行条文の時限を撤廃する条例改正を行う。</p> <p>2 主な内容 付則の 2 を削除する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	<p>【条例改正】</p> <p>・令和 2 年 2 ～ 3 月 3 月の文教委員会に報告 足立区議会第一回定例会議案提出</p>

足立区子ども・子育て施設整備基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>足立区子ども・子育て施設整備基金条例</p> <p>第1条から第9条 （省 略）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（失効）</p> <p>2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>足立区子ども・子育て施設整備基金条例</p> <p>第1条から第9条 （現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（失効）</p> <p>2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。</p> <p>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 3 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 3 条中「第 1 0 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 2 条とし、第 1 4 条を第 1 3 条とする。

別表第 5 中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 6 中「加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額」を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

食材料費相当（副食費）を無償とするため、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の 3 歳から 5 歳児の食材料費相当（副食費）を無償とするため。</p> <p>2 改正の内容（別紙 新旧対照表のとおり） （1）区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の 3 歳から 5 歳児の食材料費相当（副食費）の費用の規定を削除する。 （2）特別保育（預かり保育）の長期休業中において、食事及び間食（おやつ等）の提供を受けた際の費用の規定を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例
平成27年3月19日条例第37号	平成27年3月19日条例第37号
改正	改正
平成28年3月25日条例第33号	平成28年3月25日条例第33号
平成28年6月23日条例第50号	平成28年6月23日条例第50号
平成29年6月23日条例第31号	平成29年6月23日条例第31号
平成30年3月28日条例第29号	平成30年3月28日条例第29号
平成30年7月2日条例第46号	平成30年7月2日条例第46号
令和元年10月1日条例第15号	令和元年10月1日条例第15号
<u>令和2年月日条例第号</u>	
第1条～第6条（省略）	第1条～第6条（現行のとおり）
<u>（教育・保育利用における給食費の徴収）</u>	
第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満	<u>第7条（削除）</u>
3歳以上の教育・保育給付認定子ども（3歳に達する日以後の最初の3月	
31日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者	
<u>から食材料費相当分として月額4,500円を徴収する。</u>	
第8条～第12条（省略）	<u>第7条～第11条（内容は現行とおりで1条ずつ繰り上げる）</u>
（事務の委任）	（事務の委任）
第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。	第12条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第6条第1項並びに第9条から前条までに定める事務を除く。

改正前

第14条 (省略)

付 則

別表第1～別表第4 (省略)

別表第5 (第7条関係)

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円

改正後

第13条 (現行とおりに)

付 則

別表第1～別表第4 (現行のとおり)

別表第5 (第6条関係)

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円

改正前				改正後				
	午後7時30分から午後8時30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円		日額 1,200円	日額 1,800円	
	下記の時間内 ①午前7時30分から午前8時30分まで② 午後4時30分から午後6時30分まで	全ての階層 (保育短時間認定子どものみ)		日額 500円			日額 500円	
		全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額			全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額	
年末保育		全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		年末保育	全ての階層	日額 2,200円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額	
病後児保育		A階層	日額 0円		病後児保育	A階層	日額 0円	
		B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額				B階層、C階層及びD階層	日額 月～金 2,200円 土 1,750円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
一時保育		全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		一時保育	全ての階層	1時間 500円 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額	
備考				備考				

改正前

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第6（第6条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中 長期休業中	午後2時から午後5時まで	350円
			午前9時から午後2時まで	350円
			午前9時から午後5時まで	700円
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

改正後

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第6（第6条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中 長期休業中	午後2時から午後5時まで	350円
			午前9時から午後2時まで	350円
			午前9時から午後5時まで	700円
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
				加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

第 4 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項第 3 号イ（ア）中「（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）」を削り、「のうち最年長者から 3 番目以降の子ども」を「（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）」に改め、同号イ（イ）中「（3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）」を削り、「特定被監護者等のうち最年長者から 3 番目以降の子どもである者」を「負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者」に改め、同号エからカまでを削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

食材料費相当（副食費）の無償化をするため、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の 3 歳から 5 歳児の食材料費相当（副食費）を無償とするにあたり、区独自の規定を改正する必要があるため。</p> <p>2 主な改正内容 全所得階層の第 3 子以降の 1 号認定子ども及び 2 号認定子どもに対する食材料費相当（副食費）の支払いを免除する規定を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>
<p>平成26年9月30日条例第55号</p>	<p>平成26年9月30日条例第55号</p>
<p>改正 令和元年10月1日条例第15号</p>	<p>改正 令和元年10月1日条例第15号 <u>令和2年月日条例第号</u></p>
<p>第1条～第13条3（省略）</p>	<p>第1条～第13条3（現行のとおり）</p>
<p>第13条</p>	<p>第13条</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除</p>

改正前	改正後
<p>を除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>（特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。）</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども <u>（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）</u> に該当する教育・保育給付認定子ども <u>特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者</u></p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>エ <u>利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</u></p> <p><u>（ア） 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族</u></p>	<p>く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども <u>（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u> である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども <u>負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）</u> である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>エ <u>（削除）</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(子に限る。)</u>又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、<u>同号イに該当すること。</u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)未満であること。</u></p> <p><u>オ 利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、<u>同号に該当すること。</u></u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第12号に定める寡夫とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)未満であること。</u></p> <p><u>カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供</u></p>	<p><u>オ (削除)</u></p> <p><u>カ (削除)</u></p>
<p>第13条4(4)～第53条 (省略)</p>	<p>第13条4(4)～第53条 (現行のとおり)</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第4条 (省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則(令和2年月日条例第号)</u></p>
	<p><u>この条例は令和2年4月1日から施行する。</u></p>

第 8 号議案

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
足立区立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年足立区教育委員会
規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を
助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の
指導及び管理をつかさどる主幹教諭をおくことができる。

第 7 条の 3 の見出し中「及び主任養護教諭」を「等」に改め、同条に
次の 1 項を加える。

- 3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職とし
て、主任栄養教諭を置くことができる。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東京都教育委員会からの通知に基づき、学校教育における食育推進
体制の更なる充実を図ることを目的として、栄養教諭の上位職（主任
栄養教諭及び主幹教諭（栄養））を設置する必要があるので、この規
則案を提出いたします。

第 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 改正の理由 東京都教育委員会からの通知に基づき、栄養教諭の人材育成及び都内各区市町村における食育推進体制の更なる強化を図るため、栄養教諭の上位職を設置する。</p> <p>2 主な内容 栄養教諭の上位職（「主任栄養教諭」及び「主幹教諭（栄養）」）を設置する。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	区内小中学校に在籍している栄養教諭のうち、次年度の主任選考及び 4 級職選考の有資格者に選考受験を促していく。

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年9月27日教育委員会規則第10号</p> <p>足立区立学校の管理運営に関する規則を公布する。 足立区立学校の管理運営に関する規則</p> <p>第1条から第7条まで (略) (主幹教諭)</p> <p>第7条の2 (略) 2から6まで (略)</p> <p>(主任教諭及び主任養護教諭)</p> <p>第7条の3 (略) 2 (略)</p> <p>第7条の4から第31条まで (略)</p>	<p>○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年9月27日教育委員会規則第10号</p> <p>足立区立学校の管理運営に関する規則を公布する。 足立区立学校の管理運営に関する規則</p> <p>第1条から第7条まで (現行のとおり) (主幹教諭)</p> <p>第7条の2 (現行のとおり) 2から6まで (現行のとおり)</p> <p><u>7 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭をおくことができる。</u></p> <p>(主任教諭等)</p> <p>第7条の3 (現行のとおり) 2 (現行のとおり)</p> <p><u>3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p>第7条の4から第31条まで (現行のとおり)</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

第 9 号議案

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成 2 3 年足立区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条を第 3 7 条とし、第 3 5 条を第 3 6 条とし、第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理の指定期間の特例）

第 3 5 条 教育委員会は、条例第 2 5 条第 2 項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会が条例第 2 6 条第 2 項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが保育の目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理期間の延長を実施する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成 2 3 年足立区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正理由 令和元年度の指定管理者公募の延期に伴い、規則において現指定管理者の指定期間の延長についての条文を定める必要があるため。 2 改正内容 別紙新旧対照表のとおり 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	令和 2 年 3 月に現指定管理者による指定管理期間延長の妥当性を足立区子ども施設指定管理者等選定審査会で判断する。

改正前	改正後
<p>第1条から第34条 (省略)</p>	<p>第1条から第34条 (現行のとおり)</p>
<p><u>(その他)</u> <u>第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者と協議し、別に定める。</u></p>	<p><u>(指定管理の指定期間の特例)</u> <u>第35条 教育委員会は、条例第25条第2項の規定により特別な事情があると認め、指定管理者を公募しないとした場合であって、かつ、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会が条例第26条第2項により、現に指定されている指定管理者の指定期間を延長することが保育の目的を最も効果的に実現できると認めた場合は、指定管理の指定期間を延長できるものとする。</u></p>
<p><u>(委任)</u> <u>第36条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p><u>(その他)</u> <u>第36条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者と協議し、別に定める。</u></p>
	<p><u>(委任)</u> <u>第37条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

第 10 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 16 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	こども家庭支援センター別棟
所 在 地	東京都足立区東綾瀬一丁目 5 番 17 号
種 類	建物
数 量	291.6 m ²
価 格	24,180 千円
用途廃止の日	令和 2 年 2 月 3 日

(提案理由)

旧こども家庭支援センターの別棟の解体に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について												
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課												
内 容	<p>1 提案の理由</p> <p>旧こども家庭支援センター用地内にある別棟（現在、さくら学童保育室として使用）の解体に伴い、教育財産の用途を廃止する必要があるため、この案を提出する。</p> <p>2 用途を廃止する財産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>こども家庭支援センター別棟</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>足立区東綾瀬一丁目 5 番 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>2 9 1 . 6 m²</td> </tr> <tr> <td>価 格</td> <td>2 4 , 1 8 0 千円</td> </tr> <tr> <td>用途廃止の日</td> <td>令和 2 年 2 月 3 日</td> </tr> </table>	名 称	こども家庭支援センター別棟	所 在 地	足立区東綾瀬一丁目 5 番 1 7 号	種 類	建物	数 量	2 9 1 . 6 m ²	価 格	2 4 , 1 8 0 千円	用途廃止の日	令和 2 年 2 月 3 日
名 称	こども家庭支援センター別棟												
所 在 地	足立区東綾瀬一丁目 5 番 1 7 号												
種 類	建物												
数 量	2 9 1 . 6 m ²												
価 格	2 4 , 1 8 0 千円												
用途廃止の日	令和 2 年 2 月 3 日												
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。												

第 1 1 号議案

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 1 6 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
旅館業の営業許可を行うにあたり、足立区足立保健所長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議ないものとする。

(提案理由)

旅館業法第 3 条第 4 項の規定により、足立区足立保健所長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 1 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 1 月 1 6 日

件 名	旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 提案理由</p> <p>旅館業の営業許可について、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和 50 年規則第 29 号）で足立保健所長に委任】</p> <p>この許可を行うにあたり、当該施設から約 80 メートルの位置に第十二中学校が存在するため、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に基づき、足立保健所長より意見を求められたものである。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">旅館業法第 3 条第 4 項（要約）</p> <p>区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね 100 メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。</p> <p>2 施設概要</p> <p>(1) 所在地 足立区大谷田一丁目 13 番 12 号</p> <p>(2) 申請者 楊 婷</p> <p>(3) 営業種別 旅館・ホテル営業</p> <p>(4) 名称 (仮称) 貴頂ハウス NO. 1</p> <p>(5) 間取り、施設の外形 別紙図面のとおり</p> <p>(6) 当該学校までの距離 約 80 メートル</p>
今後の方針	議決後、足立保健所長へ回答する。

31 足足保生収第1896-2号
令和元年11月20日

足立区教育委員会 様

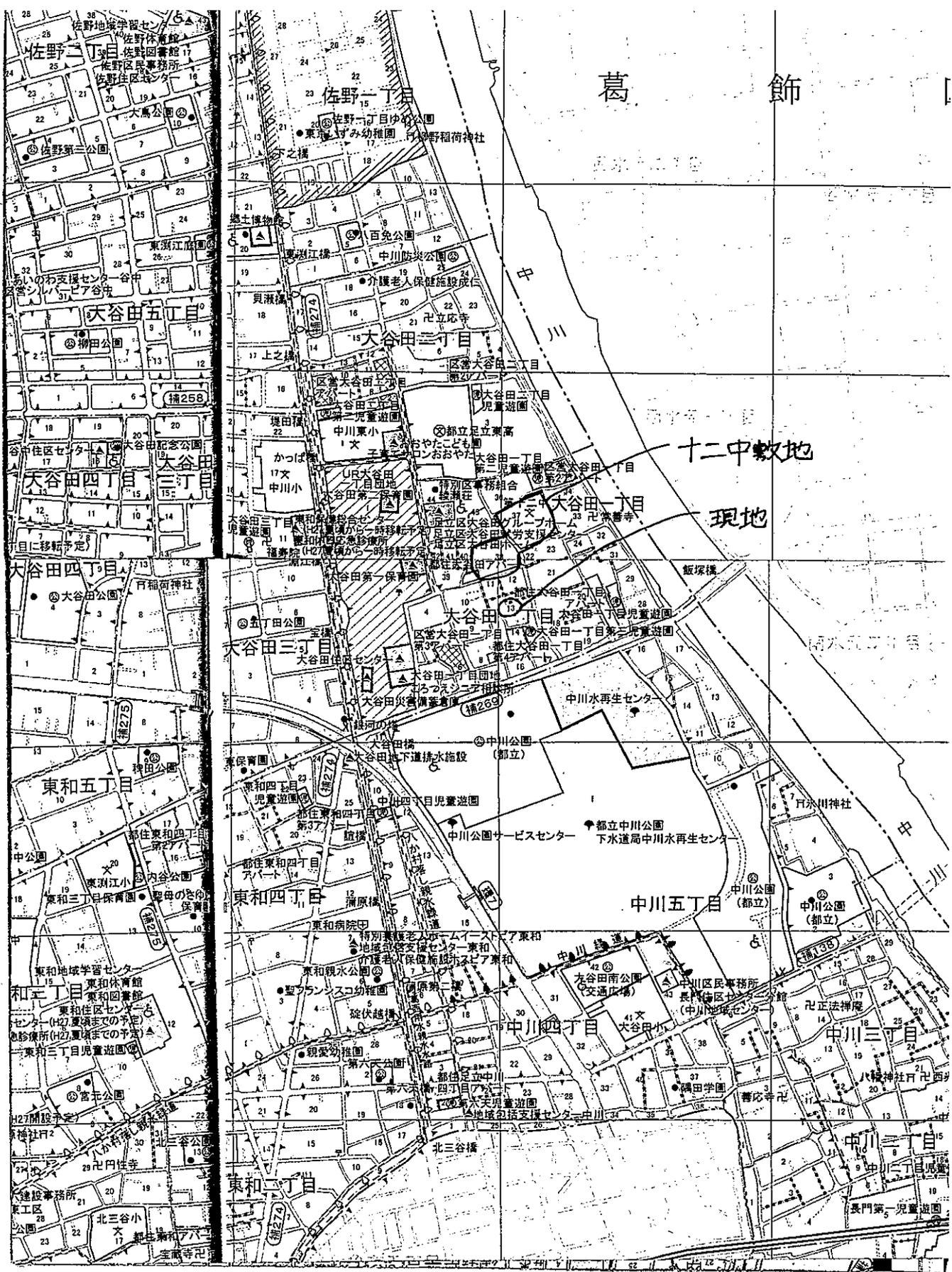
足立区足立保健所長
寺西 新

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立第十二中学校（住所：足立区大谷田一丁目37番1号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 申請地 | 東京都足立区大谷田一丁目13番12号 |
| 2 申請者 | 株式会社貴頂洋行 代表取締役 楊 婷 |
| 3 営業種別及び名称 | 旅館・ホテル営業 貴頂ハウスNO. 1（仮称） |
| 4 新設・譲渡の別 | 新設 |
| 5 施設概要 | 別図のとおり（付近見取図、平面図、立面図（写真で代用）） |
| 6 施設との距離 | 80メートル |
| 7 参 考 | 許可後すぐに営業開始予定 |



旅館業構造設備の概要 (1)

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

大谷田一丁目第三児童遊園 _____ の敷地から営業施設の敷地まで 約 3 0 m

区立第十二中学校 _____ の敷地から営業施設の敷地まで 約 8 0 m

面積		敷地面積 125.74 m ²	建築面積 57.63 m ²	延べ面積 128.35 m ²	旅館業該当面積 128.35 m ²
建築物の構造等種類		R C 造・S 造・S R C 造・ 木造モルタル ・その他 () 地上 2階、地下 × 階建て・使用部分			1.2 階
出入口		玄関帳場 (フロント) × m ²	ロビー × m ²	下駄箱 有 (玄関・室内)・なし	
客室 m ² 室 名	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること				
		1 階	2 階		
	寝台 有 ・無	7.92 m ² 1室 2名	13.31 m ² 1室 2名	室 m ² 名	室 m ² 名
	個室 ・共用			室 m ² 名	室 m ² 名
	寝台 有 ・無	12.6 m ² 1室 2名	9.30 m ² 1室 2名	室 m ² 名	室 m ² 名
	個室 ・共用			室 m ² 名	室 m ² 名
	寝台 (有・無)	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名
	個室 ・共用	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名
	寝台 (有・無)	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名
	個室 ・共用	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名	室 m ² 名
各階合計	2室 4名 m ²	2室 4名 m ²	室 m ² 名	室 m ² 名	
便所	階数	1 階	2 階	階	階
	共用	男 1 か所 大 1 個 小 1 個	男 1 か所 大 1 個 小 1 個	男 1 か所 大 1 個 小 1 個	男 1 か所 大 1 個 小 1 個
		女 1 か所 1 個	女 1 か所 1 個	女 1 か所 1 個	女 1 か所 1 個
	個室専用	個	個	個	個
		だれでもトイレ		階	か所

旅館業構造設備の概要（２）

共用 洗面所	階数	1階	2階	階	階
	か所数	1か所	1か所	か所	か所
	混合水栓	1個	1個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室 洗面所	階数	階	階	階	階
	か所数	か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
浴室	共用（浴槽： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <small>2階はシャワーのみ</small>			個室専用（浴槽： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無）	
	同時に複数人使用 (可・ <input type="checkbox"/> 不可)	1階（男・女）	2.56㎡	階 か所脱衣所（有・無） 階 か所脱衣所（有・無） 階 か所脱衣所（有・無） 階 か所脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり	
		混合水栓 2個 湯栓 0個 水栓 0個 脱衣室面積 1.36㎡			
2階（男・女）	2.04㎡				
	混合水栓 1個 湯栓 ×個 水栓 ×個 脱衣室面積 ×㎡				
その他の室	調理場 ×㎡	食堂 ×㎡	事務室 ×㎡	従業員室 ×㎡	
暖房の種類	<input type="checkbox"/> エアコン・その他（ <input type="checkbox"/> ）				
ガス設備	ガス設備がある客室 室		客室専用の元栓がある客室 × 室		
寝具格納設備	4か所（ <input type="checkbox"/> 1階、 <input type="checkbox"/> 2階、 <input type="checkbox"/> 階）				
営業所	名称： <input type="text"/> 所在地：足立区大谷田1-13-12 電話： <input type="text"/>				
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲用の使用水	<input type="checkbox"/> 上水（ <input type="checkbox"/> 直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量 ×㎡				
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途： <input type="text"/> ）・ <input type="checkbox"/> 無 井水用貯水槽有・ <input type="checkbox"/> 無 貯水槽有効容量 ×㎡ 消毒薬使用 有・ <input type="checkbox"/> 無 自動滅菌機 有・ <input type="checkbox"/> 無				
その他の設備	貯湯槽 有（設定温度 <input type="text"/> ℃）・ <input type="checkbox"/> 無 循環式風呂 有※・無 無循環式浴槽の表示有・ <input type="checkbox"/> 無 浴槽循環系統数（ <input type="text"/> × <input type="text"/> ）系統 気泡発生装置 有（ <input type="text"/> か所）・ <input type="checkbox"/> 無 露天風呂 有・ <input type="checkbox"/> 無 ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				
建築基準法関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法関係規定に適合しています。				

33

5,696

260

260

10,135

100

2,580

100

2,673

100

3,582

100

800

100

600
800

393

100

1,768

100

1,788

130

1,630

180

800

ガスメーター

消火器

TEL

避難口
誘導灯

下駄箱

階段下
収納

トイレ

洗面

トイレ

脱衣所

洗濯ハン

浴室

給湯機

倉庫

床の間

押入

子 火災報知器

子 火災報知器

子

子

子

800

1,895

100

800

100

1,100

100

1,200

75

575

100

1,250

100

800

100

1,640

100

565

800

10,135

11,500

株式会社エナブル

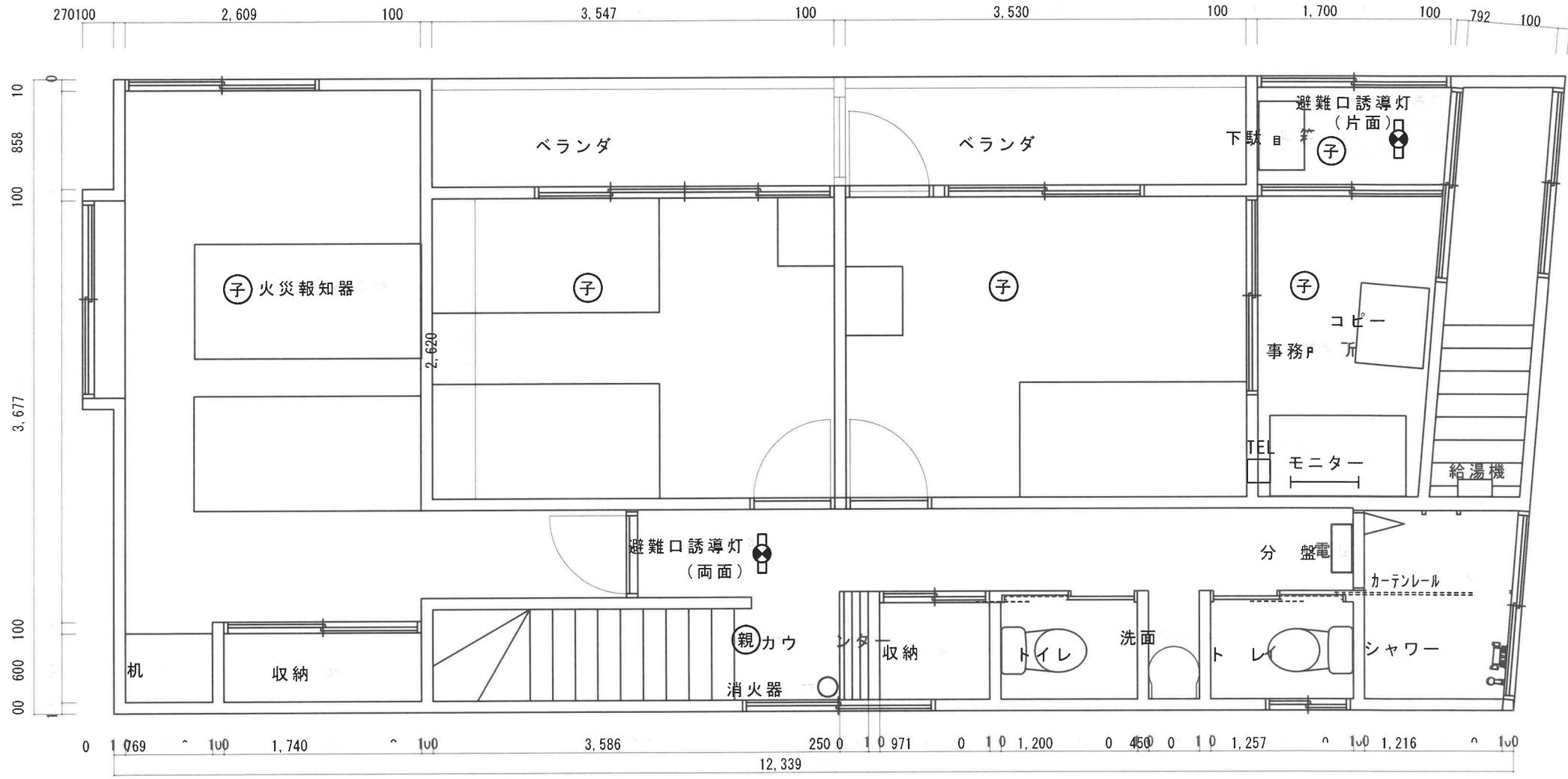
件名 大谷田戸建計画
図面名 改修計画図 1F

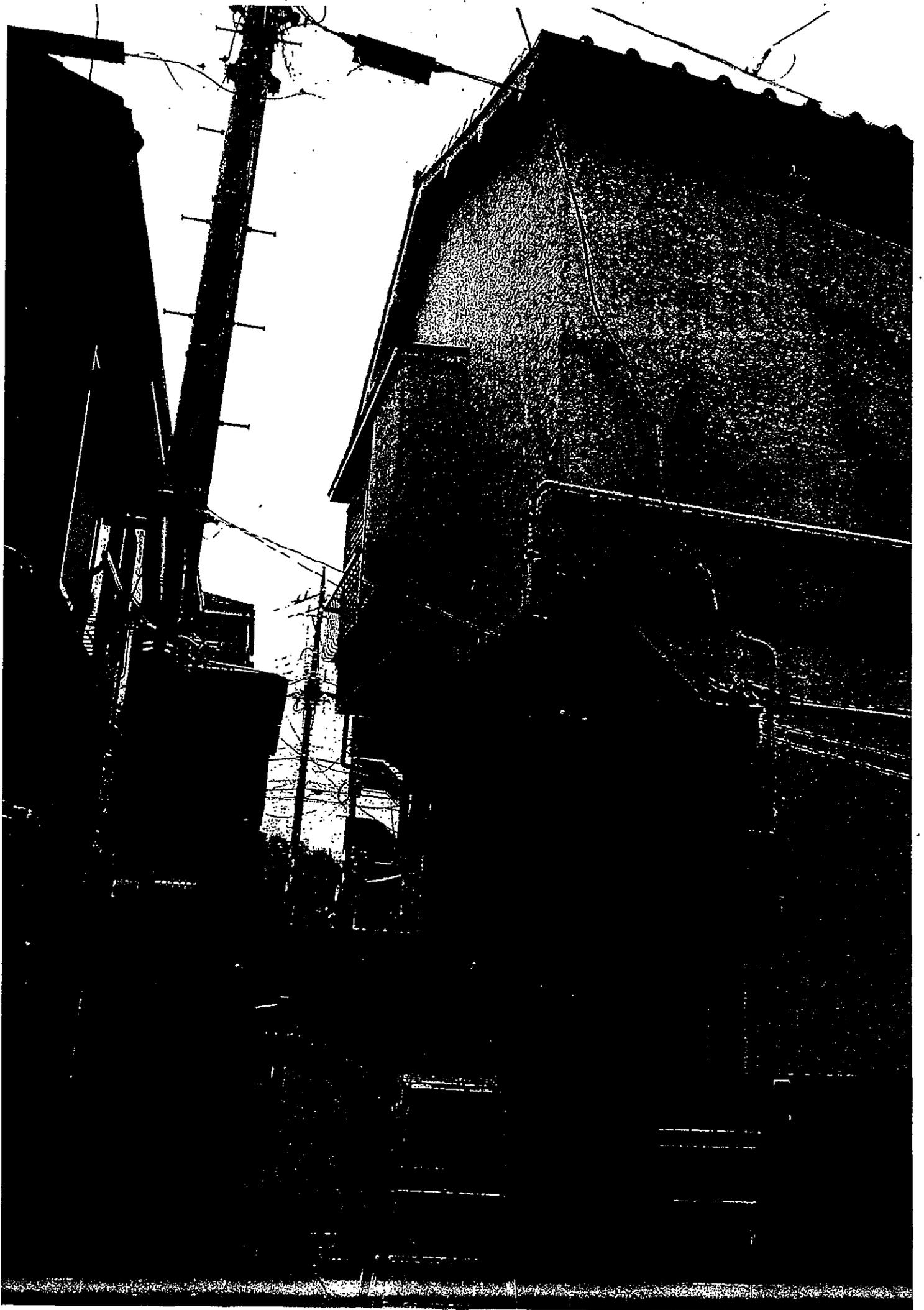
縮尺 S=1/50
日付 20191029

変更事項

図面番号

34





【保健所の見解】

令和元年11月6日付で申請のあった施設について、令和元年12月25日に、申請書の内容に基づき、実地検査を行った。申請書どおりの構造設備であることを確認した。

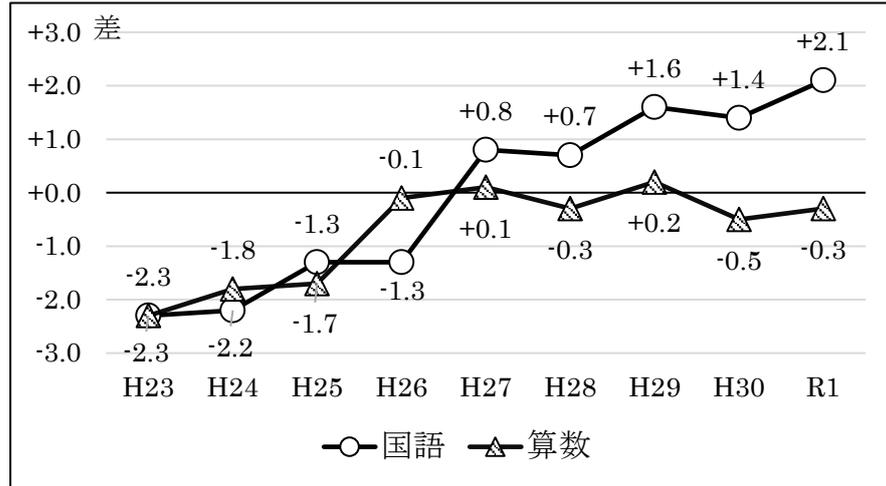
書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年1月16日

件 名	平成31年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都学力調査)の調査結果について																																																																																												
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																																																																																												
内 容	<p>令和元年7月4日(木)に実施した東京都学力調査の調査結果について報告する。</p> <p>1 調査結果</p> <p>(1) 小学校</p> <p>【平均正答率】 (単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>算数</th> <th>理科</th> <th>4教科平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">R1</td> <td>足立区</td> <td>69.1</td> <td>66.0</td> <td>59.7</td> <td>54.2</td> <td>62.3</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>67.0</td> <td>66.3</td> <td>60.0</td> <td>56.6</td> <td>62.5</td> </tr> <tr> <td>差(a)</td> <td>+2.1</td> <td>-0.3</td> <td>-0.3</td> <td>-2.4</td> <td>-0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H30</td> <td>足立区</td> <td>67.9</td> <td>69.4</td> <td>53.3</td> <td>69.4</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>66.5</td> <td>70.2</td> <td>53.8</td> <td>70.4</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>差(b)</td> <td>+1.4</td> <td>-0.8</td> <td>-0.5</td> <td>-1.0</td> <td>-0.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R1 差-H30 差 (a-b)</td> <td>+0.7</td> <td>+0.5</td> <td>+0.2</td> <td>-1.4</td> <td>±0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平均正答率 都全体と足立区の差 経年比較】 < 4教科平均 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <caption>【平均正答率 都全体と足立区の差 経年比較】 (単位: %)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>都全体</th> <th>足立区</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>63.8</td><td>66.9</td><td>-3.1</td></tr> <tr><td>H24</td><td>64.9</td><td>67.0</td><td>-2.1</td></tr> <tr><td>H25</td><td>65.9</td><td>67.9</td><td>-2.0</td></tr> <tr><td>H26</td><td>66.5</td><td>67.6</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>H27</td><td>66.7</td><td>66.9</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>H28</td><td>66.8</td><td>67.0</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>H29</td><td>66.7</td><td>67.0</td><td>+0.3</td></tr> <tr><td>H30</td><td>66.7</td><td>66.9</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>66.7</td><td>66.9</td><td>-0.2</td></tr> </tbody> </table>	年度	区分	国語	社会	算数	理科	4教科平均	R1	足立区	69.1	66.0	59.7	54.2	62.3	東京都	67.0	66.3	60.0	56.6	62.5	差(a)	+2.1	-0.3	-0.3	-2.4	-0.2	H30	足立区	67.9	69.4	53.3	69.4	65.0	東京都	66.5	70.2	53.8	70.4	65.2	差(b)	+1.4	-0.8	-0.5	-1.0	-0.2	R1 差-H30 差 (a-b)		+0.7	+0.5	+0.2	-1.4	±0	年度	都全体	足立区	差	H23	63.8	66.9	-3.1	H24	64.9	67.0	-2.1	H25	65.9	67.9	-2.0	H26	66.5	67.6	-1.1	H27	66.7	66.9	-0.2	H28	66.8	67.0	-0.2	H29	66.7	67.0	+0.3	H30	66.7	66.9	-0.2	R1	66.7	66.9	-0.2
年度	区分	国語	社会	算数	理科	4教科平均																																																																																							
R1	足立区	69.1	66.0	59.7	54.2	62.3																																																																																							
	東京都	67.0	66.3	60.0	56.6	62.5																																																																																							
	差(a)	+2.1	-0.3	-0.3	-2.4	-0.2																																																																																							
H30	足立区	67.9	69.4	53.3	69.4	65.0																																																																																							
	東京都	66.5	70.2	53.8	70.4	65.2																																																																																							
	差(b)	+1.4	-0.8	-0.5	-1.0	-0.2																																																																																							
R1 差-H30 差 (a-b)		+0.7	+0.5	+0.2	-1.4	±0																																																																																							
年度	都全体	足立区	差																																																																																										
H23	63.8	66.9	-3.1																																																																																										
H24	64.9	67.0	-2.1																																																																																										
H25	65.9	67.9	-2.0																																																																																										
H26	66.5	67.6	-1.1																																																																																										
H27	66.7	66.9	-0.2																																																																																										
H28	66.8	67.0	-0.2																																																																																										
H29	66.7	67.0	+0.3																																																																																										
H30	66.7	66.9	-0.2																																																																																										
R1	66.7	66.9	-0.2																																																																																										

<国語・算数>



【分析】

- ・ 最近5年間に於ける4教科平均は都平均レベル前後で安定している。
- ・ その要因として、国語が都平均を安定的に上回っていることがあげられる。
- ・ その一方、算数は都平均前後で推移する状態が続いている。基礎学力の定着を図りつつ、それらを活用して応用問題を解く力を伸ばしていく。

(2) 中学校

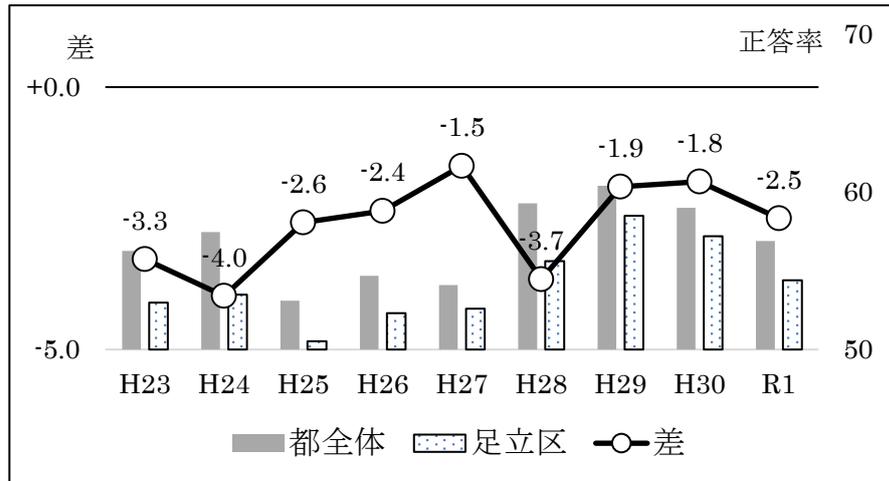
【平均正答率】

(単位：%)

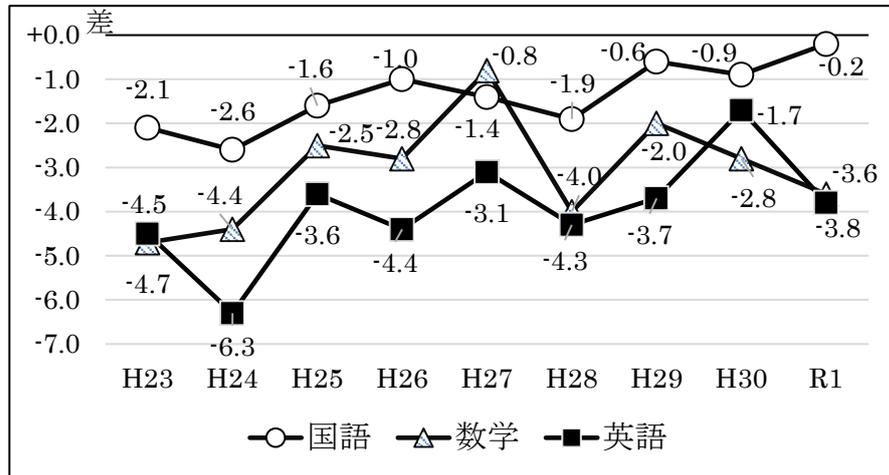
年度	区分	国語	社会	数学	理科	英語	5教科平均
R1	足立区	71.7	49.1	50.9	46.8	53.7	54.4
	東京都	71.9	51.1	54.5	49.5	57.5	56.9
	差(a)	-0.2	-2.0	-3.6	-2.7	-3.8	-2.5
H30	足立区	71.6	57.5	50.2	51.7	55.0	57.2
	東京都	72.5	60.3	53.0	52.5	56.7	59.0
	差(b)	-0.9	-2.8	-2.8	-0.8	-1.7	-1.8
R1 差-H30 差 (a-b)		+0.7	+0.8	-0.8	-1.9	-2.1	-0.7

【平均正答率 都全体と足立区の差 経年比較】

< 5教科平均 >



< 国語・数学・英語 >



【分析】

- ・ 国語は都平均との差を縮めているが、5教科平均について、都平均を下回る傾向が続いており、その差が2ポイントを超えた。
- ・ その要因として、数学と英語で都平均との差が広がったことがあげられる。
- ・ 数学と英語においては、足立スタンダードに基づく「わかる授業」の実践により関心や意欲を高めながら、基礎的内容の着実な定着をさらに図っていく。

※平均正答率：児童・生徒の平均正答数の割合を%で示した数値
 [(平均正答数 / 出題数) × 100]

	2 対象学年・科目・受検人数 (単位：人)					
	学年 \ 教科	国語	社会	算数 数学	理科	英語
	小学5年生	5,122	5,126	5,129	5,133	
	中学2年生	3,839	3,843	3,845	3,846	3,835
今後の方針	調査結果データの更なる分析を進め、足立区ホームページにて調査結果の概要を公表するとともに、学力定着の取り組みに活用していく。					

教 育 委 員 会 報 告

令和2年1月16日

件 名	東京2020算数ドリル実践学習会の開催について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>「東京2020算数ドリル」実践学習会を開催したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要 オリンピック選手が来校し、実技を交えた「体育のような算数授業」を開催した。</p> <p>2 日時 令和元年12月20日（金）10:40～13:00</p> <p>3 場所・対象学年 足立区立千寿本町小学校体育館・第6学年（66名）</p> <p>4 内容 (1) 2019年度版「東京2020算数ドリル」を活用した座学 (2) バレーボールアスリートによるデモンストレーションを交えた実践学習 ・ 自分とオリンピック選手がジャンプした時の最高到達点は、それぞれジャンプする前に手を伸ばした時の到達点の何倍の高さになるか調べよう。 (3) 給食の時間におけるアスリートとの交流</p> <p>5 児童の様子 オリンピック選手と一緒に体を動かしたり、問題を解いたりする学習に意欲的に取り組み、楽しみながら授業に臨んでいた。</p> <p>6 参加アスリート ・ 大竹 秀之（1992年バルセロナオリンピック出場） ・ 杉山 祥子（2004年アテネオリンピック、2008年北京オリンピック出場）</p> <p>7 当日の様子 別紙参照</p>
今後の方針	オリンピック・パラリンピック教育研修会において、全小中学校の担当者に対して実施報告を行う。

「東京2020算数ドリル」実践学習会(令和元年12月20日(金)) 当日の様子



<児童の感想>

- ・バレーボールをやりながら、算数の問題を解くことがとても楽しかった。
- ・オリンピックに出場した選手のプレーやお話を聞いて、自分も輝けるようになりたいと思った。
- ・オリンピック・パラリンピックが楽しみになった。

教 育 委 員 会 報 告

令和2年1月16日

件 名	足立区オリジナル体操について												
所管部課名	教育指導部教育指導課												
内 容	<p style="text-align: center;">「足立区オリジナル体操」の概要について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的 令和元年度の新体力テストの結果、足立区の児童・生徒の体力は、上昇傾向にあるものの、依然として都平均より下回っており、体力向上に向けての取組みが必要である。足立区オリジナル体操を制作し、体育授業を充実させることで、運動の日常化を推進するとともに、児童・生徒の健康の保持増進、体力の向上を図る。</p> <p>2 体操の内容 発達の段階に合わせて3つのバリエーションを制作する。1つの体操は2～3分間とする。</p> <p>(1) 体操のバリエーション</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">バリエーション</th> <th style="width: 25%;">対象学年</th> <th style="width: 50%;">体操の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運動遊びバージョン</td> <td style="text-align: center;">小学校 1～3年生</td> <td>軽快なリズムに合わせて、体を動かすことを楽しみながら多様な動きが身に付く体操</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">動きを高めるバージョン</td> <td style="text-align: center;">小学校 4～6年生</td> <td>律動的なリズムに合わせて、よい動きを意識しながら、動きを高める体操</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体力向上バージョン</td> <td style="text-align: center;">中学校 1～3年生</td> <td>自己の体力を意識し、体力の向上を図るとともに運動の日常化へとつながる体操</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 体操の活用場面 体育科の準備運動時に活用することで、運動の楽しさや心地よさを味わえるようにするとともに、主運動につながる体の部位をほぐし、体の動きを高めることで、体力の向上を図る。</p>	バリエーション	対象学年	体操の内容	運動遊びバージョン	小学校 1～3年生	軽快なリズムに合わせて、体を動かすことを楽しみながら多様な動きが身に付く体操	動きを高めるバージョン	小学校 4～6年生	律動的なリズムに合わせて、よい動きを意識しながら、動きを高める体操	体力向上バージョン	中学校 1～3年生	自己の体力を意識し、体力の向上を図るとともに運動の日常化へとつながる体操
バリエーション	対象学年	体操の内容											
運動遊びバージョン	小学校 1～3年生	軽快なリズムに合わせて、体を動かすことを楽しみながら多様な動きが身に付く体操											
動きを高めるバージョン	小学校 4～6年生	律動的なリズムに合わせて、よい動きを意識しながら、動きを高める体操											
体力向上バージョン	中学校 1～3年生	自己の体力を意識し、体力の向上を図るとともに運動の日常化へとつながる体操											
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅井教育委員監修・協力のもと体操を制作する。 ・ 足立区体力向上推進委員の令和2年度の事業とし、体育科を専門とする小中学校の教員と連携する。 												

教 育 委 員 会 報 告

令和2年1月16日

件 名	第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>「足立区子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に策定し計画を推進してきた。この度、更なる施策の進展を目指すため、「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)」を新たに策定するとともに、以下のとおりパブリックコメントを実施したので、報告する。</p> <p>1 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の概要</p> <p>(1) 計画の期間 5年間(令和2年度～令和6年度) ※計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行う。</p> <p>(2) 各章の主な要点</p> <p>第1章 計画の策定にあたって〈P1～10〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の位置付け 子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定する。 ・ 他計画等との関連性と所掌範囲 「足立区基本構想」「足立区基本計画」等の上位計画や関連計画との整合・連携を図る。 本計画の対象は、就学前児童(0～6歳)とその保護者を基本とするが、学童保育室に関することなどは、関連事業として本計画に規定する。 ・ 計画の推進体制 足立区地域保健福祉推進協議会(子ども支援専門部会を含む)にて計画の進捗を、点検・評価していく。 <p>第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題</p> <p style="text-align: right;">〈P11～28〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の概況やニーズ調査結果を踏まえた子育て世帯の現状と課題、現計画の事業進捗状況を評価した。

	<p>第3章 計画の基本理念、基本目標〈P29～38〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期計画も、足立区教育大綱で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有した上で、施策体系（P36～37）を構築した。 <p>第4章 各施策の取り組み〈P39～82〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策ごとに現状と今後の方向性、主な事務事業を示し、施策の達成状況を図るため、施策に「成果指標」、主な事務事業に「活動指標」を設定した。 <p>第5章 量の見込みと確保方策〈P83～138〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（どの位需要があるのか）」と「確保方策（いつどの程度供給するのか）」及びその実施時期などを定めた。 <p>※各章中、第1章～第4章は、法定上任意記載事項、第5章は必須記載事項となる。</p> <p>2 パブリックコメントの実施概要について</p> <p>(1) 実施期間 令和元年11月1日（金）～11月30日（土）</p> <p>(2) 公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版 【別添資料1】 イ 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案） 【別添資料2】 <p>3 パブリックコメントの実施結果について</p> <p>(1) 意見提出者数【意見の件数】 7人【15件】</p> <p>(2) 意見の提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区ホームページの意見受付フォーム 6人 イ ファクシミリ 1人 <p>(3) 意見に対する区の考え方 パブリックコメントでの意見等に対する区の考え方は、別添資料3のとおりである。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>パブリックコメントでの意見や足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）での意見聴取等を踏まえ、令和2年3月までに本計画を策定・教育委員会にて議決する予定である。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和2年1月16日

件 名	令和2年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について																																																																																				
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																																																																																				
内 容	<p>令和2年4月保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ））利用申込の受付状況及び保育コンシェルジュの利用状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和2年4月保育施設利用申込受付状況</p> <p>(1) 利用申込数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年 4月分</th> <th>平成31年 4月分</th> <th>増減</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利用申込(受付期間中)【A】</td> <td>2,943</td> <td>3,094</td> <td>△151</td> <td>95.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内訳 (受付 場所別)</td> <td>子ども施設入園課</td> <td>1,917</td> <td>1,885</td> <td>32</td> <td>101.7%</td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td>537</td> <td>589</td> <td>△52</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>保育施設</td> <td>489</td> <td>620</td> <td>△131</td> <td>78.9%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">審査継続分【B】</td> <td>1,226</td> <td>1,234</td> <td>△8</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先行利用調整申込【C】</td> <td>163</td> <td>198</td> <td>△35</td> <td>82.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用申込合計【A+B+C】</td> <td>4,332</td> <td>4,526</td> <td>△194</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">募集人数（令和2年は予定）</td> <td>5,105</td> <td>4,028</td> <td>1,077</td> <td>126.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・【B】10月～1月入所希望受付分のうち、待機のため令和2年4月の審査に継続するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【C】小規模保育、保育ママの卒園児を対象とした先行申込 ・上記人数は、転園、区外からの入園、区外園との併願を含む <p>(2) 年齢別申込数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,112</td> <td>1,781</td> <td>737</td> <td>522</td> <td>139</td> <td>41</td> <td>4,332</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>1,228</td> <td>1,765</td> <td>698</td> <td>670</td> <td>125</td> <td>40</td> <td>4,526</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△116</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>△148</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>△194</td> </tr> </tbody> </table>			令和2年 4月分	平成31年 4月分	増減	前年比	利用申込(受付期間中)【A】		2,943	3,094	△151	95.1%	内訳 (受付 場所別)	子ども施設入園課	1,917	1,885	32	101.7%	福祉課	537	589	△52	91.2%	保育施設	489	620	△131	78.9%	審査継続分【B】		1,226	1,234	△8	99.4%	先行利用調整申込【C】		163	198	△35	82.3%	利用申込合計【A+B+C】		4,332	4,526	△194	95.7%	募集人数（令和2年は予定）		5,105	4,028	1,077	126.7%		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	令和2年	1,112	1,781	737	522	139	41	4,332	平成31年	1,228	1,765	698	670	125	40	4,526	増減	△116	16	39	△148	14	1	△194
		令和2年 4月分	平成31年 4月分	増減	前年比																																																																																
利用申込(受付期間中)【A】		2,943	3,094	△151	95.1%																																																																																
内訳 (受付 場所別)	子ども施設入園課	1,917	1,885	32	101.7%																																																																																
	福祉課	537	589	△52	91.2%																																																																																
	保育施設	489	620	△131	78.9%																																																																																
審査継続分【B】		1,226	1,234	△8	99.4%																																																																																
先行利用調整申込【C】		163	198	△35	82.3%																																																																																
利用申込合計【A+B+C】		4,332	4,526	△194	95.7%																																																																																
募集人数（令和2年は予定）		5,105	4,028	1,077	126.7%																																																																																
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																																																																														
令和2年	1,112	1,781	737	522	139	41	4,332																																																																														
平成31年	1,228	1,765	698	670	125	40	4,526																																																																														
増減	△116	16	39	△148	14	1	△194																																																																														

※ 0歳と3歳の申込が前年度と比較して減少している。
 要因の一つとして、下記の表のとおり、前年度と比較して人口自体が減少していることが考えられる。

【参考】年齢別人口 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和元年12月	4,629	5,029	5,026	5,145	5,341	5,215
平成30年12月	5,027	5,152	5,248	5,418	5,272	5,340
増減	△398	△123	△222	△273	69	△125

2 保育コンシェルジュ利用状況

(1) 利用延人数 (人)

期間	4/1～9/30		10/1～12/2 【10/15～12/2 特設会場設置】		会場別合計		総合計
	区役所	出張 相談	区役所	出張 相談	区役所	出張 相談	
元年度	991	607	690	331	1,681	938	2,619
30年度	1,075	576	792	373	1,867	949	2,816
前年比	92.2%	105.4%	87.1%	88.7%	90.0%	98.8%	93.0%

【出張先】子育てサロン、福祉課、保健センター

(2) 今後の取り組み

ア 身近な相談窓口として、子育てサロンなどでの出張相談やミニ説明会を引き続き実施し、利用しやすい環境づくりに努めていく。

イ 令和2年度タブレット端末の導入を検討し、新たなトピックス、リアルタイム情報の提供や画像等を用いて視覚的にわかりやすい情報提供など、相談の質を高めていく。

今後の方針

利用調整結果については、令和2年2月10日頃に申請者へ通知する。
 利用調整後、空きが生じた場合は、追加利用調整を実施していく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	令和2年度学力調査の実施予定について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>児童・生徒の学習理解状況等を把握し、個に応じた学習指導と教員の授業改善につなげるため、学力調査を以下のとおり実施する。</p> <p>1 足立区調査「足立区学力定着に関する総合調査」 実 施 日：令和2年4月10日（金） 対象学年：小学校 2年生～6年生 中学校 1年生～3年生 対象教科：小学校 国語、算数 中学校 国語、数学、英語 調査結果：区ホームページ等において9月公表（予定）</p> <p>2 全国調査「全国学力・学習状況調査」 実 施 日：令和2年4月16日（木） 対象学年：小学校 6年生 中学校 3年生 対象教科：小学校 国語、算数 中学校 国語、数学 調査結果：文部科学省より7月下旬公表（予定）</p> <p>3 東京都調査「児童・生徒の学力向上を図るための調査」 実 施 日：令和2年7月2日（木） 対象学年：小学校 5年生 中学校 2年生 対象教科：小学校 国語、社会、算数、理科 中学校 国語、社会、数学、理科、英語 調査結果：東京都より11月中旬公表（予定）</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

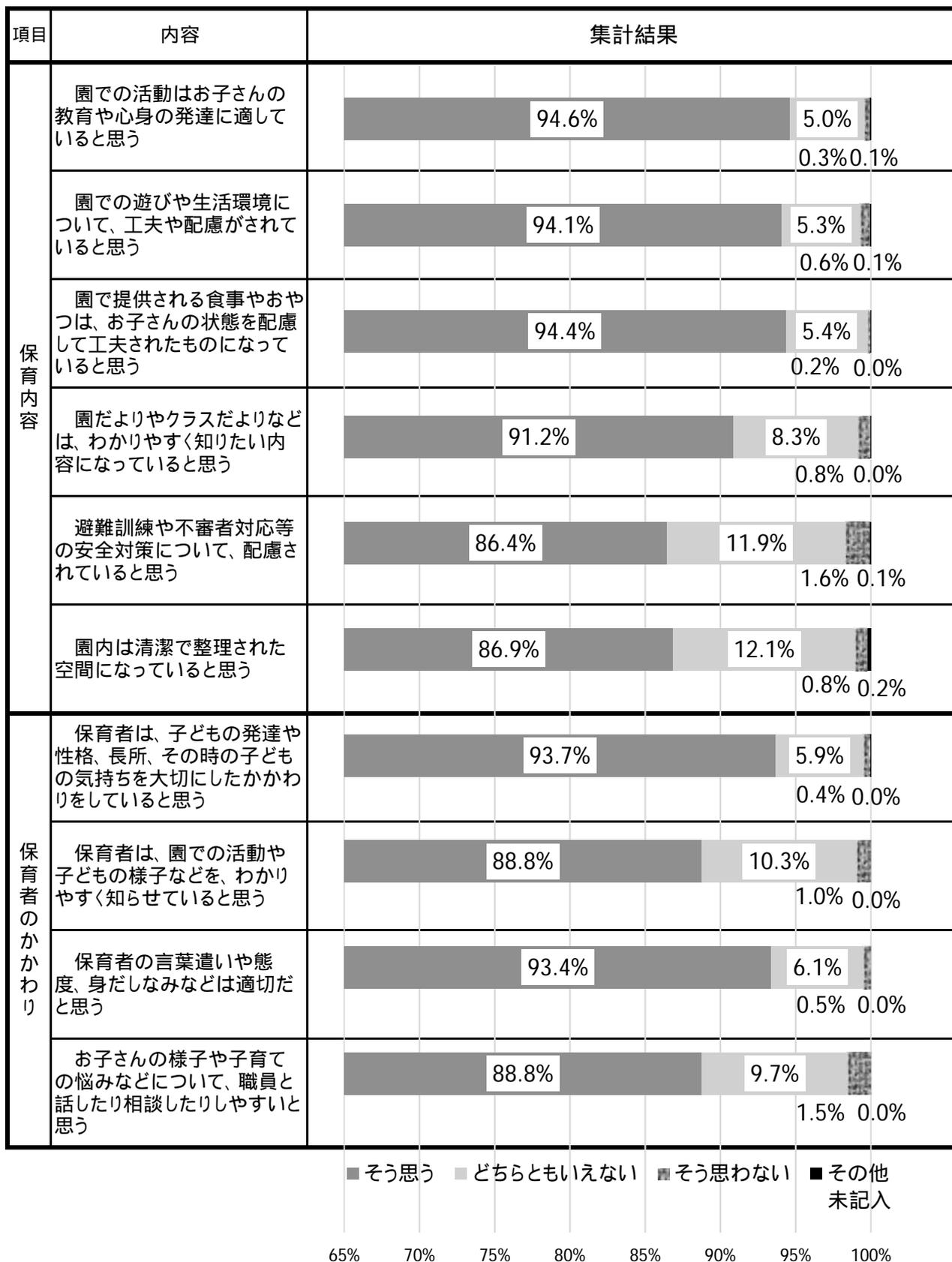
件 名	秋田県大仙市交流事業「教員派遣」の成果報告及び小中連携教育研修会の開催について
所管部課名	教育指導部 学力定着推進課、小中連携教育担当課
内 容	<p>学力向上施策の取組みに大きな成果をあげている秋田県大仙市に、今年度も教員を派遣した。</p> <p>大仙市の具体的な取組みを、区内管理職や教員が直接学ぶ機会を提供するため、大仙市への派遣教員による成果報告及び研修会を開催する。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月28日(火) 午後2時～4時45分</p> <p>(2) 会場 庁舎ホール</p> <p>(3) 内容</p> <p>ア 大仙市への派遣教員による報告</p> <p>イ 小中連携教育連携校による今年度の振り返りと次年度の研究・研修会等の検討</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	区立園における「園運営に関するアンケート」結果について
所管部課名	教育指導部就学前教育推進課
内 容	<p>区立保育園・こども園の「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について以下の通り報告する。</p> <p>1 対象者数等</p> <p>(1) 対象園数 区立園 22園</p> <p>(2) 対象者数 区立園児保護者 2, 183人</p> <p>(3) 回収率 89% (1, 947人)</p> <p>2 結果概要 詳細は【別紙】を参照。</p> <p>(1) 「そう思う」と回答した保護者の平均値は、すべての項目で85%を超えている。</p> <p>(2) 以下の項目では、「どちらともいえない」と答えた保護者が比較的多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練や不審者対応等の安全対策について、配慮されていると思う。 ・ 園内は清潔で整理された空間になっていると思う。 ・ 保育者は、園での活動や子どもの様子などを、わかりやすく知らせていると思う。 ・ お子さんの様子や子育ての悩みなどについて、職員と話したり相談したりしやすいと思う。
今後の方針	

園運営アンケート結果



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	令和2年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について																																			
所管部課名	学校運営部学校支援課																																			
内 容	<p>令和2年度の区立小・中学校における周年記念式典等の実施校及び実施予定日は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施日</th> <th style="width: 30%;">学校名</th> <th style="width: 15%;">周年数</th> <th style="width: 40%;">開校年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月31日(土)</td> <td>大谷田小学校</td> <td>70周年</td> <td>昭和25年5月1日</td> </tr> <tr> <td>11月7日(土)</td> <td>東伊興小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和46年4月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11月14日(土)</td> <td>東島根中学校</td> <td>60周年</td> <td>昭和35年9月1日</td> </tr> <tr> <td>花畑西小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和46年4月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11月21日(土)</td> <td>栗島中学校</td> <td>40周年</td> <td>昭和56年4月1日</td> </tr> <tr> <td>千寿本町小学校</td> <td>30周年</td> <td>平成3年4月1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11月28日(土)</td> <td>花畑小学校</td> <td>120周年</td> <td>明治33年11月28日</td> </tr> <tr> <td>寺地小学校</td> <td>80周年</td> <td>昭和15年9月16日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">小 学 校 6 校 中 学 校 2 校</p>			実施日	学校名	周年数	開校年月日	10月31日(土)	大谷田小学校	70周年	昭和25年5月1日	11月7日(土)	東伊興小学校	50周年	昭和46年4月1日	11月14日(土)	東島根中学校	60周年	昭和35年9月1日	花畑西小学校	50周年	昭和46年4月1日	11月21日(土)	栗島中学校	40周年	昭和56年4月1日	千寿本町小学校	30周年	平成3年4月1日	11月28日(土)	花畑小学校	120周年	明治33年11月28日	寺地小学校	80周年	昭和15年9月16日
実施日	学校名	周年数	開校年月日																																	
10月31日(土)	大谷田小学校	70周年	昭和25年5月1日																																	
11月7日(土)	東伊興小学校	50周年	昭和46年4月1日																																	
11月14日(土)	東島根中学校	60周年	昭和35年9月1日																																	
	花畑西小学校	50周年	昭和46年4月1日																																	
11月21日(土)	栗島中学校	40周年	昭和56年4月1日																																	
	千寿本町小学校	30周年	平成3年4月1日																																	
11月28日(土)	花畑小学校	120周年	明治33年11月28日																																	
	寺地小学校	80周年	昭和15年9月16日																																	
今後の方針																																				

教育委員会情報連絡

令和2年1月16日

件名	令和元年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内容	<p>令和元年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者を決定したので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的</p> <p>国・東京都並びにこれに準ずる団体等が行う各種文化行事、競技大会等で優秀な成績を収め表彰されたものや、特に優れていると認められる善行を行った区立小中学校の児童・生徒に対し、その努力と功績を称える。</p> <p>2 褒賞対象期間</p> <p>平成30年12月1日から令和元年11月30日</p> <p>3 受賞団体数・受賞者数 (R2.1.8 現在)</p> <p>団体：38団体 (555名)</p> <p>個人：288名</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 内訳は別紙のとおり</p> <p>4 褒賞式</p> <p>日時 令和2年2月22日 (土)</p> <p style="padding-left: 2em;">小学生の部：午前11時00分から</p> <p style="padding-left: 2em;">中学生の部：午後3時00分から</p> <p>会場 庁舎ホール (足立区役所中央館2階)</p>
今後の方針	

R2.1.8 現在

令和元年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞

1 区長褒賞

団体：11団体（144名）【30年度 11団体（215名）】

個人：130名 【30年度 107名】

	文化	スポーツ	善行
団体（小学生）	2団体（32名）	6団体（36名）	—
団体（中学生）	1団体（65名）	2団体（11名）	—
個人（小学生）	26名	58名（メダルのみ15名含む）	—
個人（中学生）	15名	31名（メダルのみ9名含む）	—

2 教育委員会褒賞

団体：27団体（411名）【30年度 22団体（278名）】

個人：158名 【30年度 127名】

	文化	スポーツ	善行
団体（小学生）	1団体（3名）	7団体（75名）	—
団体（中学生）	9団体（285名）	10団体（48名）	—
個人（小学生）	15名	76名（メダルのみ18名含む）	—
個人（中学生）	12名	54名（メダルのみ2名含む）	1名

※メダルのみ：区外団体に所属し、団体活動で優秀な成績を収めた区立小・中学生

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	令和2年度 小中学校用務業務委託事業者選定結果について																														
所管部課名	学校運営部学校支援課																														
内 容	<p>令和2年度小中学校用務業務委託にかかる新規受託事業者の選定結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 小中学校用務業務委託</p> <p>2 履行期間 令和2年2月から令和3年3月まで(令和2年2月・3月は引継ぎ期間) ※履行内容が良好の場合、2回まで更新可</p> <p>3 選定委員の構成 有識者2名(東京未来大学子ども心理学部特任教授、東京電機大学管財部部長代理)、保護者代表2名、学校長2名、部内管理職1名</p> <p>4 選定方法 税理士による財務状況審査後、提案書およびプレゼンテーションを選定委員が評価し、平均点の高い順に6者を選定した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評 価 視 点</th> <th style="text-align: center;">配 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務方針や業務スケジュールは妥当か</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>業務遂行体制は妥当か</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>雇用の方針</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>従事者の教育研修体制は整っているか</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>学校の安全安心に関する取組み</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>企業として個人情報の管理について徹底されているか</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>財務状況は良好か</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>類似の業務を受託している経験があるか</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>コストは妥当か、従事者の賃金に影響を与えるような不当に廉価な価格を提示していないか</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>提案事業者・担当者に教育現場ならびに委託業務に関する理解と意欲があるか</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーション、提案書等を総合的に見た評価</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>足立区ワークライフバランス認定企業に登録されているか</td> <td style="text-align: center;">2.1</td> </tr> <tr> <td>仕様書の内容に比べ、著しく劣っている、もしくは履行されていない項目がないか</td> <td style="text-align: center;">-10</td> </tr> <tr> <td>区内加点</td> <td style="text-align: center;">5.35</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(112.45点満点)</p>	評 価 視 点	配 点	業務方針や業務スケジュールは妥当か	10	業務遂行体制は妥当か	10	雇用の方針	10	従事者の教育研修体制は整っているか	10	学校の安全安心に関する取組み	10	企業として個人情報の管理について徹底されているか	10	財務状況は良好か	10	類似の業務を受託している経験があるか	5	コストは妥当か、従事者の賃金に影響を与えるような不当に廉価な価格を提示していないか	10	提案事業者・担当者に教育現場ならびに委託業務に関する理解と意欲があるか	10	プレゼンテーション、提案書等を総合的に見た評価	10	足立区ワークライフバランス認定企業に登録されているか	2.1	仕様書の内容に比べ、著しく劣っている、もしくは履行されていない項目がないか	-10	区内加点	5.35
評 価 視 点	配 点																														
業務方針や業務スケジュールは妥当か	10																														
業務遂行体制は妥当か	10																														
雇用の方針	10																														
従事者の教育研修体制は整っているか	10																														
学校の安全安心に関する取組み	10																														
企業として個人情報の管理について徹底されているか	10																														
財務状況は良好か	10																														
類似の業務を受託している経験があるか	5																														
コストは妥当か、従事者の賃金に影響を与えるような不当に廉価な価格を提示していないか	10																														
提案事業者・担当者に教育現場ならびに委託業務に関する理解と意欲があるか	10																														
プレゼンテーション、提案書等を総合的に見た評価	10																														
足立区ワークライフバランス認定企業に登録されているか	2.1																														
仕様書の内容に比べ、著しく劣っている、もしくは履行されていない項目がないか	-10																														
区内加点	5.35																														

5 選定結果・履行場所（12者中、上位6者選定）

順位	契約予定校グループ	事業者名	平均点
1	<u>Eグループ</u> 梅島小・栗島小・加平小・ 弥生小・大谷田小・蒲原中	株式会社 ケンズコミュニティ	104.02
2	<u>Bグループ</u> 中川小・長門小・ 花畑西小・花保小・ 第十二中・花畑中	株式会社 グランディオサービス	103.31
3	<u>Cグループ</u> 足立小・本木小・ 梅島第二小・綾瀬小・ 千寿桜堤中・第十一中	株式会社 アスク	102.45
4	<u>Fグループ</u> 舎人小・東伊興小・ 皿沼小・鹿浜菜の花中・ 加賀中	株式会社 エム・ワイ・カンパニー	98.64
5	<u>Aグループ</u> 西保木間小・中島根小・ 古千谷小・平野小・ 竹の塚中・入谷南中	ヤオキン商事株式会社	98.45
6	<u>Dグループ</u> 西新井第二小・寺地小・ 扇小・新田小・新田中・ 西新井中	株式会社 エースシステム	98.16

※ 各事業者の契約予定グループは、順位の高い順に希望制で決定している。

6 各事業者への通知予定日

令和2年1月17日（区ホームページ及び事業者へ郵送）

7 その他

災害発生時における避難所設営・運営に対する事業者側の協力については、公表済みの仕様書に記載がないため、選定委員会における各事業者からのプレゼンテーション時に確認を行い、全事業者から「役割分担に基づき、避難所設営・運営に協力する」旨の回答を得ている。

なお、既受託校分についても、協力する旨を確認済みである。

今後の方針

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	「足立区立鋸南自然の家」の一般利用の再開について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>台風15号及び19号による被害を受け、使用を中止していた「足立区立鋸南自然の家」の一般利用を令和2年4月1日より再開する。 再開にあたり、鋸南町を応援するためにキャンペーンを実施する。</p> <p>1 キャンペーンの内容</p> <p>(1) 宿泊者への特典 4月1日から6月30日までに宿泊した大人に特典として「きょなん楽市」で使用できる500円分お買い物券を、子どもにはミニギフト引換券を進呈する。 ※きょなん楽市 鋸南町で採れた野菜や海産物、房総のお土産などを購入できる「道の駅 保田小学校」にある直売所。</p> <p>(2) 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あだち広報1月25日号に鋸南町特集を掲載する。 ・広報チラシの作成と配布 区立小・中学校の児童・生徒、区民事務所・地域学習センター等にて配布する。 ・HPやSNSでの宣伝 ・足立区観光交流協会会員あてチラシの配布 ・豆の木メール（ひとり親家庭対象のメールマガジン）での宣伝
今後の方針	シティプロモーション課、報道広報課、足立区観光交流協会と協議し、キャンペーンを実施する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	私立認定こども園の利用定員の内訳変更について																																																								
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課																																																								
内 容	<p>以下の私立認定こども園について、令和元年10月1日からの幼児教育・保育無償化による2号認定利用者の見込みに合わせた利用定員の内訳変更申請があったため、報告する。</p> <p>1 対象園 キャッツ（学校法人千葉学園） 足立区宮城一丁目16番9号</p> <p>2 利用定員内訳 変更前</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13人</td> <td>17人</td> <td>11人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td>12人</td> <td>8人</td> <td>9人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>20人</td> <td>85人</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更後</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td><u>12</u>人</td> <td><u>14</u>人</td> <td><u>7</u>人</td> <td><u>33</u>人</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td><u>14</u>人</td> <td><u>12</u>人</td> <td><u>11</u>人</td> <td><u>52</u>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6人</td> <td>9人</td> <td><u>26</u>人</td> <td><u>26</u>人</td> <td><u>18</u>人</td> <td>85人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【1号】3歳以上の教育標準時間認定 【2号】3歳以上の保育（標準または短※）時間認定 【3号】3歳未満の保育（標準または短※）時間認定 （※保育標準時間11時間利用・保育短時間8時間利用）</p>		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号	-	-	13人	17人	11人	41人	2・3号	6人	9人	12人	8人	9人	44人	合計	6人	9人	25人	25人	20人	85人		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号	-	-	<u>12</u> 人	<u>14</u> 人	<u>7</u> 人	<u>33</u> 人	2・3号	6人	9人	<u>14</u> 人	<u>12</u> 人	<u>11</u> 人	<u>52</u> 人	合計	6人	9人	<u>26</u> 人	<u>26</u> 人	<u>18</u> 人	85人
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																			
1号	-	-	13人	17人	11人	41人																																																			
2・3号	6人	9人	12人	8人	9人	44人																																																			
合計	6人	9人	25人	25人	20人	85人																																																			
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計																																																			
1号	-	-	<u>12</u> 人	<u>14</u> 人	<u>7</u> 人	<u>33</u> 人																																																			
2・3号	6人	9人	<u>14</u> 人	<u>12</u> 人	<u>11</u> 人	<u>52</u> 人																																																			
合計	6人	9人	<u>26</u> 人	<u>26</u> 人	<u>18</u> 人	85人																																																			
今後の方針	今後も園と意思疎通を図りながら、利用実績等を考慮のうえ適切な利用定員の設定に努めていく。																																																								

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和2年1月16日

件 名	2020年「成人の日の集い」の実施結果について																								
所管部課名	子ども家庭部青少年課																								
内 容	<p>1 実施月日 令和2年1月13日（月・祝）</p> <p>2 会場・時間 東京武道館 式典開始：11時00分 式典終了：12時30分</p> <p>3 対 象 平成11年4月2日生まれから平成12年4月1日生まれ 該当者：6,444人 前年比：82人減 (男性：3,293人 女性：3,151人) ※令和元年12月1日現在</p> <p>4 内 容 【第1部】式典 (1) 国歌斉唱 (2) 励ましの言葉 区長 (3) お祝いの言葉 区議会議長 (4) 誓いの言葉 新成人代表者（実行委員） (5) 区歌斉唱 【第2部】アトラクション (1) 彩-sai-による和太鼓パフォーマンス (2) 第十四中学校吹奏楽部によるお祝いコンサート (3) 新春大抽選会</p> <p>5 配布物 (1) 「成人の日の集い」実行委員作成の記念誌 (2) オリジナルタンブラー</p> <p>6 新成人参加者及び参加状況</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">【対象者数】</th> <th style="text-align: center;">【参加者数】</th> <th style="text-align: center;">【参加率】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2年</td> <td style="text-align: center;">6,444人</td> <td style="text-align: center;">3,561人</td> <td style="text-align: center;">55.26%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成31年</td> <td style="text-align: center;">6,526人</td> <td style="text-align: center;">4,009人</td> <td style="text-align: center;">61.43%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年</td> <td style="text-align: center;">6,355人</td> <td style="text-align: center;">3,860人</td> <td style="text-align: center;">60.74%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年</td> <td style="text-align: center;">6,319人</td> <td style="text-align: center;">3,710人</td> <td style="text-align: center;">58.71%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年</td> <td style="text-align: center;">6,159人</td> <td style="text-align: center;">3,557人</td> <td style="text-align: center;">57.75%</td> </tr> </tbody> </table>		【対象者数】	【参加者数】	【参加率】	令和 2年	6,444人	3,561人	55.26%	平成31年	6,526人	4,009人	61.43%	平成30年	6,355人	3,860人	60.74%	平成29年	6,319人	3,710人	58.71%	平成28年	6,159人	3,557人	57.75%
	【対象者数】	【参加者数】	【参加率】																						
令和 2年	6,444人	3,561人	55.26%																						
平成31年	6,526人	4,009人	61.43%																						
平成30年	6,355人	3,860人	60.74%																						
平成29年	6,319人	3,710人	58.71%																						
平成28年	6,159人	3,557人	57.75%																						
今後の方針																									

教育委員会情報連絡 事業実施報告（12月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	18人
	毎週水・金曜日（8回）	まちづくり工房館	0人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	0人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	0人
ふれあい動物教室	4日（水）	中川東小学校体育館	101人
	5日（木）	宮城小学校体育館	78人
ロボット講座	8日（日）	ギャラクシティ	15人
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	43人
ジュニアリーダーズリーダー研修会	8日（日）	ギャラクシティ	33人
科学工作講座	8日（日）	ギャラクシティ	9人
成人の日の集い 実行委員会（第14回）	19日（木）	区役所	16人
体験！一日大学生	21日（土）	帝京科学大学7号館	44人
星空観察講座	21日（土）	ギャラクシティ	15人
科学ブロック講座	22日（日）	ギャラクシティ	15人
ジュニアリーダー冬の宿泊キャンプ	21日（土）	水海道あすなろの里	39人
	22日（日）		

教育委員会情報連絡 事業実施・予定（1月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（7回）	新田地域学習 センター他	20人
	毎週水・金曜日（8回）	まちづくり工房館	10人
	第2・4土曜日（2回）	神明住区センター	5人
	第1土曜日（1回）	佐野住区センター	5人
科学工作講座	11日（土）	ギャラクシティ	15人
あだち日曜教室	12日（日）	梅田地域学習センター	50人
ロボット講座	12日（日）	ギャラクシティ	20人
成人の日の集い	13日（月）	東京武道館	3,561人
ふれあい動物教室	18日（土）	栗島小学校体育館	56人
星空観察講座	18日（土）	ギャラクシティ	20人
ジュニアリーダーズリーダー研修会	19日（日）	ギャラクシティ	47人
紙芝居講座	21日（火）	ギャラクシティ	10人
ブロック講座	22日（水）	ギャラクシティ	20人
あだち子ども将棋大会	25日（土）	千寿本町小学校	48組 144人

行事实施結果（12月1日～12月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会Cコース 「放課後+One（プラスワン）」体験プログラム報告会	12/2（月） 10：00～12：00	生涯学習センター	43人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート&楽器体験」	12/4（水）	北鹿浜小学校	38人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」第3回（全8回）	12/4（水）	千寿小学校	23人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	12/4（水）、24（火）	鹿浜第一小学校	34人
	12/5（木）、16（月）	新田小学校	56人
	12/10（火）	湊江第一小学校	20人
	12/12（木）	高野小学校	30人
	12/13（金）	西新井第二小学校	23人
	12/20（金）	東綾瀬小学校	20人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「英語遊び&歌体操ダンス」	12/5（木）	保木間小学校	13人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」第3回、第4回（全8回）	12/11、18、各（水）	東栗原小学校	22人
「新任スタッフ向け 安全管理講習会」第2回（全3回） 講師：NPO法人スポーツセーフティージャパン派遣講師	12/17（火） 10：00～11：30	生涯学習センター	22人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	12/11（水）	東栗原小学校	48人
小学校アウトリーチコンサート 出演：加藤直明 氏（トロンボーン） 白石光隆 氏（ピアノ） 1年生3クラス 1クラスごとに3公演実施	12/2（月） ① 2校時目 9：30～10：15 ② 3校時目 10：30～11：15 ③ 4校時目 11：30～12：15	千寿双葉小学校	74人
コンサート in ミュージアム BUoY —きらめく春、騒めく夏、彩づく秋、凍てつく冬— 出演：澤田勝春 氏（津軽三味線）米谷和修 氏（尺八、笛） 三宅治 氏（太鼓）	12/18（水） 19：00～20：15	BUoY	80人
足立ジュニア吹奏楽団 自主演奏会 クリスマスコンサート in アリオ西新井	12/21（土） ①14：30～15：10 ②16：00～16：40	アリオ西新井 1階イベント広場	720人

事業名	日時	会場	参加人数
おりがみサポーターレベルアップ講座 【2日制】×2コース（11/13～12/4） 講師：日本折紙協会認定講師 西川光恵 氏	Bコース 12/4（水） 10：00～11：45	生涯学習センター	Bコース 27人
スペシャルおはなし会 「読み語りキャラバン in 平野保育園」 出演：今年度修了者と自主グループ「きらきら」有志	12/12（木） 10：30～11：10	平野保育園	95人
あそびで子どものカラダが変化する 「楽しい運動あそび講習会」～あそびで育む運動能力～ 講師：東京未来大学専任講師 篠原俊明 氏 ① 大人がリードする運動あそびの体験 ② 運動あそびのねらいと効果について	12/21（土） 10：00～12：00	千寿本町小学校	22人

行事実施予定（1月1日～1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」（千寿小学校）第4回、5回（全8回）	1/15、29各（水）	千寿小学校	各20人
あだち放課後子ども教室運営委員会 テーマ：安全管理 （1）講演会 （2）感謝状贈呈 平成21年度開設39校の実行委員会	1/21（火） 14：30～16：00	生涯学習センター	100人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋」第4回、5回（全8回）	1/22（水）	東栗原小学校	20人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ハンズヒントクラブ冬の工作」	1/29（水）	江北小学校	30人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「植物クラフト体験」	1/29（水）	千寿双葉小学校	30人
小学校アウトリーチコンサート 出演：加藤直明 氏（トロンボーン）白石光隆 氏（ピアノ） 1年生3クラス 1クラスごとに3公演実施	1/10（金） ①9：35～10：20 ②10：30～11：15 ③11：30～12：15	湊江第一小学校	88人

事業名	日時	会場	予定人数
小学校アウトリーチコンサート 出演：加藤直明 氏(トロンボーン)白石光隆 氏(ピアノ) 1年生6クラス 1クラスごとに6公演実施	1/15(水)2クラス ①9:40～10:25 ②0:40～11:30 1/16(木)4クラス ① 9:40～10:25 ② 10:40～11:25 ③ 11:30～12:20 ④ 13:20～14:10	新田小学校	189人
足立ジュニア吹奏楽団 説明会・練習見学会、 ブラスキッズガイダンス 対象：新小学4～6年生及びブラスキッズ参加者	1/25(土) 10:00～12:00	島根小学校	20人
足立ジュニア吹奏楽団 ブラスキッズ 対象：小学1～3年生 ※第30回定期演奏会に「ブラスキッズ」として出演 3/22(日)14:00～16:00 西新井文化ホール	1/25(土)～ 10:00～12:00 ※2月隔週土曜日 全6回予定	島根小学校	20人
コンサート in ミュージアム 昭和の家<平田邸> 一笑う門には福来る— 出演：林家たけ平 氏 他	1/26(日) 14:00～15:15	昭和の家 <平田邸>	50人
「おりがみサポーター交流会」Ⅱ 対象：放課後子ども教室おりがみサポーターとして 活動している方、活動希望している方 内容：①当番校チームによる活動紹介と、おすすめ折り 紙の指導。②サポーター活動の確認事項・情報交換	1/22(水) 10:00～11:45	生涯学習センター	40人

7 「量の見込み」と「確保方策」について

○子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされました。

○国が平成31年4月23日に示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を受けて、次の事業について、令和2年度から6年度の量の見込み（どのくらい需要があるのか）を算出し、確保方策（いつどの程度供給するのか）を定めました。

《教育・保育》

施設・事業名	該当ページ
(1) 教育（幼稚園、認定こども園）	P91
(2) 保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)）	P92

《地域子ども・子育て支援事業》

施設・事業名	該当ページ
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P104
(2) 子育てサロン事業	P114
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	P121
(4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	P128
(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不規則の一時預かり等の利用	P129
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P130
(6) ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	P131
(7) 病気の際の対応	P132
(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	P133
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	P135
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	P136
(11) 利用者支援に関する事業	P136
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P137
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P137

第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）概要版

1 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定について

○足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたり、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、「切れ目なく支える」ことを重点目標として、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な事業を展開してきました。

○この度、更なる施策の進展を目指し、『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）』を策定しました。子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

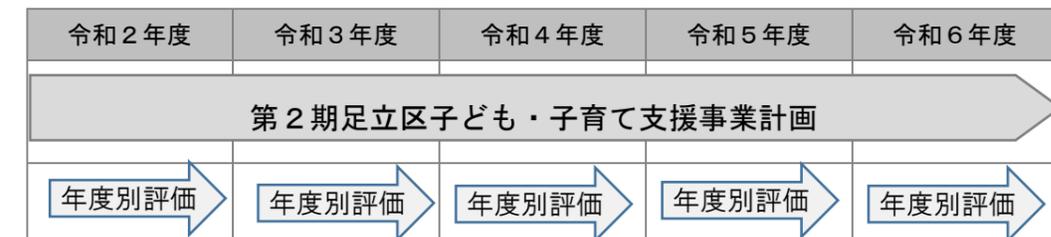
2 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の位置付けについて

○本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画に位置付け、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。

○本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、子ども会を中心とした地域活動におけるジュニアリーダーの育成など、青少年の成長支援に関することや、保護者の就労や病気などにより放課後に子どもを保育できない家庭の小学生（1年生から6年生を対象）を保育する学童保育室に関する場合は、関連事業として、本計画に規定しています。

3 計画期間と進捗状況の管理について

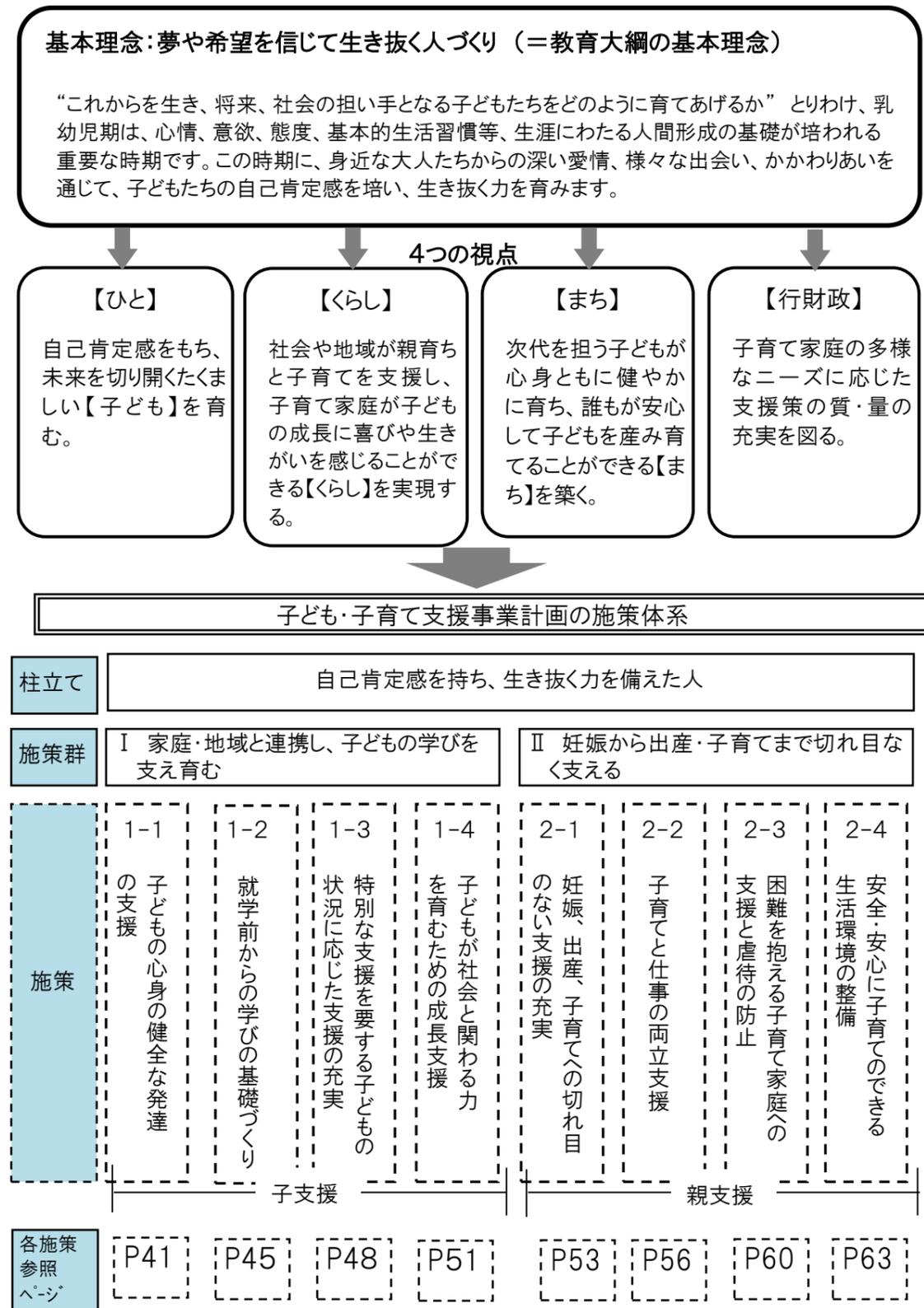
○国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間と定めます。



※年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

○本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「地域保健福祉推進協議会(以下、「推進協」)」を開催し、PDCAサイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

4 施策の体系について



5 施策展開のための視点について

○「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の振り返りとして実施した施策群評価（P25 から 27 参照）の結果、基本理念の実現のために、新たに以下の2点を施策展開の横断的な視点として加えました。

視点1 子育て支援の質の向上

評価結果

- 体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要。

視点

- 区民が安心して子育てに関するサービスを利用できる環境を整備するため、関連事業を磨き、適切なサービス供給量を確保するとともに、「質の向上」を図る。

視点2 ライフステージ間のつながりの強化

評価結果

- 支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、乳幼児期から幼児期、幼児期から就学前接続期など、次のライフステージへ「つなぐ」取り組みが必要。

視点

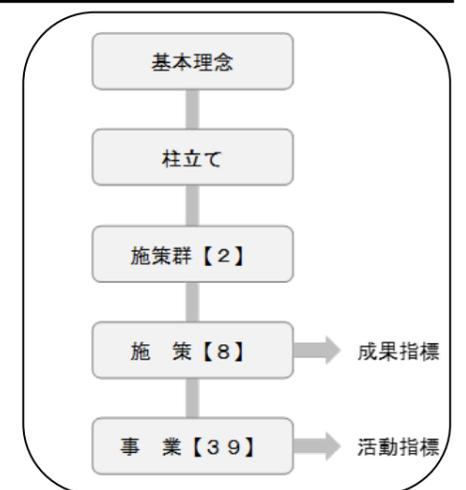
- ライフステージに沿った関係機関の連携を強化し、子どものライフステージ間のつながりがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進める。

6 計画の評価・指標について

○「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」においては、各施策群に連なる8つの施策に成果指標を、施策に連なる事業に活動指標をそれぞれ設定することで、施策や事業の進捗を可視化し、スピード感をもって計画の実現にあたっていきます。

※活動指標…各事業における事業の箇所数、件数、人数等の活動内容を数値で定量的に説明できるもの

※成果指標…事業の実施の成果として数値で定量的に示されるもの



別添資料2

パブリックコメント用

第2期足立区子ども・ 子育て支援事業計画 (案)

令和元年11月
足立区

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	3
2 これまでの足立区の取り組み.....	4
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
6 計画の推進体制.....	9
第2章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 ...	11
1 足立区の概況.....	13
2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況.....	16
3 第1期計画の事業進捗の状況.....	25
第3章 計画の基本理念、基本目標	29
1 基本理念.....	31
2 計画の体系.....	31
3 施策の体系図.....	36
4 計画の評価・指標について.....	38

第4章 各施策の取り組み..... 39

施策群Ⅰ 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む.....	41
施策1-1 子どもの心身の健全な発達の支援.....	41
施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり.....	45
施策1-3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実.....	48
施策1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援.....	51
施策群Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える.....	53
施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実.....	53
施策2-2 子育てと仕事の両立支援.....	56
施策2-3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止.....	60
施策2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備.....	63
施策別指標一覧 施策群Ⅰ.....	66
施策別指標一覧 施策群Ⅱ.....	74

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

量の見込みと確保方策. 83

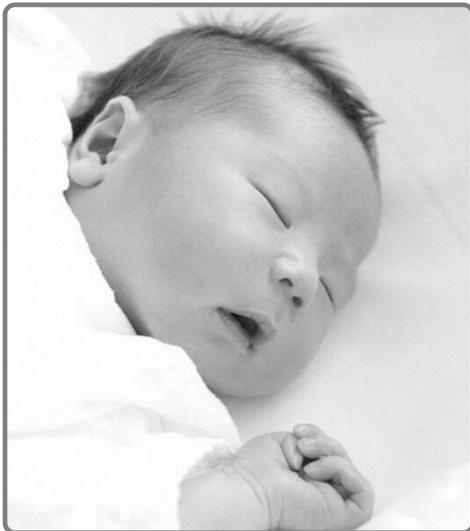
1 本章の位置付け.....	85
2 区域の設定.....	85
3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出.....	90
4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策.....	91
5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策.....	104



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢社会の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展してきており、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

これまで国は、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図る『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 31 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 6,772 人と減少傾向にはあるものの、未だ保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できる状況にはありません。待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、国は『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくことが求められました。

2 これまでの足立区の取り組み

足立区では、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。計画の推進にあたり、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を基本理念とし、「切れ目なく支える」ことを重点目標として、子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、様々な事業を展開してきました。

その一つに、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAP)」があります。本事業は、全ての妊産婦を対象に、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を目指し、「気づく」「つなぐ」「支える」「見守る」の視点で、母子保健コーディネーターが、きめ細かく妊産婦の相談・支援にあたっています。

また、平成27年度には4歳から6歳の未通園児も含めて、すべての子どもを対象とする「あだちっ子歯科健診」を開始しました。この取り組みは、足立区歯科医師会、教育・保育施設の協力のもと、子どもの将来にわたる健康の基礎づくりとして力を入れており、全国でも例がない取り組みです。延べの受診者は、事業開始から平成30年度までで62,901人となっています。

さらに、「子育てサロン(地域子育て支援拠点事業)」は、児童館や商業施設の活用を図ることで、区内実施は64か所(平成31年4月1日現在)に及び、その規模は都内有数で、子育て世帯の居場所として、仲間づくりや子育ての悩みを気軽に相談できる場として機能しています。

待機児童対策では、区全域を13ブロック49メッシュに分割し、緻密な需要分析に基づくプラン(足立区待機児童解消アクション・プラン)を策定することで保育の適正な量の確保に努めてきました。その結果、令和2年4月の待機児童解消まで「あと1歩」というところまでできています。

様々な子育てニーズに対応するため、「保育ママ(家庭的保育)」にも力を入れ、平成31年4月現在147名の保育ママが活躍中であり、その数は全国1位となっています。給食提供については、給食実施保育ママからの搬入など全国に先駆けた取り組みを行ってきました。

このような実績や成果は、地域の団体、関係機関をはじめ、区民との協働・協創により、一歩ずつ、着実に培われてきました。

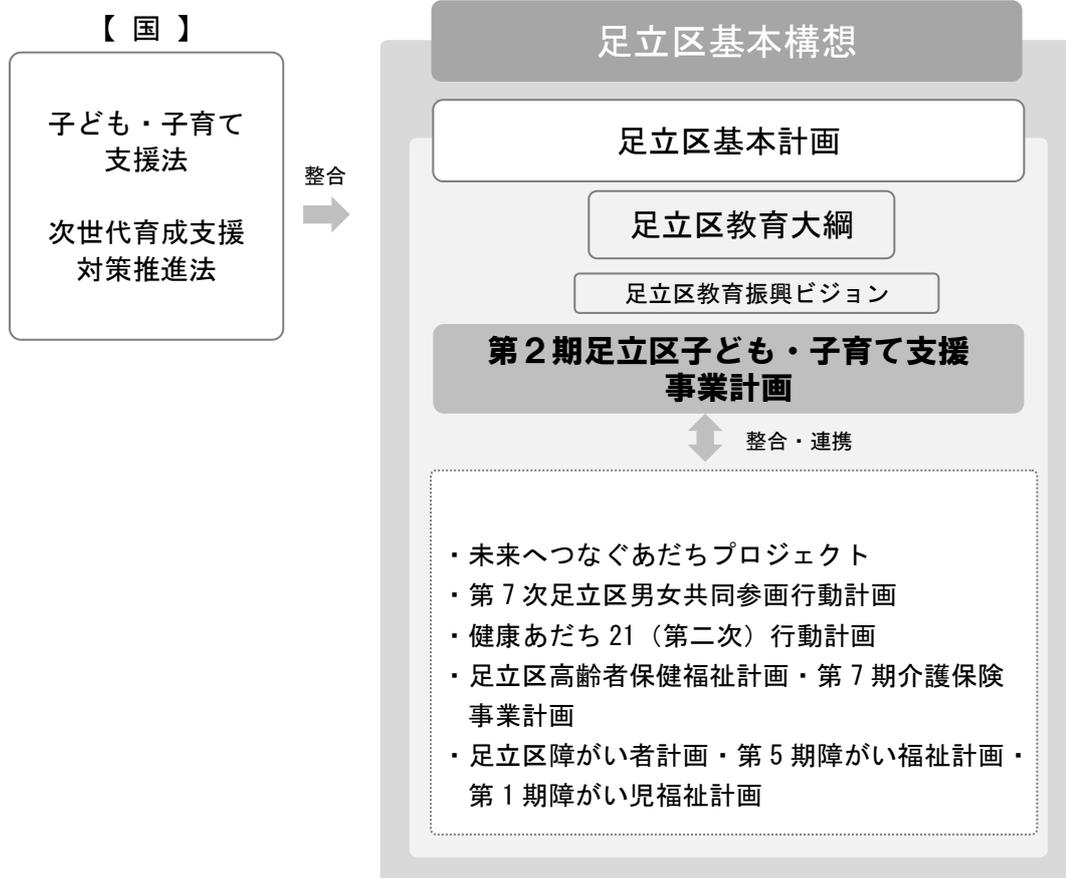
この度、更なる施策の進展を目指し、『第2期足立区子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう、各計画とも連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「足立区基本計画」の子ども・子育てに関連する部門の分野別計画に位置付けるとともに、「足立区教育大綱」で掲げられた基本理念「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」を共有します。また、同じ分野別計画である「足立区教育振興ビジョン」の下部計画となります。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定するものです。



(2) 計画の対象

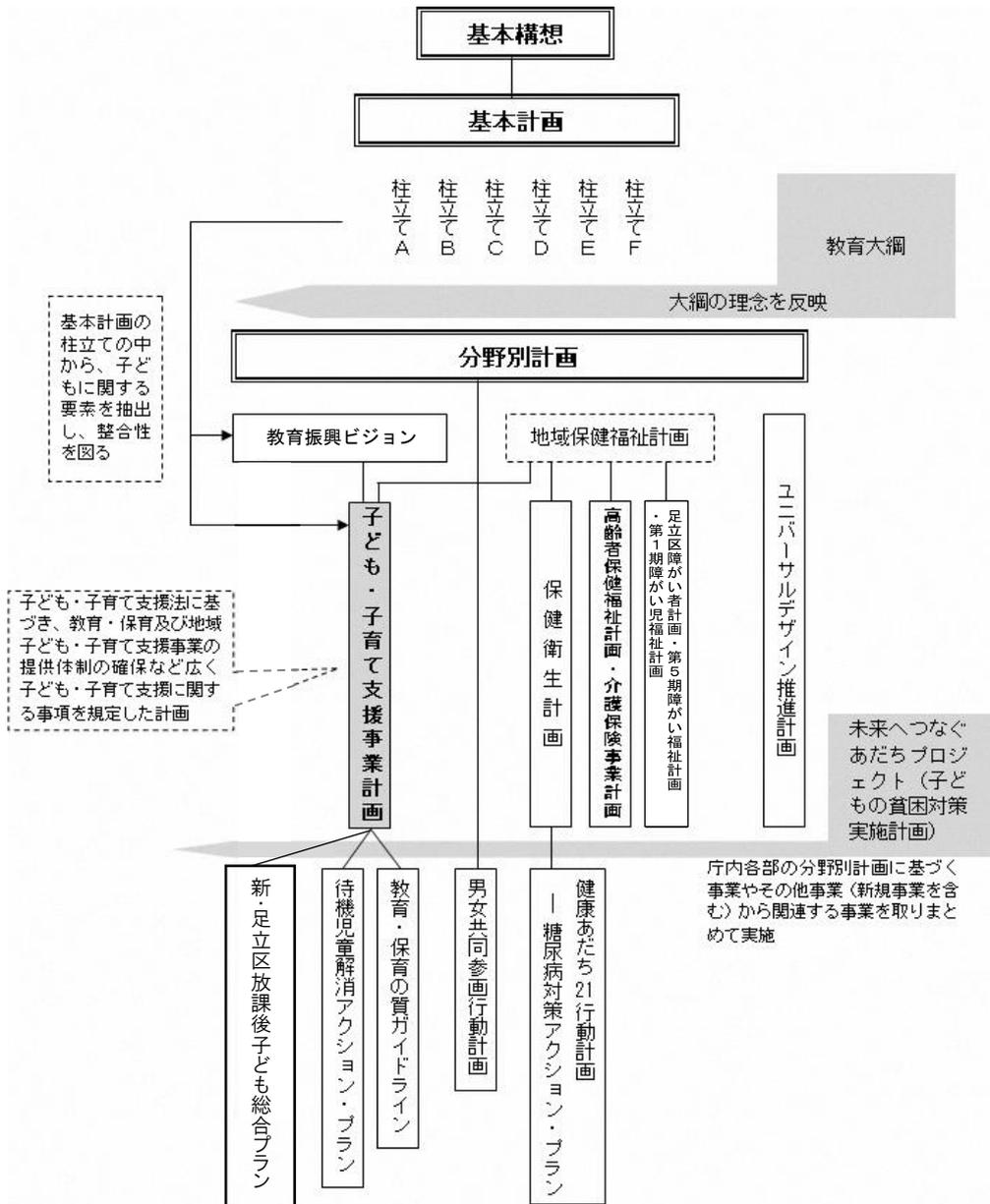
本計画の対象は、就学前児童（0～6歳）とその保護者を基本としますが、子ども会を中心とした地域活動におけるジュニアリーダーの育成など、青少年の成長支援に関することや、保護者の就労や病気などにより放課後に子どもを保育できない家庭の小学生（1年生から6年生を対象）を保育する学童保育室に関することは、関連事業として、本計画に規定しています。

(3) 「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」との関連性

足立区では、「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を4つのボトルネック的課題（＝克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題）と位置付け、取り組みを進めてきました。しかし、これらに共通する根本の原因は「貧困の連鎖」にあると考え、貧困の連鎖を断つため、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

子ども・子育て支援事業計画で掲げる各施策は、その多くが子どもの貧困対策に関連しているものであることから、未来へつなぐあだちプロジェクトの進捗状況を踏まえながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ実効性をもって推進していきます。

■ 基本計画、貧困実施計画等と子ども・子育て支援事業計画との関連図



4 計画の期間

国は、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するものとしていることから、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間と定めます。



※ 年度別の評価を経て、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

足立区では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、本事業計画の策定の基礎資料となる子育て世帯の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

ア 調査対象

就学前児童（0～5歳児）の保護者から6,750件、小学生児童（1～6年生）の保護者から3,200件、合計9,950件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

イ 調査期間

平成31年1月31日から平成31年2月20日

ウ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	6,750	3,110	46.1%
小学生児童の保護者		3,200	1,485	46.4%

(2) 足立区子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実状を踏まえた計画とするため、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会を含む。以下、「推進協」という。）」を子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容を協議しました（協議の経過については、第6章資料参照〔仮〕）。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年11月に、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の推進体制

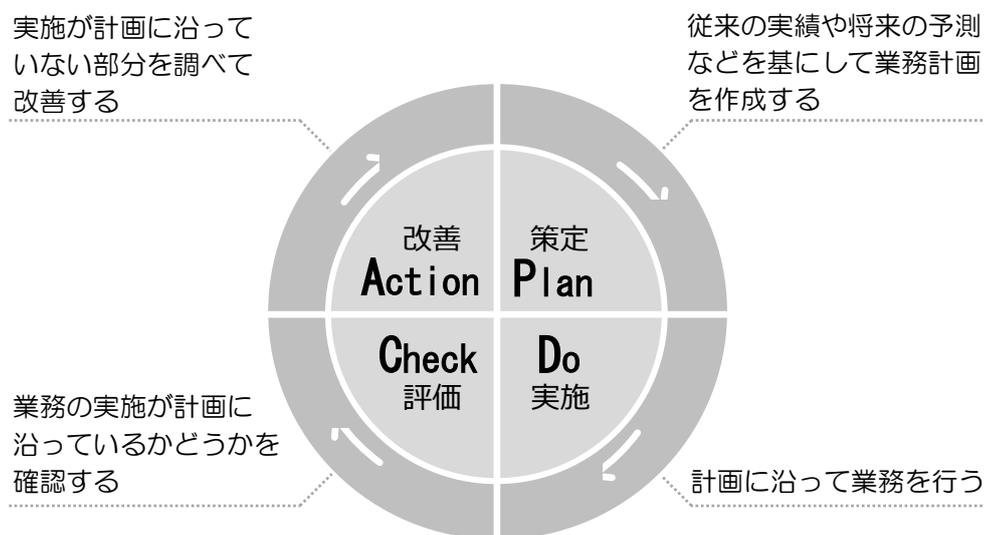
(1) 推進組織

本計画で定めた目標に基づき、計画的に子ども・子育て支援施策を推進していくため、「推進協」にて点検・評価を行っていきます。

(2) 計画の進捗状況の管理

本計画で定めた子ども・子育て支援施策を実効性のあるものとするため、定期的に「推進協」を開催し、PDCA サイクルのもと対象事業の実施状況等について客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。各年度に実施する計画の実施状況の点検・評価については、「推進協」での調査・審議を経た後、区ホームページ等で公表します。

PDCAサイクルのイメージ





第2章

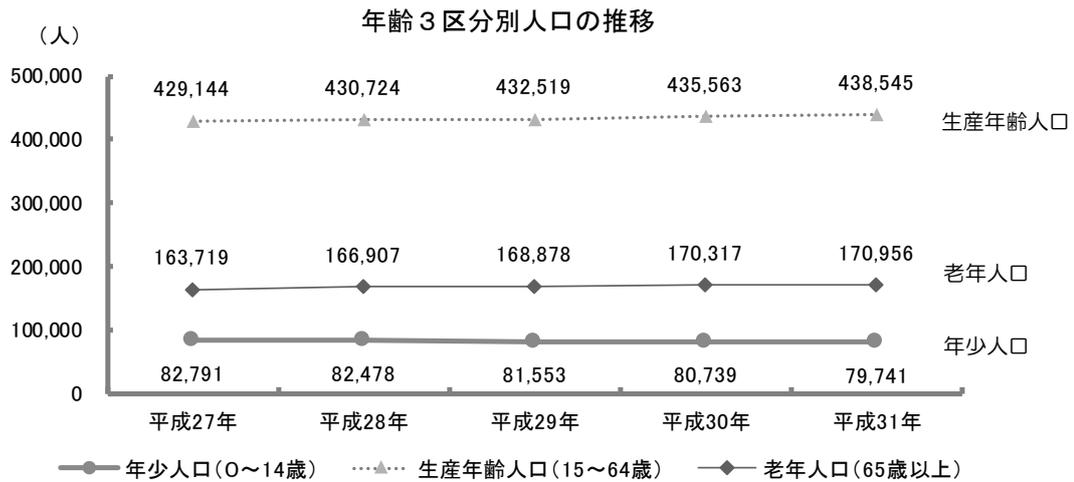
足立区の子ども・子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1 足立区の概況

(1) 人口の状況

ア 年齢3区分別人口の推移

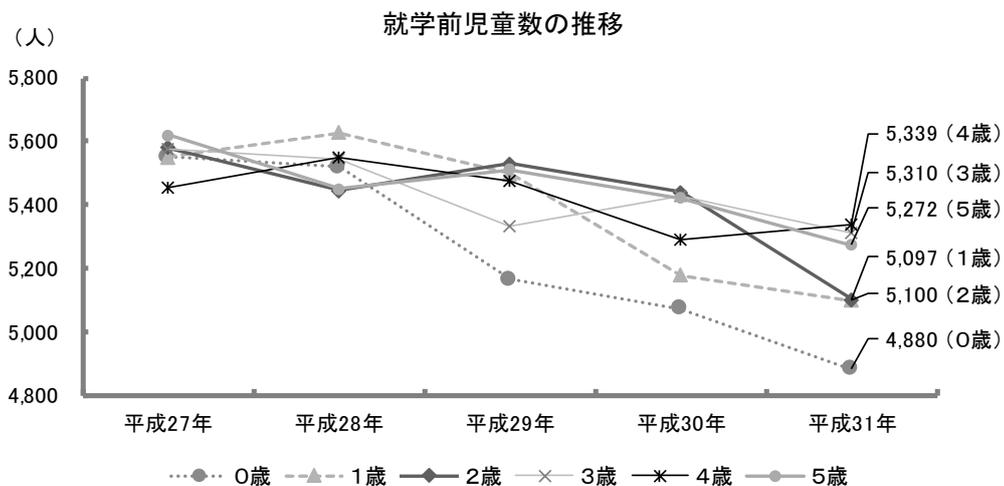
足立区の総人口は年々増加し、平成31年で689,242人となっています。但し、年齢3区分別人口構成を見ると、年少人口（0～14歳）が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の進行が見てとれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

イ 年齢別就学前児童数の推移

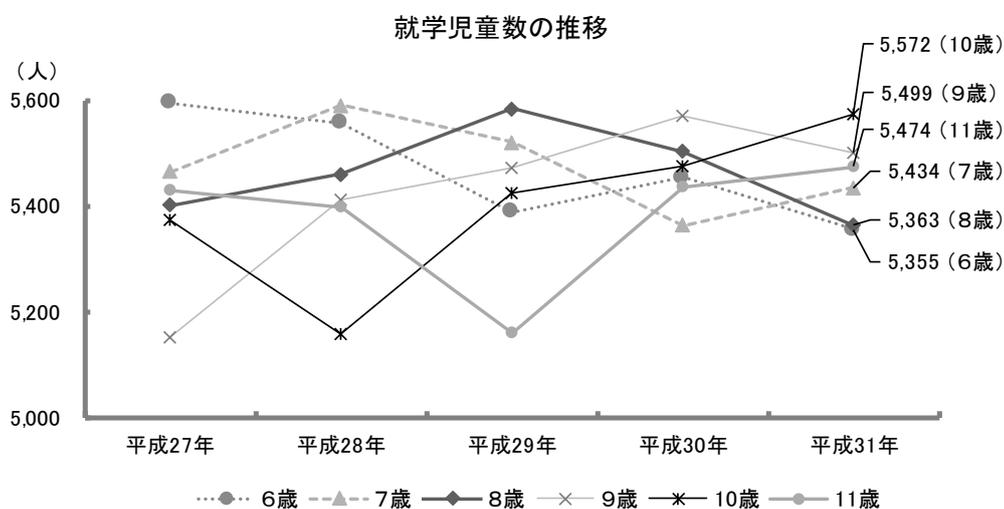
足立区の0歳から5歳の子ども的人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で30,998人となっています。特に、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

ウ 年齢別就学児童数の推移

足立区の6歳から11歳の子どもの人口は増減を繰り返しながら推移しており、平成31年4月現在で32,697人となっています。

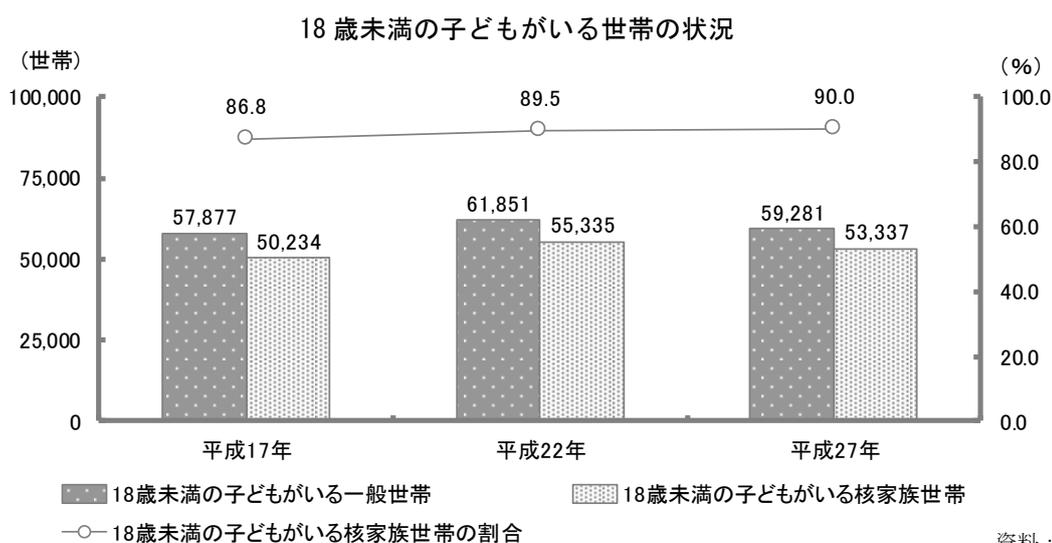


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

1 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

足立区の18歳未満の子どもがいる一般世帯¹数、核家族世帯²数は増減しており、平成27年でそれぞれ59,281世帯、53,337世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

¹ ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。）

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

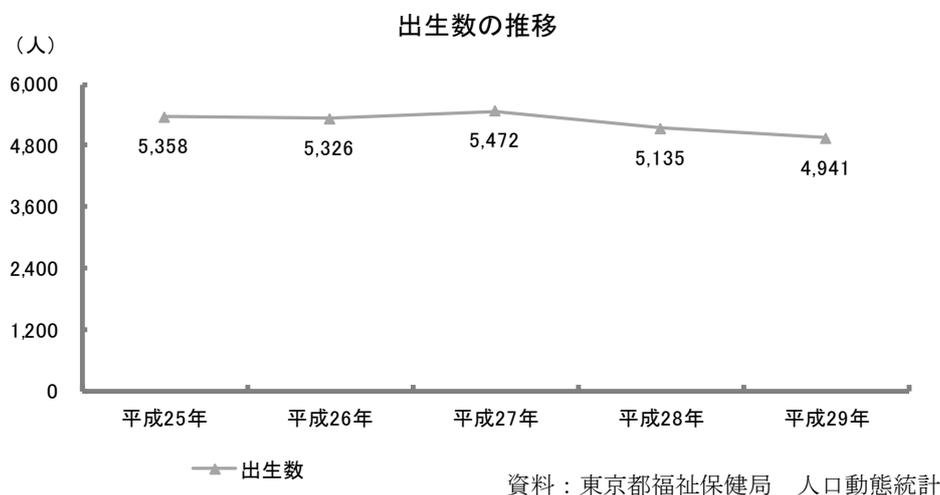
ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

² (1) 夫婦のみの世帯 (2) 夫婦と子どもから成る世帯 (3) 男親と子どもから成る世帯 (4) 女親と子どもから成る世帯

(3) 出生の状況

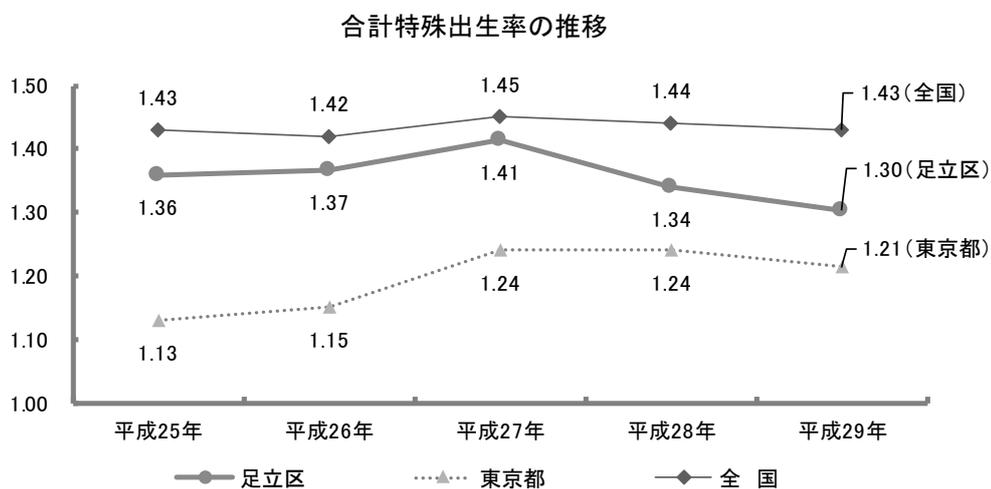
ア 出生数の推移

足立区の出生数は、平成29年に4,941人と、過去5年間で約1割減少しています。



イ 合計特殊出生率の推移

足立区の「合計特殊出生率」³は増減しながら推移しており、平成29年は1.30となっています。



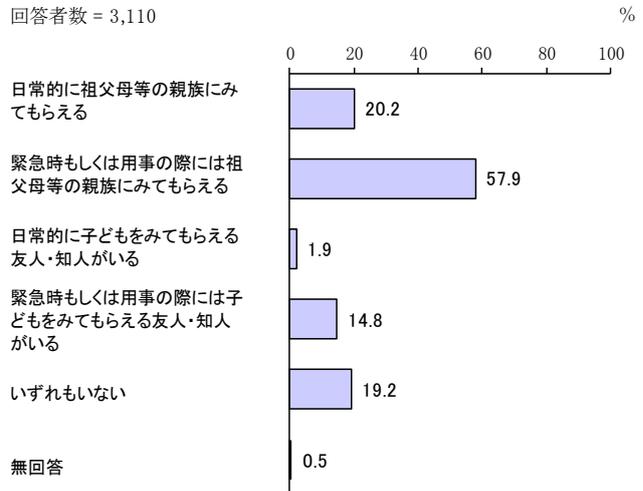
³ 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計です。

2 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

(1) 子育て環境について

ア 児童を親族や知人に、みてもらえない保護者が2割（就学前児童の保護者）

子どもを、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」という回答が多い一方、「いずれもない」という回答が19.2%となっており、このような家庭への支援が必要です。

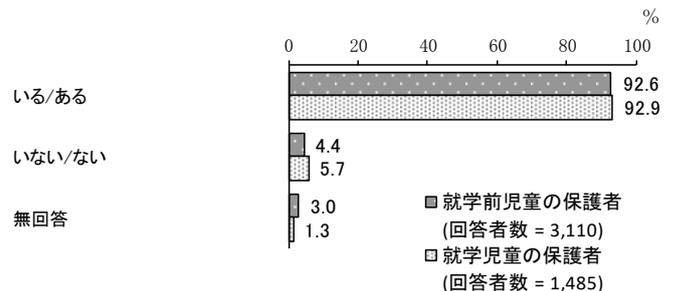


※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

イ 悩みを相談できない保護者が一定数みられる

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに、90.0%以上の保護者が「いる／ある」と回答している一方で、就学前児童の保護者の4.4%、就学児童の保護者の5.7%が「いない／ない」と回答しており、依然として相談できる人・場所がない保護者がいることがわかりました。



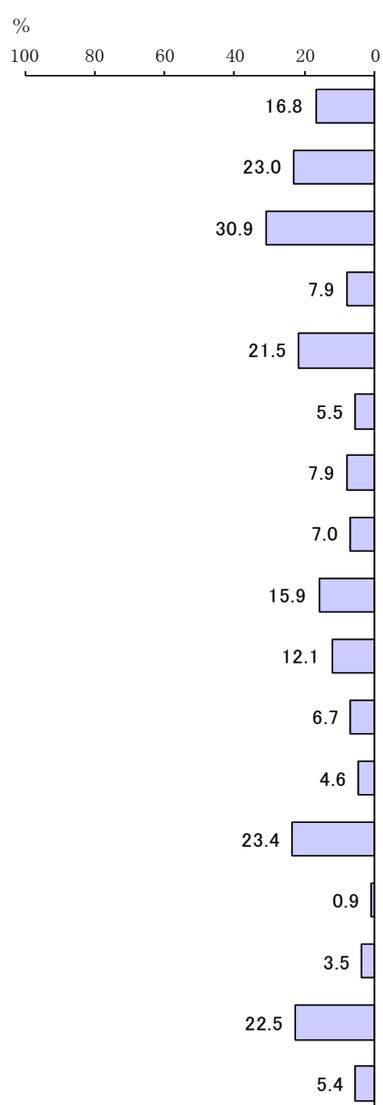
資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

ウ 子どもの遊ばせ方や、しつけについての悩みが多い

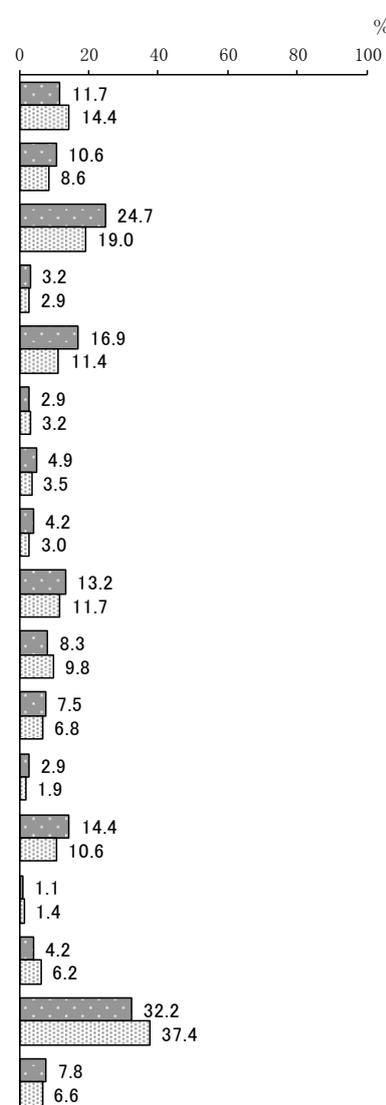
子育てに関する悩みについて、就学前児童の保護者では、「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が3割以上と最も高く、次いで「仕事や自分のことが十分できない」「子どもの食事や栄養について」となっています。

就学児童の保護者では、1年～3年生で「特にない」が約3割と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけについて」「緊急時に子どもをみってくれる人がいない」となっており、4年～6年生で「特にない」が約4割と最も高く、次いで「子どもの遊ばせ方やしつけについて」「子どもの発達について」となっています。

回答者数=3,110 (就学前児童の保護者)



(就学児童の保護者)



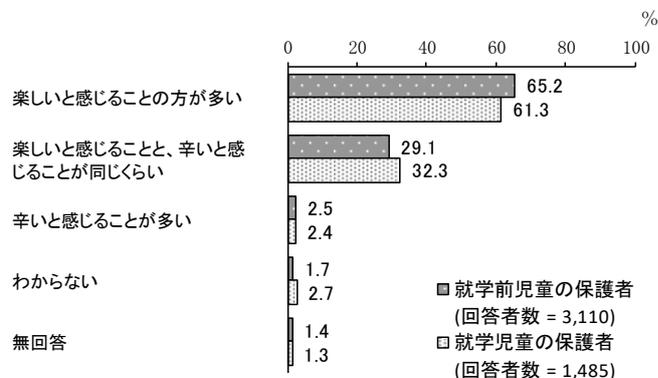
■ 1～3年生
(回答者数 = 758)
 □ 4～6年生
(回答者数 = 695)

※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

エ 子育てが楽しいと感じる保護者は多いが、一方で辛いと感じる保護者もみられる

子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」割合は約6割と多数を占める一方で、就学前児童の保護者で2.5%、就学児童の保護者で2.4%が「辛いと感じることが多い」と回答しています。



資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

《ニーズ調査から見えてきたポイント》

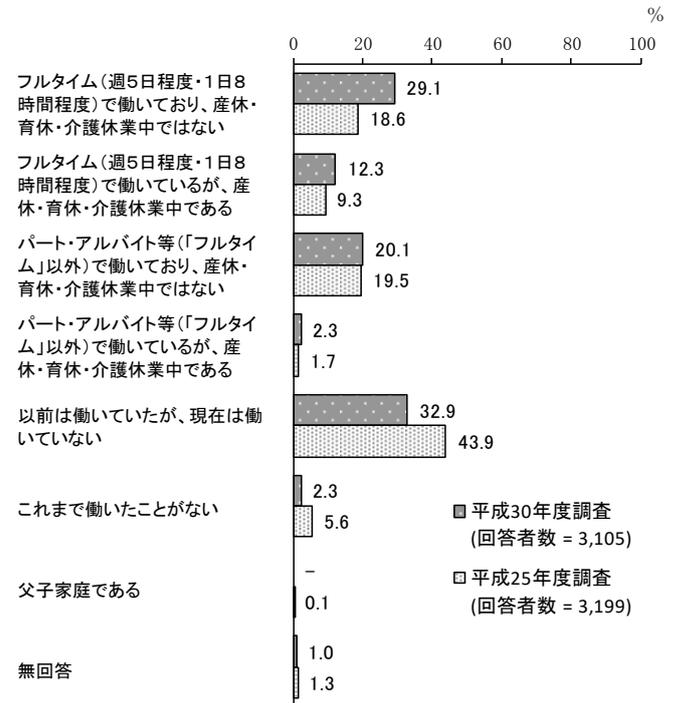
○子育てにあたり、身近に協力者がいない保護者の割合は約2割であり、相談できる人・場所がない保護者も依然としてみられます。

- ➡保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目のない支援を行うことが必要です。
- ➡相談相手がない保護者や子どもの預け先がない保護者への対策（周知やアウトリーチなど）が必要です。

(2) 保護者の就労状況や保育サービスの利用意向

ア 母親のフルタイム就労が増加（就学前児童の保護者）

母親の就労状況については、平成25年度調査と比較して「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」との回答が多くなっています。

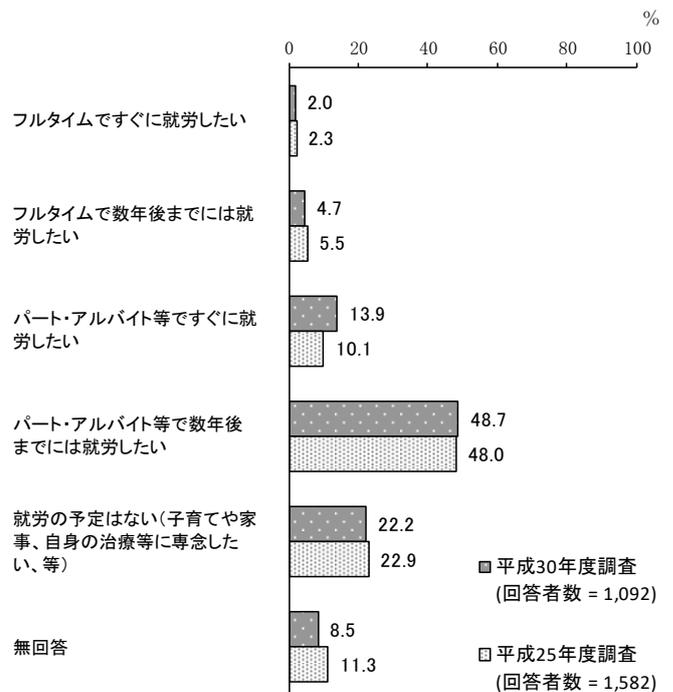


※ 平成30年度調査では回答対象が父子家庭を除いているため、「父子家庭である」は平成25年度調査のみ。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

イ 母親の就労希望が約7割（就学前児童の保護者）

母親は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせて、約7割が今後の就労を希望しています。

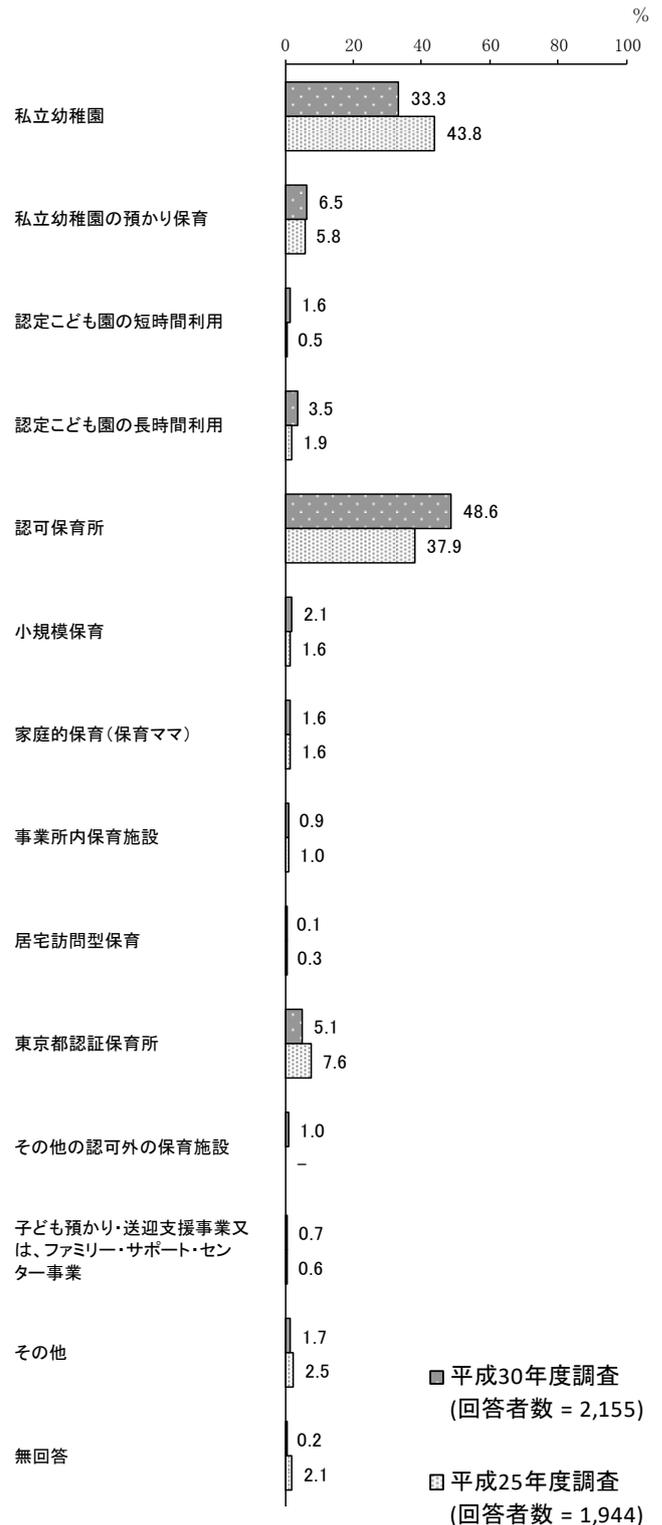


資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

ウ 認可保育所の利用が増加（就学前児童の保護者）

利用している教育・保育事業の内容については、「認可保育所」が約5割と最も高くなっており、次いで「私立幼稚園」が約3割となっています。

平成 25 年度調査と比べ、「認可保育所」の利用割合が 10.7 ポイント増加しています。

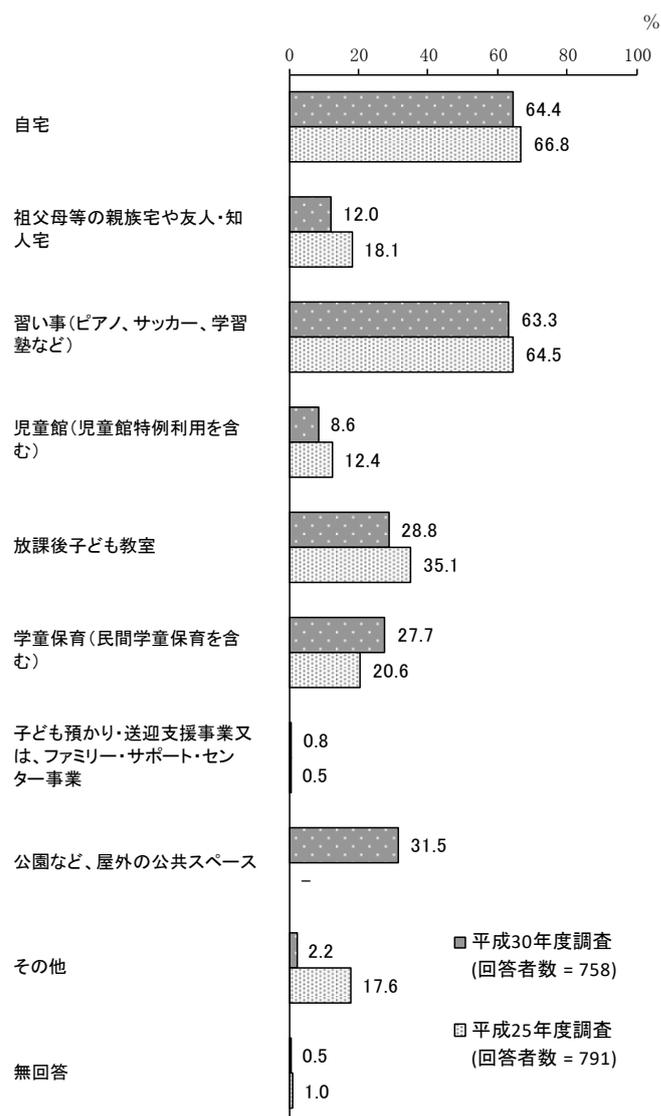


※ 複数回答のため、合計は 100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 30 年度）

エ 放課後の学童保育利用が増加（就学児童の保護者）

放課後過ごしている場所について、1年～3年生では「学童保育（民間学童保育を含む）」の割合が約3割と、平成25年度調査と比較して7.1ポイント高くなっています。



※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

《ニーズ調査から見えてきたポイント》

○就労している母親の割合は6割を超え、フルタイムで働いている母親も増加傾向にあります。

○未就労の母親でも約7割が今後の就労を希望しています。

○就労状況の変化に伴い、保育園の利用が増加しています。

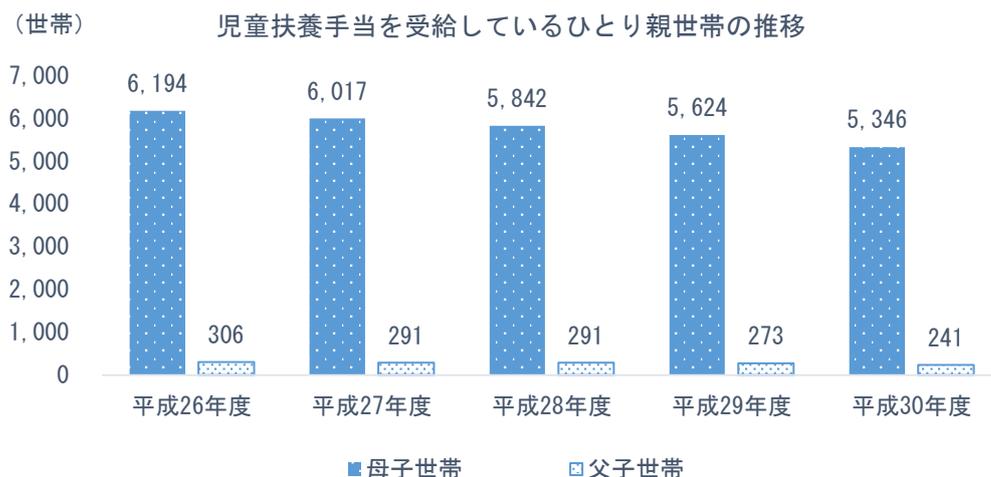
➡保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、適切に教育・保育ニーズに対する量の確保を行うことが必要です。

➡就学児童の学童保育の利用が増加しているため、就学期のニーズを的確に捉え、放課後の子どもの居場所をさらに確保していくことが必要となっています。

(3) 困難を抱える家庭の状況

ア 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯は減少傾向

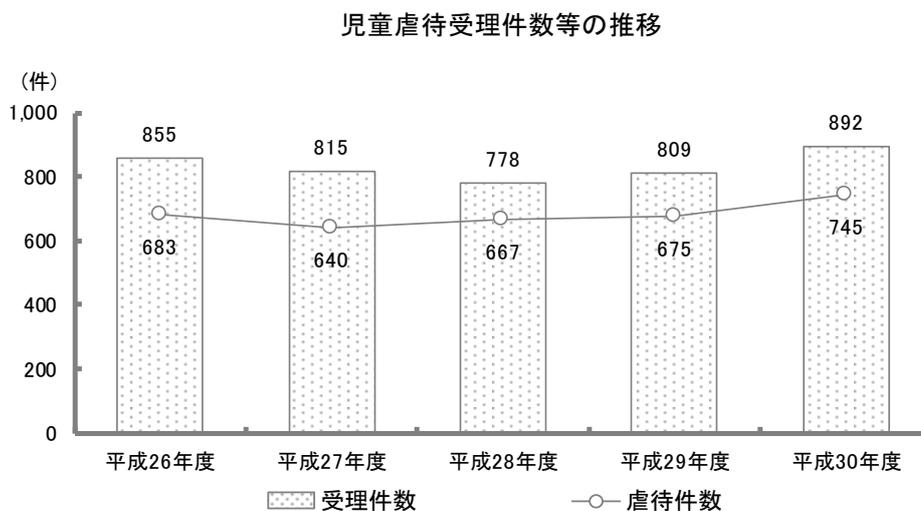
足立区で児童扶養手当を受給している母子世帯は年々減少しており、平成30年度で5,346世帯となっています。また、児童扶養手当を受給している父子世帯も同様に減少傾向にあります。



出典：親子支援課

イ 児童虐待受理件数、虐待件数ともに増加傾向

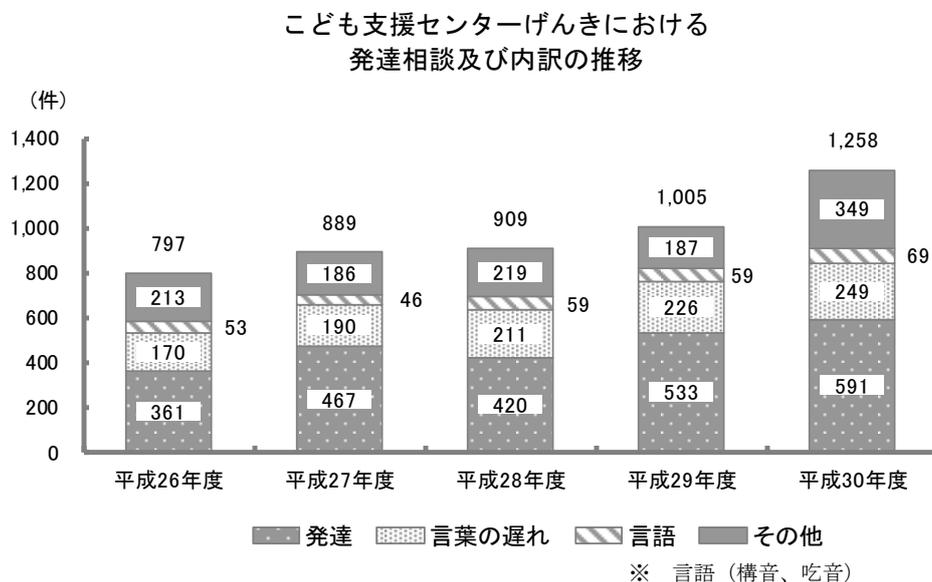
こども支援センターげんきにおける児童虐待受理件数等の推移をみると、平成28年度以降、受理件数、虐待件数ともに増加傾向が続いています。



資料：こども支援センターげんき実績報告

ウ 発達相談の件数は増加傾向

こども支援センターげんきにおける区内在住の乳幼児から18歳未満までの発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）についての相談は、増加傾向にあります。



資料：足立区福祉事業概要

《ニーズ調査から見えてきたポイント》

○近年、児童虐待受理件数の増加がみられます。

- ➡要保護児童対策地域協議会（地域ネットワーク）の活動内容を充実させ、虐待を受けている子どもや支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくことが求められます。

○発達に関する悩みや心配ごとについての相談が増加傾向にあります。

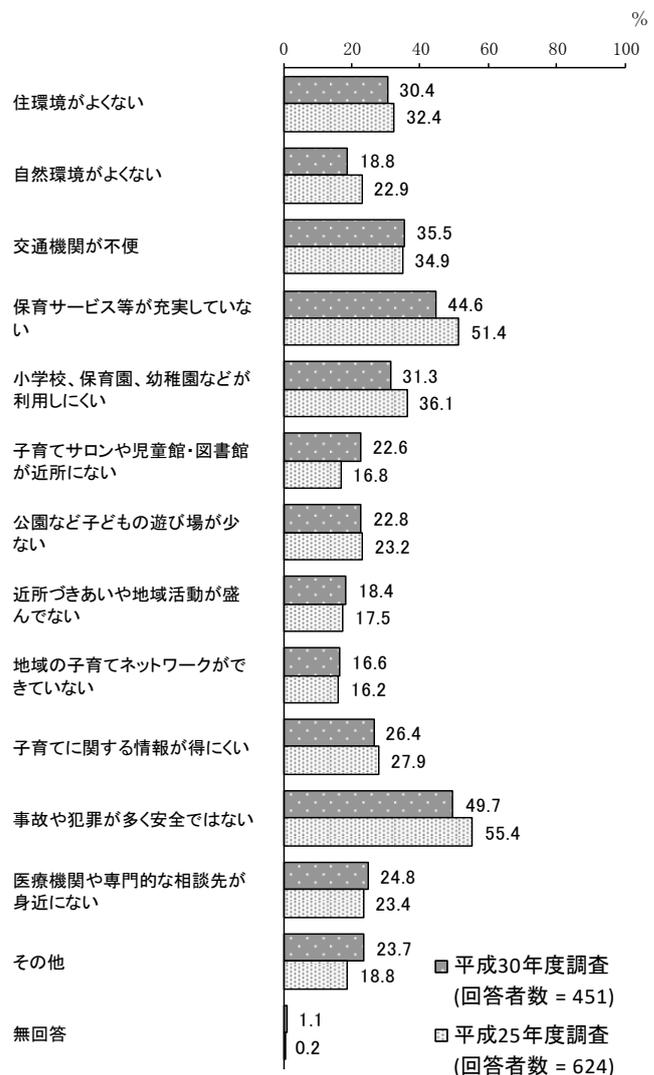
- ➡子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れや心配のある子どもへの支援の強化が求められます。

(4) 子育てしやすいまちづくり

保育サービス、事故や犯罪などの安全性に関心が高い

子育てしやすいまちだと思わない理由について、「事故や犯罪が多く安全ではない」の割合が約5割と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比べ、「子育てサロンや児童館・図書館が近所がない」の割合が増加しています。一方、「保育サービス等が充実していない」「事故や犯罪が多く安全ではない」の割合は減少しています。



※ 複数回答のため、合計は100%に一致しません。

資料：足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）

《ニーズ調査から見えてきたポイント》

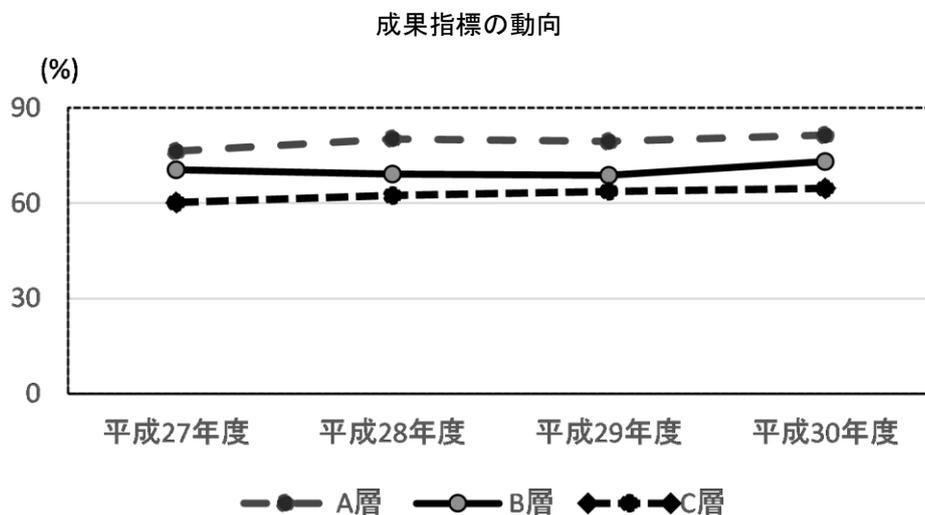
- 「事故や犯罪が多く安全ではない」と思っている保護者の割合は多いものの、前回よりその割合は減少しています。
- 刑法犯認知件数は62年ぶりに5,000件台前半まで減少しており、こうしたことが体感治安の向上につながってきたと思われます。
- 子育てサロンや児童館、図書館が近所がないと思っている保護者の割合は増加しています。
 - ➡身近な場所にある各施設の案内・周知の工夫などの対応が求められています。

3 第1期計画の事業進捗の状況

「足立区子ども・子育て支援事業計画」において、各事業の達成状況を測るひとつの目安として設定した、計画全体の成果指標の状況は以下の通りです。

(1) 施策群 I：家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

指標名	指標の定義
「自分には良いところがある」と思う子どもの割合	足立区基礎学力定着に関する総合調査。対象は区立小学校2年生 ※ 成績の良い順にA層、B層、C層に分け成績層ごとの回答割合



○「自分には良いところがある」と思う子どもの割合は、平成27年度以降どの階層でもゆるやかな増加傾向にあります。子どもの支援につながる施策を束ねる本施策群は、自己肯定感を培う時期である乳幼児期から、保護者へのアプローチを図りながら、子どもを中心とした多岐に渡る事業を推進しています。

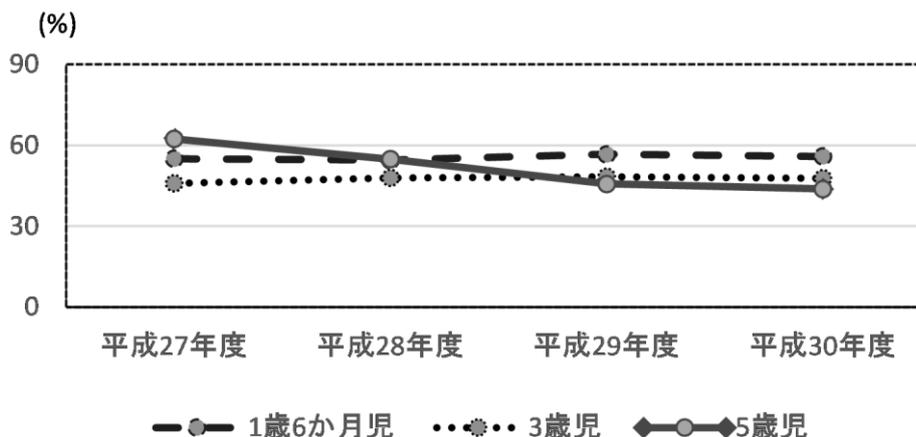
○「あだちっ子歯科健診」や「幼保小連携活動による交流活動」の活発化、ギャラクシティでの体験活動など、各事業の達成状況は高く、各事業を推進することで、引き続き子どもの自己肯定感の向上につなげていきます。

➡ 今後は、体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて各事業を磨き上げ、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要です。短期間では成果が出にくいいため、関係機関が連携し、自己肯定感の向上に資するよう各施策を継続して推進する必要があります。

(2) 施策群Ⅱ：妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

指標名	指標の定義
「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合	1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート及び区立保育園・こども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者(5歳児)が対象 ※ アンケートに「あてはまる」と回答した割合

成果指標の動向



○「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合は、5歳児では基準値を下回ったものの、ほぼ横ばいで推移しています。5歳児については、健康診査のアンケートの質問に合わせて、平成29年度よりアンケートの項目を変更したため※、基準値との単純比較はできないものの、微減となっています。なお、「ややあてはまる」と回答した保護者も合わせると、子育てを楽しいと感じる保護者は9割を超えています。

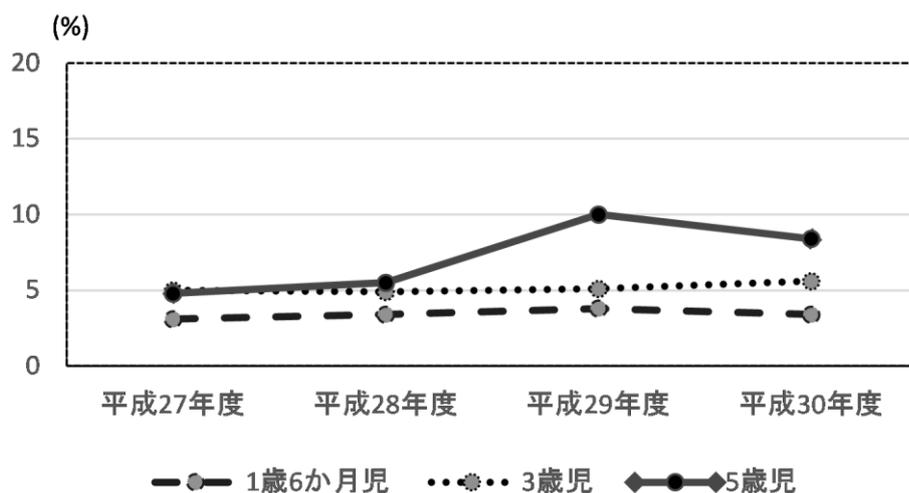
○1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケートにおいても、ほぼ横ばいの傾向が見られます。

➡親の支援につながる施策を束ねる本施策群では、子育てについて、地域でも家庭でも、親が孤立することがないように、各関係機関が連携を図りながら、区が居場所や相談先などを整備するとともに、関連する各事業から情報を提供することで、保護者の安心につなげていくことが重要です。

※ アンケートの項目を「子育てを楽しいと感じることが多い」という質問から、健康診査のアンケートに合わせて「子育ては楽しいと思いますか」に質問を変更。

指標名	指標の定義
「子育てを辛い」と感じる保護者の割合 ※ 低減目標	1歳6か月児及び3歳児健康診査アンケート及び区立保育園・こども園、私立保育園、私立幼稚園に通園する子どもの保護者（5歳児）が対象 ※ アンケートに「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合

成果指標の動向



○育児不安のピークが産後 1～2 か月と言われるなか「こんにちは赤ちゃん訪問」や「健やか親子相談」「乳幼児健康診査」などの事業を通じて、育児不安の軽減やメンタルフォローを実施しています。1歳6か月児と3歳児においては、基準値（平成27年度）を下回ることにはできなかったものの、ほぼ横ばいで推移しています。

○5歳児については、平成29年度よりアンケートの項目を変更したため※、基準値との単純比較はできませんが、平成29年度と比べて平成30年度の5歳児の割合は減少しています。一方、辛いと感じる保護者が1割弱存在しています。

➡一定数存在する、子育てを辛いと感じる保護者に対して必要な支援を届けるため、保護者の悩みに気づいていく施策展開が重要です。また、支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、次のライフステージに「つなぐ」取り組みが必要です。

※ アンケートの項目を「子育てを楽しんでいることが多い」という質問から、健康診査のアンケートに合わせて「子育ては楽しいと思いますか」に質問を変更し、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と回答した割合とした。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、教育大綱で掲げられた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』を基本理念とします。この基本理念には、迷いや困難に直面してもそれを乗り越え、自ら信じる夢や希望に向かっていけるたくましさを持って生きて欲しいという思いが込められています。

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか”とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。

[基本理念]

夢や希望を信じて生き抜く人づくり

(= 足立区教育大綱の基本理念)

2 計画の体系

(1) 体系の構成

本計画で掲げた『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という目指すべき姿が実現されるには、まず、日々のくらしの主役であり、まちづくりの担い手でもある「ひと」がいて、その人々が営む日々の「くらし」があり、そのくらしが展開される舞台となる「まち」があります。さらに、「ひと」「くらし」「まち」を支える「行財政」が必要となります。

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、この「ひと」「くらし」「まち」「行財政」の4つの視点を踏まえて、区が実施する施策を『Ⅰ 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む』、『Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える』の2つの施策群に分類し、この2つの施策群にそれぞれ4つの施策を体系付けています。

そして、足立区基本構想の柱立ての一つである『自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人』に、これら8つの施策に取り組むことで、『夢や希望を信じて生き抜く人づくり』という基本理念の実現を目指してきました。

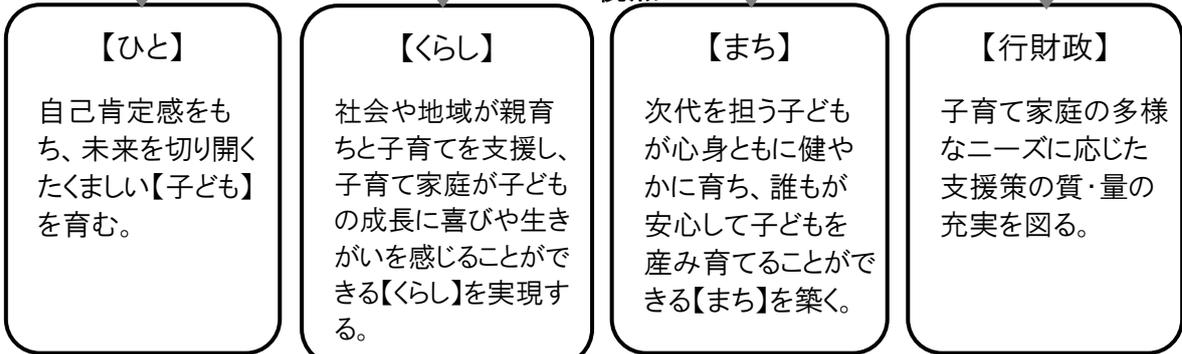
施策群評価や事業評価を通じて、引き続き各施策を重点的に進めていく必要があることから、第2期子ども・子育て支援事業計画においても、基本理念、柱立て、施策を第1期計画より継承し、取り組みを展開していきます。

■ 足立区子ども・子育て支援事業計画の施策体系

基本理念：夢や希望を信じて生き抜く人づくり（＝教育大綱の基本理念）

“これからを生き、将来、社会の担い手となる子どもたちをどのように育てあげるか” とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。

4つの視点



子ども・子育て支援事業計画の施策体系

柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人							
施策群	Ⅰ 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む				Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える			
施策	1-1 子どもの心身の健全な発達の支援	1-2 就学前からの学びの基礎づくり	1-3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実	1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援	2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実	2-2 子育てと仕事の両立支援	2-3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止	2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備
	子支援				親支援			
各施策参照ページ	P41	P45	P48	P51	P53	P56	P60	P63

(2) 施策群

施策群Ⅰ 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む 〈子支援〉

- 次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するため、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていけるよう支援します。
- 障がいのある児童等、配慮が必要な子どもやその保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。
- 家庭や地域と連携しながら、全ての子どもが健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組みます。

施策群Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える 〈親支援〉

- 安心して子育てをするため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。
- 子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。
- 安心して仕事と子育てを両立するための環境づくりや、子育てしやすい環境づくりを推進し、さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き、安全安心に子どもを生き育てられる環境づくりに努めます。

(3) 施策展開の横断的な視点

第2期子ども・子育て支援事業計画では、第1期計画の振り返りとして実施した施策群評価（P25から27参照）の結果、基本理念の実現のために、新たに以下の2点を施策展開の横断的な視点として加えました。

視点1 子育て支援の質の向上

評価結果

- 体験や交流活動、生活習慣の確立など、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、子育て支援の「質の向上」を目指していくことが重要。

視点

- 区民が安心して子育てに関するサービスを利用できる環境を整備するため、関連事業を磨き、適切なサービス供給量を確保するとともに、「質の向上」を図る。

視点2 ライフステージ間のつながりの強化

評価結果

- 支援が途切れないように、就学前・後施設や就学前施設同士の連携の強化に加えて、乳児期から幼児期、幼児期から就学前接続期など、次のライフステージへ「つなぐ」取り組みが必要。

視点

- ライフステージに沿った関係機関の連携を強化し、子どものライフステージ間のつながりがスムーズに行われるよう、仕組みづくりを進める。

3 施策の体系図

[柱立て]

[施策群]

[施策]



[施策の方向性]

食育や歯科への取り組み、読書習慣、運動遊びなど、子どもの心と体の基盤となる生活習慣づくりを推進します。

乳幼児期の教育・保育内容の質の向上により、小学校教育へつながる子どもたちの学びの基礎づくりを推進します。

発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援が受けられるように、支援体制を充実します。

家庭や地域と連携しながら、様々な学び、体験の場を広げ子どもたちが自らの可能性を見つけ、伸ばしていく支援をします。

- ・子育て支援を充実し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目なく支えていきます。
- ・子育てサービスを適切・円滑に利用できるよう、親子の居場所や交流の場などの情報提供や悩みの相談環境の充実を図ります。

多様な働き方を背景とした保護者の保育ニーズに応じた教育・保育サービスを確保します。

- ・困難を抱える子育て家庭の悩み相談に応じ、経済的支援をはじめ、親と子どもに寄り添った様々な支援を行います。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、地域におけるきめ細かな対応ができる体制の充実を進めます。

妊産婦、子育て家庭等全ての人たちが安全・安心に外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

4 計画の評価・指標について

足立区では、前出の施策体系に基づき、関連する各事業を推進することで、基本理念の実現を目指していきます。また、各事業の達成状況を測るため、前回の計画では、2つの施策群にのみ成果指標を設定していましたが、第2期子ども・子育て支援事業計画においては、各施策群に連なる8つの施策に成果指標を、施策に連なる事業に活動指標をそれぞれ設定することで、施策や事業の進捗を可視化し、スピード感をもって計画の実現にあたっていきます。

施策体系と評価指標の関係図





第4章 各施策の取り組み

施策群 I 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策 1-1 子どもの心身の健全な発達の支援

【 現状と今後の方向性 】

◆生活習慣・食習慣の定着について

〈現状〉

区では、健全な発達の基礎となる、早寝・早起き・朝ごはんの推奨や、野菜を食べる食習慣の定着に向けた取り組み※を進め、その保育施設での実施は徐々に広がってきています。

※「ひと口目は野菜から」事業実施率（平成 30 年度）
区立保育園 100%、私立保育園 77%、
認証保育所 40%

また、区が実施した「平成 29 年度子どもの健康・生活実態調査」からは、野菜から食べると肥満を予防できる可能性も明らかになっています。



〈今後の方向性〉

○子どもの健やかな成長を支えていくためにも、「早寝・早起き・朝ごはん」や「ひと口目は野菜から」など、子どもたちのよい生活習慣・食習慣づくりに向けた啓発の強化が求められます。

➡早寝・早起き・朝ごはんの推進や食育に関する情報を提供し、学習機会の充実を図ることで、子どもたちが、規則正しい生活習慣と野菜を食べる習慣が身に付くようにしていきます。また、食への意識を高めることで健全な発達を支援していきます。

◆あだちっ子歯科健診について

〈現状〉

区の小学校 1 年生におけるむし歯がある子どもの割合は、年々減少しています。平成 30 年度は特別区で最も多い状況を脱し、22 位（36.3%）となり、あだちっ子歯科健診による就学前のむし歯状況の改善が成果として表れはじめました。

また、前述の「平成 29 年度子どもの健康・生活実態調査」では、野菜摂取頻度が少ない子どもは、むし歯の本数が多いなどの傾向があることがわかっており、

むし歯の視点からも健康的な食習慣を幼児期から身につける取り組みを進めています。

〈今後の方向性〉

○未通園児のあだちっ子歯科健診の受診率が低く（平成 30 年度 13.0%）、行政との接点や関わりという視点でも、受診率を上げることが課題となっています。

○「5 本以上未処置歯をもつ」など、特にフォローが必要な子どもや家庭へアプローチする仕組みを早期に整えることが必要です。

- ➡未受診者に対するあだちっ子歯科健診の受診勧奨を行い、むし歯の予防、早期の治療に繋げていきます。
- ➡施設職員への研修の開催、歯科衛生士の施設への訪問指導など関係機関と課題を共有・連携し、フォローが必要な子どもや家庭への支援を強化していきます。

◆読書活動について

〈現状〉

「はじめてえほん事業」の3歳児健診時の保護者アンケートでは、「お子さんがもっと絵本を読んで」と希望する割合は 86%、配付した絵本は 4 割近い保護者が 50 回以上読み、活用されています。一方で、図書館にほとんど行かない保護者や、子どもの読書の習慣化に保護者の読書冊数が関係のあることを知らない保護者は毎年5割以上に及んでいます。

平成 30 年度に実施した「文化・読書・スポーツに関するアンケート調査」での小中学生へのアンケート結果から、就学前の読書習慣や保護者の読書習慣が子どもの読書の習慣に影響があることが明らかになりました。

〈今後の方向性〉

○今後は、図書館にこない人・来られない人に対しても、継続して読み語りの楽しさや大切さを伝えていく、きめ細かい取り組みを展開していくことが必要です。

- ➡商業施設や子育てサロン等に出向く絵本の読み語り事業を充実させ、図書館にこない人・来られない人も絵本に触れる機会を増やしていきます。
- ➡乳幼児期からの読書習慣の定着を図るため、保護者自身が読書の楽しさを知り、読書習慣の大切さに気づくための啓発を実施していきます。

◆運動遊びの推進について

〈現状〉

子どもたちが体を動かすことの楽しさや、できることの喜びを体験し心身ともに健康的に生きるための基盤を培うため、保育所保育指針等を踏まえ、「あだち幼保小接続期カリキュラム」の中にく健康な心と体〉を位置付けるとともに、運動遊びに関する研修を年1回開催し、保育者の資質の向上を図っています。

〈今後の方向性〉

○子どもたちが自発的に取り組む様々な遊びを通じて、多様な動きを身につけることができるよう、子どもの発達に合わせた遊びの環境を工夫することなどが必要となっています。

➡子どもたちが生活や遊びのなかで楽しく様々な動きを経験し、小学校生活への基盤づくりにつなげるために、保育者間で目指している保育実践の検討・共有に資する、運動遊びに関する研修を充実していきます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合	-	65%
1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	28.7%	45.0%
「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	75.5%	80.0%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	早寝・早起き・朝ごはんの推進	早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数 《【】内は対象園（全園）》	141 園 【193 園】	188 園 【201 園】
2	食育の推進事業	「ひと口目は野菜から」事業の実施園数 《【】内は対象園（全園）》	106 園 【142 園】	150 園 【201 園】
3	保健所での健康教育・食育の推進	3～4か月児健康診査、育児学級、健やか親子相談の実施回数 《【】内は参加者数》	634 回 【12,254 人】	650 回 【11,700 人】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
4	あだちっ子歯科健診	歯科健診受診勧奨ハガキの送付者数 《【】内は回数と対象者》	1,296 人 【①1,296 人】	2,000 人 【①750 人】 【②650 人】 【③600 人】
5	図書館のアウトリーチ事業	実施回数	—	60 回
6	あだちはじめてえほん	絵本を受け取った人数（1歳6か月児） 《【】内は全健診対象者》	3,390 人 【5,215 人】	3,900 人 【4,589 人】
【再掲】	就学前教育の推進 (主施策 1-2-2)			

【再掲】 主となる施策以外に関連する施策がある事業（複数の施策に関連する事業）について、関連施策となる事業名に【再掲】と掲載しています。

施策 1 - 2 就学前からの学びの基礎づくり

【現状と今後の方向性】

◆就学前施設の多様化に伴う教育・保育の質の維持・向上について

〈現状〉

第1期子ども・子育て支援事業計画に基づいて、待機児童解消に向けての施設整備が進んだ結果、新規施設が増加するとともに運営主体の多様化が進みました。

さらには、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育施設の利用機会の拡大が期待されます。こうした中、施設等の適正な運営やアレルギー対応、衛生面の確保、安全の担保などについてきめ細かな支援が必要となってきました。区は、各施設等の課題を速やかに把握し、着実に改善へとつなげるため、指導検査を計画的に実施するとともに、対象・回数を拡充してきました。また、指導検査で把握した施設等の課題について、実地調査⁴で改善を確認しています。

さらに、各施設で取り組むべき「教育・保育」の基本的事項を示した「足立区教育・保育の質ガイドライン」を平成29年3月に策定し、実地調査や職員研修などを通じて、質の高い教育・保育の実践を各施設等に促しています。

〈今後の方向性〉

○今後、指導検査が未実施の私立幼稚園（施設型給付園）を含め、指導検査の実施範囲を拡大していく必要があります。

➡指導検査を計画的に実施するとともに、指導検査や実地調査の更なる拡充・強化に向けた体制整備、支援技術の向上により、教育・保育の質を高めていきます。

○ガイドラインを活用した保育を実践している施設の割合を実地調査において確認したところ、平成30年度は48.1%であり、これをさらに高めていくことが課題となっています。

➡指導検査や実地調査の際に「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用を教育・保育施設の施設長等に促し、各施設の適正な運営及び保育の質の維持・向上を図ります。

◆質の高い教育・保育の充実と幼保小連携活動について

〈現状〉

子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、子どもの発達に応じ

⁴日常的な保育状況等を確認しながら、よりよい保育に向けた支援を行うこと。

た質の高い教育・保育が求められています。保育者の資質能力の向上を図るため、子どもの年齢別担任研修や公開保育による研修などを実施しています。

小学校教員と就学前施設の保育者との交流研修や子どもたち同士が交流する体験給食や模擬授業体験など、これまでの幼保小連携活動により、平成31年度に実施した「小学校第1学年に関するアンケート」によると、基本的な生活習慣が身に付いている小学校1年生は、約9割に達しており、取り組みの成果が表れています。

さらに、区は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の改訂・改定を踏まえ、5歳児クラスと小学校入学後4、5月くらいまでの子どもたちの円滑な接続を一層進めるために、平成30年12月に「あだち幼保小接続期カリキュラム」を策定しました。

〈今後の方向性〉

○幼保小連携ブロック会議において、小学校教員と保育者が子どもの育ちの共通理解をさらに深めるため、「あだち幼保小接続期カリキュラム」を取り入れた連携活動を行っていくことが重要です。

➡幼保小連携ブロック会議における「あだち幼保小接続期カリキュラム」の活用を進め、小学校教員と保育者、保育者同士での相互理解の深化や、就学前施設と小学校との職員研修や交流活動の充実、小学校への移行を意識した就学前施設同士での交流や連携の強化を進めていきます。

➡就学前施設において、質の高い教育・保育の提供を図るため、引き続き保育者等の資質能力向上を図る研修の充実と体系化を進めます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査の際に改善されていた保育施設等の割合	100%	100%
基本的な生活習慣が身についている小学校1年生の割合	90.6%	90%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	教育・保育の質の維持・向上事業	子ども・子育て支援法に基づく指導検査または実地調査を実施した特定教育・保育施設等の割合（単位）％ 《【】内は保育施設等の数》	96% 【339】	100% 【368】
2	就学前教育の推進	年齢別研修のうち、集合研修（運動）の参加人数 《【】内は定員数》	令和2年度より実施	350人 【500人】
		幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合 《【】内はブロック数》	—	100% 【13】

施策 1-3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

【 現状と今後の方向性 】

◆発達に特別な配慮を必要とする子どもへの早期支援について

〈現状〉

近年、子どもの発達に関する相談が増えています[※]。発達に特別な配慮を必要とする子どもは、早い時期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが大切です。

※こども支援センターげんきにおける発達相談件数

平成 26 年度：797 件 ➡ 平成 30 年度：1,258 件

区で実施している乳幼児経過観察健康診査と療育指導の受診率は増加傾向にはありますが、平成 30 年度の幼児の受診率は微減となっています（1 歳 6 か月児は 85.8%から 85%、3 歳児は 80.3%から 78%）。3 歳児健康診査も含め、発達に課題のある子どもを確実に発見する役割を果たしているため、受診勧奨を行っています。

〈今後の方向性〉

○受診率の向上を図りながら、引き続き早期発見・早期支援に努めるとともに、早い段階で子どもの発達について保護者の理解を深めることも重要となります。

➡子どもの発達に関する相談を通じて発達課題に対して親の理解を深める取り組みを継続していきます。

➡子ども自身が住み慣れた地域で健やかに成長していくため、今後も発達支援児などの子どもの状況に応じた支援を充実します。

◆発達に特別な配慮を必要とする子どもへの支援体制について

〈現状〉

発達支援児及びその家族が住みなれた地域で安心して共に生活できるよう「園生活支援シート（個別支援計画）」⁵を作成し、園での生活を可視化することで保護者の育児に寄り添い、『一人で育児をがんばらなくて良いのですね』との声も聞かれるものの、それを支える保育所等の職員の発達特性に対する知識の向上には課題が残る状況です。

〈今後の方向性〉

○発達支援児への理解と知識の浸透を図るため、就学前施設の職員を対象とした発達障がい研修を実施し、平成 30 年度は延べ 619 人が参加しましたが、知識

⁵ 一人ひとりのニーズに対応した丁寧な保育を進めていくため、子どもの現在の姿と保護者の意向を踏まえて具体的な支援目標を計画するシート。

の習得度調査では50%に満たない状況でした。知識の定着を図っていく研修体系の検討が課題となっています。

➡キャリアアップ研修等を通じて職員の発達障がいに対する知識の向上・定着を図っていきます。

○就学前の支援内容をライフステージに沿って、就学後へ「つなぐ」手法の確立が求められています。

➡身近な地域で適切な支援を行い、発達支援児を関係機関で支えていけるよう、保健センターや保育園など関係機関が連携を図り、切れ目のない相談・支援を進めます。

◆外国につながる幼児⁶への支援・配慮について

〈現状〉

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚などの幼児の増加が見込まれます（区内保育施設等に在園の外国籍児童の割合約6%（令和元年9月現在））。

〈今後の方向性〉

○幼児が教育・保育施設や子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、支援や配慮が必要になってきています。

➡外国につながる幼児、その保護者が安心して様々な子育てサービスを利用できるよう、関連所管が連携して多言語に対応した案内冊子や、タブレット端末の活用をはじめとした支援を進めていきます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	90%	98%
発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	89%	95%

⁶ 海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子ども。

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み	3歳児健康診査実施回数 《【】内は受診者数》	125回 【5,232人】	125回 【4,460人】
2	乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導	乳幼児経過観察健康診査実施回数 《【】内は受診者数》	77回 【766人】	80回 【800人】
3	発達支援児の総合的な支援	相談児童数	4,095人	4,300人
4	従事職員のスキルアップ研修	実施回数 《【】内は延べ参加者数》	9講座 【619人】	10講座 【900人】

施策1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

【 現状と今後の方向性 】

◆多様な体験活動の機会と場の提供について

〈現状〉

子どもたちの成長の糧となる多様な体験活動を提供するギャラクシティは、平成25年のリニューアルから毎年来館者数を伸ばしていましたが、平成30年度は減少に転じました。

(平成29年度：1,632,971人 → 平成30年度：1,518,626人)

また、放課後子ども教室においては、全学年実施校が57校から68校に増加し、対象学年が拡大して、参加児童数も増えるとともに、様々な学びや体験の場が広がり、活動内容が充実しています。

〈今後の方向性〉

○子どもたちが多様な体験ができるよう、常に好奇心をかき立てる事業・イベントを企画・実施することが求められます。

○ギャラクシティでは、事業の企画段階から地域住民や団体の更なる参画を促していくことが必要です。

➡科学ものづくり体験や講義体験の実施等、大学などの外部機関とも連携することで、子どもたちが将来の方向性を見つけるきっかけをつくれる体験活動を充実させていきます。

➡ギャラクシティを運営する指定管理者が地元企業やボランティアと協働し企画・実施する職業体験事業や、学校や家庭では体験できない様々な事業を通じて、たくましく生き抜く力を育み、社会と関わりを持ち、自らの可能性を見つけ、伸ばしていく支援をします。

➡ギャラクシティにさらに多くの子どもたちの来館を目指します。

➡放課後子ども教室が、より多くの児童の放課後の居場所となるよう、全校での全学年実施を実現していきます。

◆地域における担い手となる子どもの育成について

〈現状〉

ジュニアリーダーの動機づけとなる研修会への参加者は、平成30年度560人から平成31年度603人に増加しました。参加者が子ども会のリーダーとして

活動するジュニアリーダークラブへ移行する割合[※]や実績も増加傾向にあり、ジュニアリーダーの育成が進んでいます。

※平成 27 年度：24% → 平成 30 年度：66%

〈今後の方向性〉

○今後は、育成したジュニアリーダーの継続的な活躍の場の提供が課題となっています。

○スキルアップには実践を重ねることが有効であるため、より多くの体験機会が必要となっていきます。

➡子ども自身が地域の担い手になるよう、ギャラクシティのイベントや、子ども会など地域行事での活躍の場が広がるようにしていきます。

➡学校・関係団体と調整し、子どもたちが学業やクラブ活動を両立しやすい環境づくりを進めていきます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	—	90%
あだち放課後子ども教室利用者満足度	99%	99%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	体験活動（大学連携事業）の推進	大学連携によるプログラムの提供回数 《【】内は参加した子どもの延べ人数》	25 本 【14,578 人】	33 本 【15,200 人】
2	ギャラクシティでの多様な体験活動の提供	イベント・ワークショップ実施回数 《①【】内は、上記のうち地元企業やボランティアとの協働による企画数》 《②【】内は延べ総参加者数》	2,768 回 【①308 回】 【②147,748 人】	3,000 回 【①360 回】 【②160,000 人】
3	あだち放課後子ども教室	学校・実行委員会との話し合いの回数	233 回	240 回
4	ジュニアリーダーの育成	子ども会のリーダーを育成する研修会の開催回数 《【】内は延べ参加者数》	63 回 【560 人】	69 回 【650 人】

施策群Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

【現状と今後の方向性】

◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援について

〈現状〉

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている保護者が存在しています。「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果において、子育てについて相談できる人・場所がない保護者が平成30年度は4.4%（就学前児童の保護者）※となっています。

※平成25年度の調査 就学前児童の保護者 5.3%

足立区では、「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAPP）」を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。各種健康診査、妊産婦・赤ちゃん訪問などを通じて、安心して妊娠、出産、子育てができるよう健診の受診勧奨やきめ細やかに妊産婦への指導や相談・助言を行っています。

〈今後の方向性〉

○子どもの健やかな成長を支援し育児不安を軽減するため、切れ目のない支援の充実が必要です。

- ➡育児の不安や悩みの相談、親同士の仲間づくり、子育ての情報入手等の、妊娠、出産、子育てに関する各種事業を充実・強化していきます。
- ➡各種健康診査や訪問指導を通じて、子どもの健やかな成長を支援します。
- ➡子育てにおいて、地域でも家庭でも、親が孤立することがないように、各関係機関が連携を図りながら、区が保有する居場所や相談先などを整備するとともに、情報を提供し、保護者の安心につなげていきます。

◆子育てに関して身近で相談できる体制について

〈現状〉

子育てサロンの利用年齢は0歳が最も多く、次いで1歳、2歳と続きます。また、0歳においては半数近く、0歳～3歳は4人に1人が、今後子育てサロンを利用したい、利用を増やしたいという意向を持っています。3歳以上になると、教育・保育施設の利用希望が高くなり、サロンの利用者は減少していきます。

〈今後の方向性〉

○乳幼児期の0歳～3歳において、不安感や孤立感を感じることなく、安心して子育てできる環境を整えていくため、今後も子育てサロンの充実が必要です。

➡子育てサロンが特に0歳～3歳児の親にとって、安心して楽しく子育てができる一助となるよう、親子で遊びを楽しむことのできる居場所づくりや同世代の子どもを持つ親たちの相談にのりながら、仲間づくりを支援します。

➡子育てサロンでは、土日開設拡大のサロンを令和6年度までに9か所に増やす（平成30年度は5か所）とともに、商業施設等内の子育てサロン、単独型子育てサロン、児童館子育てサロンの各機能に応じて（役割別に）整備し、利用者のニーズに合わせたきめ細かい対応を行っていきます。

◆保育サービスの円滑な利用支援について

〈現状〉

幼稚園や保育施設の案内や預け先の相談に対応する保育コンシェルジュは、各家庭の状況や希望などを聞きながら、その家庭に適した保育施設や子育てサービスを案内し、的確な施設を円滑に利用できるように支援しています。平成30年度の利用者数は延べ3,471人と事業開始当初と比較して549人増加し、利用満足度も97%と、ともに順調に推移しており、的確な利用者支援を実現しています。

〈今後の方向性〉

○子育ての切れ目のない支援の充実を図るためには、幼稚園や保育施設の預け先の相談に加え、相談者が抱えるその他の悩みについても、解決できるよう適切に専門窓口へつなぐことが重要です。

➡保育施設等の利用支援だけでなく、家庭で保育をしている保護者が利用できる一時預かりなど、各家庭の状況にあった子育てサービスについても、適切かつ円滑に利用できるよう、きめ細やかな相談・ニーズに応じた関係機関へのつなぎなど、保育コンシェルジュ機能の充実を図ります。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
子育ては楽しいと感じる割合	71.6%	75.0%
保育コンシェルジュへの相談が役にたった方の割合	—	97%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診回数	60,825 回	61,800 回
2	ファミリー学級	ファミリー学級学級数 《【】内は参加者数（実人数）》	102 回 【2,185 人】	110 回 【2,700 人】
3	妊産婦家庭訪問事業	妊娠期から生後3か月までの 支援対象者への訪問件数 《【】内は対象訪問件数（特に支援 が必要な妊産婦*訪問4回）》	1,736 件 【1,844 件】	1,800 件 【1,800 件】
4	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業 訪問件数 《【】内は希望件数》	4,377 件 【4,389 件】	3,900 件 【3,900 件】
5	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査実施回数 《【】内は受診者数》	408 回 【15,069 人】	410 回 【13,120 人】
6	産前・産後家事支援事業	年間延べ訪問件数	430 件	500 件
7	子育てサロン	イベント回数 《【】内、①は参加者総数、 ②は①の内、男性参加者数》	2,581 回 【①45,987 人】 【②240 人】	2,700 回 【①53,860 人】 【②430 人】
8	保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュ相談 延べ人数	3,471 人	3,991 人

施策 2-2 子育てと仕事の両立支援

【 現状と今後の方向性 】

◆待機児童対策と多様化する保育ニーズへの的確な対応について

〈現状〉

平成 30 年度の「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をみると、未就学児の母親のフルタイムでの就労割合が前回調査（平成 25 年度）から 13.5 ポイント増加しています。また、パートタイムを含む就労者は全体の 6 割を超え、就労していない母親についても約 7 割が今後就労を希望しています。

こうした就労状況の変化を背景に年々増加する保育ニーズに対応するため、第 1 期子ども・子育て支援事業計画では「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき新規施設整備などを進めました。これにより、平成 27 年～30 年度の 4 年間で保育定員数を 2,744 人分拡大しました。同時に、多様な保育サービスの拡充・利用促進などの結果、平成 31 年 4 月 1 日の待機児童数は 123 人と、平成 29 年度の約 3 分の 1 まで低減しており、令和 2 年 4 月までに待機児童をほぼ解消できる見込みとなっています。

〈今後の方向性〉

○今後は、令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020 年東京大会」という。）後の経済状況による保育ニーズの変動を的確に把握し、継続的に受け皿を確保する必要があります。

➡引き続き、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、保育定員の拡大や幼稚園の預かり保育の推進などにより、多様なニーズに対応した受け皿を確保します。合わせて、保育コンシェルジュの相談などの利用者支援により、これらの受け皿の利用を促進することで、保育所の待機児ゼロの実現と継続を目指します。

○保育の担い手不足が慢性化する見込みの中、安定した保育の提供を支えるため、保育の担い手の確保・定着に努めていく必要があります。

➡キャリアアップ補助金や永年勤続褒賞、東京都の貸付制度などの活用により、引き続き保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。

◆学童保育の量の確保について

〈現状〉

共働き世帯の増加や大型マンション建設に伴う人口増等により、学童保育に対するニーズも高まっています。「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結

果では、放課後過ごしている場所について、1年～3年生では学童保育が7.1ポイント増加しています。

これまでの学童保育室の増設や定員の弾力化等の取り組みにより、前述の「ニーズ調査」に基づく「量の見込み」を概ね確保することができました。しかしながら、待機児童が多く発生している区域がある一方で、定員割れの区域が見られるなど、需要と供給にアンバランスが生じており、待機児童解消には至っていません。

〈今後の方向性〉

○地区ごとのニーズを見極めながら、必要とされる地区に学童保育室を整備し、放課後等の安心、安全な居場所をさらに確保していくことが必要です。

➡学童保育室の整備にあたっては、区全体を33地区に分け、地区ごとにニーズを把握するなど、より詳細に分析をしていきます。

◆ワーク・ライフ・バランスについて

〈現状〉

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、男性向けのセミナーや子育て世帯向けのイベントが定着[※]しているものの、実生活における仕事と仕事以外の生活の調和の実践には至っていません（男女共同参画に関する区民及び区内大学生意識調査の、「仕事と仕事以外の生活の調和が取れているとする区民の割合」平成28年度：17.3% ➡ 平成30年度：17.0%）。

※平成27年度：9回/261人参加 ➡ 平成30年度：15回/309人参加

〈今後の方向性〉

○ワーク・ライフ・バランス認定制度は、労働条件審査が認定のハードルとなっていたことを踏まえ[※]、区内企業の大部分を占める、中小企業にとっても取り組みやすい制度へ見直しを行いましたので、積極的に新制度を周知していく必要があります。※認定企業数 平成27年度：49社 ➡ 平成30年度：57社

➡中小企業が、ワーク・ライフ・バランスにさらに積極的に取り組めるよう、区内関係団体を通じて多方面に幅広く働きかけや周知を行い、参加企業のすそ野を広げます。

○ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、啓発を継続し、個々の意識を高めていくとともに、企業も含めた足立区全体の意識の底上げを図っていくことが必要です。

➡夫婦間や地域、企業において子育てについての理解を深め、ワーク・ライフ・バランスの着実な普及・啓発に努めていきます。

◆父親の育児について

〈現状〉

女性の社会進出が進む中、男性の育児休業の取得の向上が求められていますが、平成 30 年度雇用均等基本調査によると、育児休業の取得率は、女性の 82.2%に対し、男性は 6.16%にとどまっています。

また区が実施している子育てサロンの利用者は、平日は女性がまだまだ多いものの、サロンの土日開設の効果もあり、男性の利用も増加傾向となっています（単独の子育てサロンの男性利用者:平成 27 年度：12,534 人 ➡ 平成 30 年度：19,100 人）。

〈今後の方向性〉

○妊娠や出産による母親の身体や生活スタイルの変化などにより、母親の 10～15%に「産後うつ」が起こるとされています。その予防としても、妊娠中からの父親の意識改革は大変重要であるため、妊娠、出産、子育て期を通じて、父親の育児参加をサポートする体制づくりが必要です。

➡妊娠、出産、子育てについて学ぶファミリー学級や子育てサロンでの講座、プログラムによる情報提供など、様々な場面で父親の育児への支援を充実させていきます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
保育需要に対する待機児童率 【低減目標】	0.89%	0%
学童保育室の待機児童率【低減目標】	5.1%	0%
「男女が対等な立場で意思表示や活動 をすることができ、また責任を分かち 合っている」と感じている区民の割合	31%	50%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	保育施設等の整備	保育施設整備数 ※「足立区待機児童解消アクション・プラン（令和元年8月改定版）」に基づく令和2年度の整備予定件数	1件※	5件
2	保育士確保・定着対策	就職相談会の実施回数 《【】内は参加者数》	8回 【307人】	8回 【370人】
3	学童保育室の運営	学童保育室受入可能数増数	97人	430人
4	ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	WLBを推進するため区内企業へ働きかけした件数	1,600件	1,600件
		男性向け講座・イベントの実施回数《【】内は参加者数》	11回 【309人】	11回 【500人】
【再掲】	ファミリー学級 （主施策 2-1-2）			
【再掲】	子育てサロン （主施策 2-1-7）			
【再掲】	メール配信事業 「新米ママパパの子育てブログ」 （主施策 2-3-2）			
【再掲】	保育コンシェルジュ （主施策 2-1-8）			

【再掲】 主となる施策以外に関連する施策がある事業（複数の施策に関連する事業）について、関連施策となる事業名に【再掲】と掲載しています。

施策 2-3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

【 現状と今後の方向性 】

◆ひとり親家庭の自立支援について

〈現状〉

0歳～18歳の人口と離婚件数の減少に伴い、ひとり親家庭等の手当・医療費助成を受給する世帯は減少[※]しているものの、ひとり親家庭の「相対的貧困率⁷」は50.8%と高く、生活に困窮している状況にあります。

※児童扶養手当 平成27年度受給世帯 6,836世帯

平成30年度受給世帯 6,088世帯

〈今後の方向性〉

- 区はひとり親家庭への手当や医療費助成による経済的な安定を図ると同時に、職業的自立も促していく必要があります。
- 正規雇用の就職に有利になるような国家資格等の取得支援に加え、資格取得中の育児支援サービス利用料助成を開始するなど、就労支援の強化を図っています。
- 社会との繋がりが乏しい世帯は支援や情報が届きにくく、潜在化しやすいという課題があります。
 - ➡児童扶養手当受給世帯の中でも、収入がなく就労もしていない世帯[※]は周囲との接点が少なく、支援の必要性が高い世帯と考えられます。そうした世帯に対して重点的に支援策の情報提供や交流イベントへの参加を促して自立に向けた意欲を高め、資格取得支援等による職業的自立にも繋がるよう取り組んでいきます。

※平成30年度においては425世帯が該当

◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応について

〈現状〉

近年、区に寄せられる児童虐待相談は800件を超えてなお増加傾向がみられます。年齢では6割以上が未就学児であり、虐待の種別ではネグレクトが4割を超えています。全国的にも身体的虐待によって死亡に至るような重篤な事例も発生しています。

⁷国民の所得格差を表す指標で年収が全国国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。数値は、平成26年度実施の厚生労働省の国民生活基礎調査より引用。

〈今後の方向性〉

○児童虐待については、発生予防、次に早期発見、相談があったあとの早期対応が課題です。

➡発生予防に向けた啓発活動とともに、子育ての早い段階からの養育状況の把握、育児不安の早期解消や養育支援を行います。

○児童虐待対応においては、各種情報から虐待リスクを読み取る、子どもや養育者との支援関係の構築と継続、関係機関との協働や連携を図る、などの専門人材の育成が課題です。

➡児童家庭相談にあたる専門相談員の人材育成とともに、要保護児童対策地域協議会（地域ネットワーク）により、各機関が持つ役割と専門性を活かした児童及び保護者への支援を強化していきます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
児童虐待解決率	73%	80%
高等職業訓練促進給付金受給後の正規 雇用者数	14 人	25 人

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	きかせて子育て訪問 事業	支援回数 《【】内は利用者数》	97 回 【28 人】	102 回 【30 人】
2	メール配信事業 「新米ママパパの子育 てブログ」	配信記事数 《【】は登録者数》	90 本 【9,506 人】	90 本 【15,000 人】
3	児童扶養手当	児童扶養手当認定件数	871 件	820 件
4	ひとり親家庭応援メー ルの配信	メール配信の情報件数 《【】は登録世帯数》	194 件 【1,451 世帯】	300 件 【3,500 世帯】
5	就労のための資格取得 支援	ひとり親家庭向け就労支援事業 を活用した人数	165 人	300 人
6	(区民向け) 児童虐待 予防講座の実施	講座の開催回数 《【】内は参加者数》	11 回 【127 人】	13 回 【164 人】
7	児童虐待対応	児童虐待受理件数	892 件	1,345 件

施策 2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

【 現状と今後の方向性 】

◆ユニバーサルデザインについて

〈現状〉

子どもや子育て家庭が安心して気軽に外出するためには、道路、公園、公共交通機関、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化が求められます。

こうした中、歩道のフラット化やだれでもトイレの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した各施設の整備が行われ、子育て中の方を含めだれもが安全かつ安心して生活できるユニバーサルデザインによるまちづくりが着実に進んでいます。

〈今後の方向性〉

○安心して子育てのできる生活環境を整備していくため、区民や事業者等とも協創し、今後もユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していくことが必要です。

➡既存施設の改築や改修の時期に合わせた対応だけではなく、新設の道路や建物へのユニバーサルデザインに配慮した整備を進めることで、だれもが安全かつ安心して生活できるまちにしていきます。

◆パークイノベーションの取り組みについて

〈現状〉

安全・安心して遊べる公園を提供していくため、点検に基づく補修や老朽化した公園の改修を進めています。改修を実施した公園では、利用者が約3割増加し、『改修前より良い公園になった』と回答した人が約9割となっています。

〈今後の方向性〉

○安心して子育てができる生活環境には、安全に楽しく外遊びができる公園の存在は不可欠です。

➡公園施設の定期的な点検に基づく補修等を着実に実施し、安全・安心して遊べる公園を提供していきます。

○改修を行った公園では利用者が増加するなどの成果を得られていますが、評価指標である世論調査の「よく行く、行きたい公園がある区民（子育て世代）」の割合は横ばいとなっています。

➡公園の改修等パークイノベーションの取り組みが一部のモデル地域に留まっているため、取り組みを区全体に広げ、魅力ある地域の公園整備を進めると

ともに、広く周知を図っていきます。

◆子育てに活用できる情報提供と普及について

〈現状〉

妊娠・出産から主に就学前までの子育てに関する支援・制度、子育て関連施設、公園等子どものお出かけ先案内、医療機関の情報、災害への備えなど、子育てに関する情報を網羅したあだち子育てガイドブックを毎年発行（22,000部）しています。

〈今後の方向性〉

○母子健康手帳と一緒に渡しているため、妊娠中の方は持っていますが、妊娠中の方以外の方への最新版の周知がいきわたっていません。保護者が安心して子育てができることにつながるよう、ガイドブックを常に見直し、情報を充実させ、手にしてもらう機会を増やしていくことが課題です。

➡あだち子育てガイドブックの配布場所を増やしていくことと合わせて、最新情報を掲載した電子ブック版の普及も推進していくことで、妊娠期から育児の期間、そばに置いて子育てに活用できる環境をつくれます。

【 成果指標 】

項目名	現状値 (H30)	目標値 (R6)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関する事業】	H29 評価点 4.0 点 H30 評価点 未定	4.2 点
よく行く、または行きたい公園がある 区民の割合	44.30%	50%

【 主な事務事業 】

通番	事業名	活動指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	ユニバーサルデザイン (バリアフリー) の 推進	ユニバーサルデザイン推進計画 の個別事業の評価点	H29 評価点 4.0 点 H30 評価点 未定	4.5 点
2	公園等遊具の安全対策	全遊具の日常点検遊具数	2,115 基	2,115 基
3	パークイノベーション の取り組みの推進	改修・新設した公園数	30 か所	85 か所
4	あだち子育てガイドブ ックの普及	あだち子育てガイドブックの配 布場所数 《【】 は配布冊数》	43 か所 【22,000 冊】	68 か所 【30,000 冊】
		区ホームページのあだち子育て ガイドブックアクセス数	3,575 回	4,000 回

施策別指標一覧 施策群 I

施策群： I 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1-1 子どもの心身の健全な発達の支援

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになったと回答した方の割合	年1回取り組んだ保育園、保護者等に実施したアンケートで「早寝・早起き・朝ごはん」を心がけるようになったと回答した方の割合	-	65%
1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べる幼児の割合	3歳児健康診査アンケートによる集計値（1日3食、野菜（おかず・汁物など）を食べると回答した件数／アンケートの回収件数）	28.7%	45.0%
「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	4～5歳児を対象とした、生活・ベジタベアンケートで、「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	75.5%	80.0%

NO	事業ラインナップ	事業概要
1	①早寝・早起き・朝ごはんの推進	早寝・早起き・朝ごはんが身につくよう、啓発を行います。 保育園等での早寝・早起き・朝ごはんカレンダーによる取り組み、パンフレットやポスターなどによる啓発活動を行っています。
2	②食育の推進事業	「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」をキャッチフレーズに、野菜摂取の大切さを伝えるために、保育園等でのおいしい給食「野菜の日」などを通じて、正しい食習慣づくりを推進します。望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、子どもの健康格差の縮小に取り組みます。
3	③保健所での健康教育・食育の推進	乳幼児健診や育児学級、健やか親子相談事業など、様々な機会をとらえて健康教室を実施し、糖尿病予防と糖尿病の重症化を未然に防ぐため、早期から1日3食、野菜を食べるなど望ましい食習慣を身につけることを保護者へ啓発していきます。
4	④あだちっ子歯科健診	むし歯が増えやすい4歳（年少児）から6歳（年長児）を対象に、①区統一基準の歯科健診、②丁寧な受診勧奨、③結果集計・分析・フィードバックをセットにした「あだちっ子歯科健診」を実施。未就学児のむし歯予防及び早期の治療、ひいては子どもの貧困対策にも繋がるよう取り組みを進めています。
5	⑤図書館のアウトリーチ事業	図書館に来ない人・来られない人に対して読書の楽しさや図書館の場所・利用方法を周知していくため、子育て施設や商業施設などで「本・読書・図書館」のPRを行います。
6	⑥あだちはじめてえほん	将来的に子どもの社会性と学力向上に貢献していくため、乳幼児健診の際に絵本を配付し、読み語りを実演するなど、親子がふれあうことの大切さと絵本を読む楽しさを伝えるとともに、読み語り活動の普及を図っています。 3～4か月児健診時は、絵本を配付するとともに、読み語りボランティアが絵本の読み語りを実演し、幼児期に絵本に親しむ機会の充実を図っています。 また、1歳6か月児健診時は、区内図書館と子育てサロンを絵本の引き換え場所とすることで、本に触れ合える環境が身近にあることのお知らせをしています。
	運動遊び【再掲】就学前教育の推進（1-2-②）	保育者の資質能力向上を図るため、幼児教育関係者が学ぶ機会を提供します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園数	「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組み園数 4,5歳児の在籍園 〈現状値内訳〉区立保育園・こども園 31 園、私立保育園 62 園、 私立幼稚園・こども園 39 園、認証保育所 9 園 《【】内は対象園（全園）》	141 園 【193 園】	188 園 【201 園】
「ひと口目は野菜から」事業の実施園数	「ひと口目は野菜から」事業を実施した保育・教育施設数 4,5歳児の在籍園 〈現状値内訳〉区立保育園 28 園、私立保育園 71 園、認証保育所 4 園、区 立こども園 3 園※私立こども園、私立幼稚園は令和元年度から開始 《【】内は対象園（全園）》	106 園 【142 園】	150 園 【201 園】
3～4か月児健康診査、育児学級、健やか親子相談の実施回数	各保健センター等における乳幼児健康診査・育児学級及び住区センターに おける健やか親子相談の実施回数 《【】内は参加者数》	634 回 【12,254 人】	650 回 【11,700 人】
歯科健診受診勧奨ハガキの送付者数	初回の未通園者全員への歯科健診受診勧奨ハガキ（1 回目 750 人分程度）送 付及び未受診者に対する継続的な受診勧奨ハガキ（2 回目 650 人・以降 600 人分程度）の送付等延べ送付人数 《【】内は回数と対象者》	1,296 人 【①1,296 人】	2,000 人 【①750 人】 【②650 人】 【③600 人】
実施回数	図書館に出来ない人・来られない人に対して実施した読書活動推進事業の回 数	—	60 回
絵本を受け取った人数(1歳6か月児)	1歳6か月児健診時に区内図書館等で絵本を引き換えた人数 《【】内は全健診対象者》 ※計画期間による年齢別児童数の推移（推計）による	3,390 人 【5,215 人】	3,900 人 【4,589 人】

施策群： I 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1-2 就学前からの学びの基礎づくり

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった項目が、次の実地調査の際に改善されていた保育施設等の割合	(算出式) $A \div B$ A：改善されていた保育施設等の総数 B：指導検査で「文書指摘」または「口頭指導」となった保育施設等の総数	100%	100%
基本的な生活習慣が身につけている小学校1年生の割合	基本的な生活習慣(挨拶や返事・姿勢良く座る・静かに話を聞く)が身につけている1年生の人数÷1年生の児童総数 ※転出入を含む新1年生が対象のため、各年度90%を目標としています。	90.6%	90%

NO	事業ラインナップ	事業概要
7	①教育・保育の質の維持・向上事業	児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、子ども・子育て支援法等に基づき保育施設等への指導検査を実施します(平成28年度から実施)。また指導検査とは別に、保育施設等への実地調査を実施しています。 ※実地調査・・・日常的な保育状況等を確認しながら、よりよい保育に向けた支援を行っています。
8	②就学前教育の推進	保育者の資質能力向上を図るため、幼児教育関係者が学ぶ機会を提供します。就学前教育・保育施設、小学校の関係者が集う幼保小連携ブロック会議を開催します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
<p>子ども・子育て支援法に基づく指導検査または実地調査を実施した特定教育・保育施設等の割合 (単位) %</p>	<p>(算出式) $A \div B$ A : 当該年度に指導検査または実地調査のいずれかを 実施した保育施設等の数 (計 324) 【内訳】 区立保育園 28、私立保育園 79・認定こども園 0、 幼稚園 0、小規模保育 27、家庭的保育 154、認証保育所 36 B : 保育施設等の数 (計 339) 【内訳】 区立保育園 28、私立保育園 79・認定こども園 7、 幼稚園 8、小規模保育 27、家庭的保育 154、認証保育所 36 《【】 内は保育施設等の数》</p>	<p>96% 【339】</p>	<p>100% 【368】</p>
<p>年齢別研修のうち、集合研修(運動)の参加人数</p>	<p>年齢別研修のうち、集合研修(運動)への参加職員数(保育士、幼稚園教諭) 目標数=参加職員数(※研修定員数の7割程度を想定) 《【】 内は定員数》</p>	<p>令和2年度 より実施</p>	<p>350人 【500人】</p>
<p>幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合</p>	<p>幼保小連携ブロック会議におけるあだち幼保小接続期カリキュラムの活用割合 《【】 内はブロック数》</p>	<p>—</p>	<p>100% 【13】</p>

施策群： I 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1-3 特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援の充実

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	発達支援係で相談を受けた児童の特性を捉え、保護者同意のもと、必要に応じ関係機関と連携ができた割合 (相談連携件数÷連携が必要な相談件数)	90%	98%
発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	前年度に引き続き発達支援委員会で判定を受けた児童の内、保育現場での配慮を行ったことで、支援の程度が軽減若しくは現状維持したと判定された児童の割合 (支援軽減・維持人数÷継続支援児童数)	89%	95%

NO	事業ラインナップ	事業概要
9	①発達支援児の早期発見・早期支援の取り組み	発達支援児を早期に発見し、身近な地域で一貫した適切な支援を行うため、関係機関との連携を図り、子どもの発達を継続的に支援します。
10	②乳幼児経過観察健康診査・乳幼児療育指導	乳幼児健康診査や訪問・相談などから心身の発育・発達などに不安のある乳幼児に対し、健康診査及び相談を行います。こども支援センターげんきと連携し、必要に応じ心理相談、発達評価専門医による療育相談を行います。家族を含め継続した支援を実施しています。
11	③発達支援児の総合的な支援	発達支援児及びその保護者に対し、身近な地域で適切な支援が一貫してできるよう、総合的かつ切れ目の無い相談支援を行っていきます。
12	④従事職員のスキルアップ研修	東京都認定保育士等キャリアアップ研修を実施し、統合保育の充実を図ります。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
3歳児健康診 査実施回数	各保健センター等における3歳児健康診査の実施回数 《【】内は受診者数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	125回 【5,232人】	125回 【4,460人】
乳幼児経過観 察健康診査実 施回数	各保健センター等における乳幼児経過観察健康診査の実施 回数 《【】内は受診者数》	77回 【766人】	80回 【800人】
相談児童数	こども支援センターげんきへの来所・電話相談、保健セン ターでの相談、就学前施設での相談（巡回指導、発達支援 相談、4歳児対象の気づきのしくみの相談）で受理した児 童の延べ人数	4,095人	4,300人
実施回数	講座実施回数 《【】内は延べ参加者数》	9講座 【619人】	10講座 【900人】

施策群： I 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む

施策名 1-4 子どもが社会と関わる力を育むための成長支援

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
アンケートで「新しいことを知ったり、チャレンジしたい」と思った子どもの割合	体験教室に参加した子どもや来館した子どもへのアンケートで「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知りたい、チャレンジしたいと思った」と回答した子どもの割合 青少年課体験教室の参加割合とギャラクシティ体験活動の参加割合の平均	—	90%
あだち放課後子ども教室利用者満足度	各ブロックから、毎年異なる学校を2校抽出、計26校の参加児童へのアンケートにより、参加することが「楽しい」「少し楽しい」と答えた児童の割合	99%	99%

NO	事業ラインナップ	事業概要
13	①体験活動（大学連携事業）の推進	子どもたちの成長段階に応じてプログラムを提供します。様々な大学生と交流をしながらモデル学習や自然体験を行い、自分の将来の方向性を見つけるきっかけをつくります。（対象：未就学児～中学生）
14	②ギャラクシティでの多様な体験活動の提供	子どもたちの成長の糧となる多様な体験活動を提供し、参加した子どもたちの好奇心をかき立てます。
15	③あだち放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、放課後の小学校の校庭や体育館、図書室等で、自由遊びや読書、自主学習の場を提供します。平成22年度に区内全小学校での開設が達成されました。
16	④ジュニアリーダーの育成	研修会で動機づけを行い、子ども会を中心とした地域活動のリーダーを育成します。（対象：小学4年～6年生）

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
大学連携によるプログラムの提供回数	青少年課の大学連携事業の全プログラムの提供数 《【】内は参加した子どもの延べ人数》	25本 【14,578人】	33本 【15,200人】
イベント・ワークショップ実施回数	イベントや日々のワークショップ実施回数 【目標値】基本協定で締結しているワークショップの最低実施回数 《①【】内は、上記のうち地元企業やボランティアとの協働による企画数》 《②【】内は延べ総参加者数》	2,768回 【①308回】 【②147,748人】	3,000回 【①360回】 【②160,000人】
学校・実行委員会との話し合いの回数	実施内容の拡充(対象学年拡大・体験プログラム実施等)に向けた話し合いの回数	233回	240回
子ども会のリーダーを育成する研修会の開催回数	小学4年～6年生を対象としたジュニアリーダー研修会の開催回数(平成31年度実績:22会場/延べ参加者603人/修了者503人) 《【】内は延べ参加者数》	63回 【560人】	69回 【650人】

施策別指標一覧 施策群Ⅱ

施策群：Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-1 妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
子育ては楽しいと感じる割合	各保健センター等での3～4か月児健康診査時に行うアンケートで、「子育ては楽しい」と答えた親の割合	71.6%	75.0%
保育コンシェルジュへの相談が役にたった方の割合	保育コンシェルジュへ相談した方に対するアンケートで、相談が役にたったと答えた方の割合	—	97%

NO	事業ラインナップ	事業概要
17	①妊婦健康診査	妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下に努めます（妊婦1人あたり全14回受診可）。
18	②ファミリー学級	妊婦及びその家族の妊娠・出産・育児の知識を深め、「父親と母親が一緒に子どもを育てる」という意識を高めます。加えて、父親も参加できる子育ての仲間づくりも行い、交流を図ります。（平日・土曜、土曜1日制、日曜1日制）
19	③妊産婦家庭訪問事業	妊産婦に対する家庭訪問により、日常生活の指導も含め、安心して出産育児ができるように必要な情報提供を行うことで、低体重児等の減少や疾病の早期発見、育児不安の軽減を図ります。
20	④こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健師または助産師が訪問。育児不安の軽減、養育上必要な助言、指導、支援を行います。
21	⑤乳幼児健康診査	月齢に応じた健康診査を行い、発育・発達状況や疾病の有無等の確認及び相談を実施し、子育ての不安を軽減します。
22	⑥産前・産後家事支援事業	産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、家事を支援するホームヘルパーを派遣します。
23	⑦子育てサロン	乳幼児の親子の交流と仲間づくりの場を提供します。 乳幼児の年齢、発達に合わせた親子での遊びを提供します。
24	⑧保育コンシェルジュ	保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお応えします。各家庭の状況や希望を伺いながら、より適切で的確な子育てサービスや保育サービスの選択・利用に繋がるよう支援していきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
妊婦健康診査 受診回数	母子健康手帳交付時に配付する14回分の受診票の使用回数（里帰り等による助成の回数を含む）	60,825回	61,800回
ファミリー学 級学級数	ファミリー学級の年間開催学級数（平日、土曜日、日曜日） 《【】内は参加者数（実人数）》	102回 【2,185人】	110回 【2,700人】
妊娠期から生 後3か月まで の支援対象者 への訪問件数	妊娠届で把握した特に支援が必要な妊産婦に訪問を実施した件数 《【】内は対象訪問件数(特に支援が必要な妊産婦*訪問4回)》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	1,736件 【1,844件】	1,800件 【1,800件】
こんにちは赤 ちゃん訪問事 業訪問件数	当該年度に出生した訪問希望者に対するこんにちは赤ちゃん訪問で保健師・助産師が訪問指導した件数 《【】内は希望件数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	4,377件 【4,389件】	3,900件 【3,900件】
乳幼児健康診 査実施回数	各保健センター等における乳幼児健康診査の実施回数 《【】内は受診者数》 ※人口推計による対象者数減に伴い、目標値が低減しています。	408回 【15,069人】	410回 【13,120人】
年間延べ訪問 件数	産前・産後家事支援事業の年間延べ訪問件数	430件	500件
イベント回数	年間イベント（絵本読み聞かせ・親子ふれあい遊び・ベビーマッサージ等）実施回数 《【】内、①は参加者総数、②は①の内、男性参加者数》	2,581回 【①45,987人】 【②240人】	2,700回 【①53,860人】 【②430人】
保育コンシ ェルジュ相談延 べ人数	1年間に保育コンシエルジュに相談した延べ人数	3,471人	3,991人

施策群：Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-2 子育てと仕事の両立支援

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
保育需要に対する待機児童率【低減目標】	待機児童数÷保育需要数(各保育施設等の利用児童数+待機児童数) ※4月1日現在	0.89%	0%
学童保育室の待機児童率【低減目標】	待機児童数÷入室申請者数 ※4月1日現在	5.1%	0%
「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任を分かち合っている」と感じている区民の割合	「足立区政に関する世論調査」	31%	50%

NO	事業ラインナップ	事業概要
25	①保育施設等の整備	働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進するため、様々な保育ニーズに合わせた保育施設等の整備を進めます。また、既存施設の更新に合わせて定員を見直し、保育環境を向上させながら必要な定員数を確保していきます。
26	②保育士確保・定着対策	区内保育施設に就職した保育士等への経済的な支援や就職相談会・再就職セミナーの開催による就職支援を行うことで、保育士の確保・定着及び保育の質の維持・向上を図ります。
27	③学童保育室の運営	保護者の就労や病気などにより、放課後等に子どもを保育できない家庭の小学生に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。学童保育室の増員・増室と併せ、児童館機能の充実や放課後子ども教室との連携を進め、学童保育以外の居場所の情報発信を強化することで学童保育需要の適正化を図り、待機児童を解消します。
28	④ワーク・ライフ・バランスの推進	中小企業のワーク・ライフ・バランス（以下、「WLB」）の取り組みや成果を、WLB推進企業制度基準により認定します。認定企業を冊子や広報等で広くPRし、区内中小企業の取り組み意欲を喚起していきます。また、男性向けの講座や育児参加を促す啓発イベントを開催し、子育て世代が、よりWLBに関心を持つよう働きかけていきます。企業や個人への取り組みを効果的に実施しながら、足立区全体のWLB意識の底上げを図っていきます。
	父親の育児【再掲】ファミリー学級(2-1-②)	妊婦及びその家族の妊娠・出産・育児の知識を深め、「父親と母親と一緒に子どもを育てる」という意識を高めます。加えて、父親も参加できる子育ての仲間づくりも行い、交流を図ります。(平日・土曜、土曜1日制、日曜1日制)
	父親の育児【再掲】子育てサロン(2-1-⑦)	乳幼児の親子の交流と仲間づくりの場を提供します。 乳幼児の年齢、発達に合わせた親子での遊びを提供します。
	父親の育児【再掲】メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」(2-3-②)	初めて出産する母親が感じた子育ての悩みに対する助言を、ブログ調でメール配信し、育児不安への対処法や子どもの関わり方等を分かりやすく紹介します。
	待機児童の解消【再掲】保育コンシェルジュ(2-1-⑧)	保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお応えします。各家庭の状況や希望を伺いながら、より適切で的確な子育てサービスや保育サービスの選択・利用に繋がるよう支援していきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
保育施設整備数	令和2年～6年度における、認可保育所、認証保育所、小規模保育の新規整備及び定員見直しを伴う改修等の実施件数 ※「足立区待機児童解消アクション・プラン（令和元年8月改定版）」に基づく令和2年度の整備予定件数	1件※	5件
就職相談会の実施回数	就職相談会等の実施回数 《【】内は参加者数》	8回 【307人】	8回 【370人】
学童保育室受入可能数増数	区直営、運営委託（指定管理、住区センター）、民設運営（学童クラブ補助対象分）の受入可能数増分	97人	430人
WLBを推進するため区内企業へ働きかけした件数	架電・DM・訪問など働きかけした件数 ※10人以上、300人未満の区内企業数=1,600社	1,600件	1,600件
男性向け講座・イベントの実施回数	男性向け講座・イベントの実施回数 《【】内は参加者数》	11回 【309人】	11回 【500人】

施策群：Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-3 困難を抱える子育て家庭への支援と虐待の防止

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
児童虐待解決率	虐待解決数（児童相談所への送致や訪問指導により虐待を起こす要因が解消された数）÷虐待件数	73%	80%
高等職業訓練促進給付金受給後の正規雇用者数	ひとり親家庭を対象とする高等職業訓練促進給付金事業を活用後、就労（正規雇用）した方の数	14人	25人

NO	事業ラインナップ	事業概要
29	①きかせて子育て訪問事業	出産または育児に対する孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者を定期的に訪問し、傾聴等の支援を行います。
30	②メール配信事業「新米ママパパの子育てブログ」	初めて出産する母親が感じた子育ての悩みに対する助言を、ブログ調でメール配信し、育児不安への対処法や子どもの関わり方等を分かりやすく紹介します。
31	③児童扶養手当	児童を養育しているひとり親等(家庭)に対して、手当を支給します。 ※過去6年間の実績に基づいて、目標値が低減しています。
32	④ひとり親家庭応援メールの配信	ひとり親家庭の方向けの手当や就職・転職に関するお知らせのほか、親子で楽しめるイベント情報など、様々なお知らせをメールでお送りします。
33	⑤就労のための資格取得支援	生活の自立に向けて、資格取得など就労に向けた支援を行います。
34	⑥（区民向け）児童虐待予防講座の実施	育児不安を抱える親の不安解消等を目的とした「子育て交流講座(NP講座)」、よりよい親子関係を学ぶ「イライラしない子育て講座(実践編・入門編)」を実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。
35	⑦児童虐待対応	虐待被害の拡大防止となる児童虐待に係る通告制度の普及を図るとともに、児童、地域住民及び関係機関からの虐待通告を受け、迅速に対応します。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
支援回数	きかせてサポーターが利用者宅で支援を行った年間延べ支援回数 《【】内は利用者数》	97回 【28人】	102回 【30人】
配信記事数	メール配信する配信記事（ブログ調記事）の種類（数） 《【】内は登録者数》	90本 【9,506人】	90本 【15,000人】
児童扶養手当認定件数	児童扶養手当認定請求に対する認定件数 ※過去6年間の実績に基づいて、目標値が低減しています。	871件	820件
メール配信の情報件数	豆の木メールで配信した情報の件数 《【】内は登録世帯数》	194件 【1,451世帯】	300件 【3,500世帯】
ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数	ひとり親家庭を対象にした就労支援給付金補助をはじめ、就労セミナー・講座等区が行う就労支援事業を活用した人数	165人	300人
講座の開催回数	児童虐待防止啓発事業（子育て交流講座（NP講座）、怒鳴らない子育て講座、講演会、オレンジリボンキャンペーン等）の実施回数 《【】内は参加者数》	11回 【127人】	13回 【164人】
児童虐待受理件数	こども家庭支援課における児童虐待に関する受理件数	892件	1,345件

施策群：Ⅱ 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える

施策名 2-4 安全・安心に子育てのできる生活環境の整備

成果指標	指標の定義	現状値(H30)	目標値(R6)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点の平均値 【子ども子育てに関係する事業】	推進計画、「柱3 便利に生活できる『まちづくり』」のうち、施策3-(1)から3-(4)に位置付けられた一部の事業のうち、「だれもが利用しやすい施設や環境等を整備する」ための個別事業の5段階評価の評価点の平均値	H29 評価点 4.0 点 H30 評価点 未定	4.2 点
よく行く、または行きたい公園がある区民の割合	世論調査で「よく行く、または行きたい公園がある」と答えた区民(20～40歳代)の割合(そう思う、どちらかといえばそう思うの合計) (算出式) $A \div B$ A: 世論調査で「よく行く、または行きたい公園がある」と答えた区民(20～40歳代)の数 B: 世論調査に回答した区民(20～40歳代)の数	44.30%	50%

NO	事業ラインナップ	事業概要
36	①ユニバーサルデザイン(バリアフリー)の推進	子ども、子育て中の方等の移動や施設の利用における利便性、安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン推進計画及びバリアフリー推進計画に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
37	②公園等遊具の安全対策	管理部署による日常点検(月1回)を実施し、劣化及び摩耗が進行している遊具については補修・撤去を行い、安全な公園を提供します。
38	③パークイノベーションの取り組みの推進	魅力ある地域の公園を整備していくため、パークイノベーションの取り組みを推進します。
39	④あだち子育てガイドブックの普及	妊娠・出産に関する各種情報や子どものおでかけ先案内など、子育てに関する情報を網羅した「あだち子育てガイドブック」を毎年発行しています。より多くの方に手に取っていただけるよう、配布場所を増やしていきます。

活動指標	指標の定義	現状値 (H30)	目標値 (R6)
ユニバーサルデザイン推進計画の個別事業の評価点	推進計画、「柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』のうち、「4-(1)-①ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理」に関する評価点	H29 評価点 4.0 点 H30 評価点 未定	4.5 点
全遊具の日常点検遊具数	月1回遊具点検表に基づき点検し、修繕の要・不要・経過観察の判定がなされる遊具数（点検の際に簡単なメンテナンスにより安全使用が可能となる）	2,115 基	2,115 基
改修・新設した公園数	足立区パークイノベーション推進計画に基づき、改修・新設した公園数	30 か所	85 か所
あだち子育てガイドブックの配布場所数	あだち子育てガイドブックを配布する場所（子育てに関連する機関や施設の窓口等）の箇所数 《【】内は配布冊数》	43 箇所 【22,000 冊】	68 箇所 【30,000 冊】
区ホームページのあだち子育てガイドブックアクセス数	区ホームページのあだち子育てガイドブックへのアクセス数	3,575 回	4,000 回



第5章 教育・保育及び地域子ども・
子育て支援事業の量の見込み
と確保方策

1 本章の位置付け

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は国が示す「基本指針」に即して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」を定めるものとされました。足立区では、当該提供体制の確保等に関する事項を定める計画として、平成27年3月に「足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、国が平成31年4月23日に示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を受けて、令和2年度から6年度の量の見込み(どのくらい需要があるのか)と確保方策(いつどの程度供給するのか)を示します。

2 区域の設定

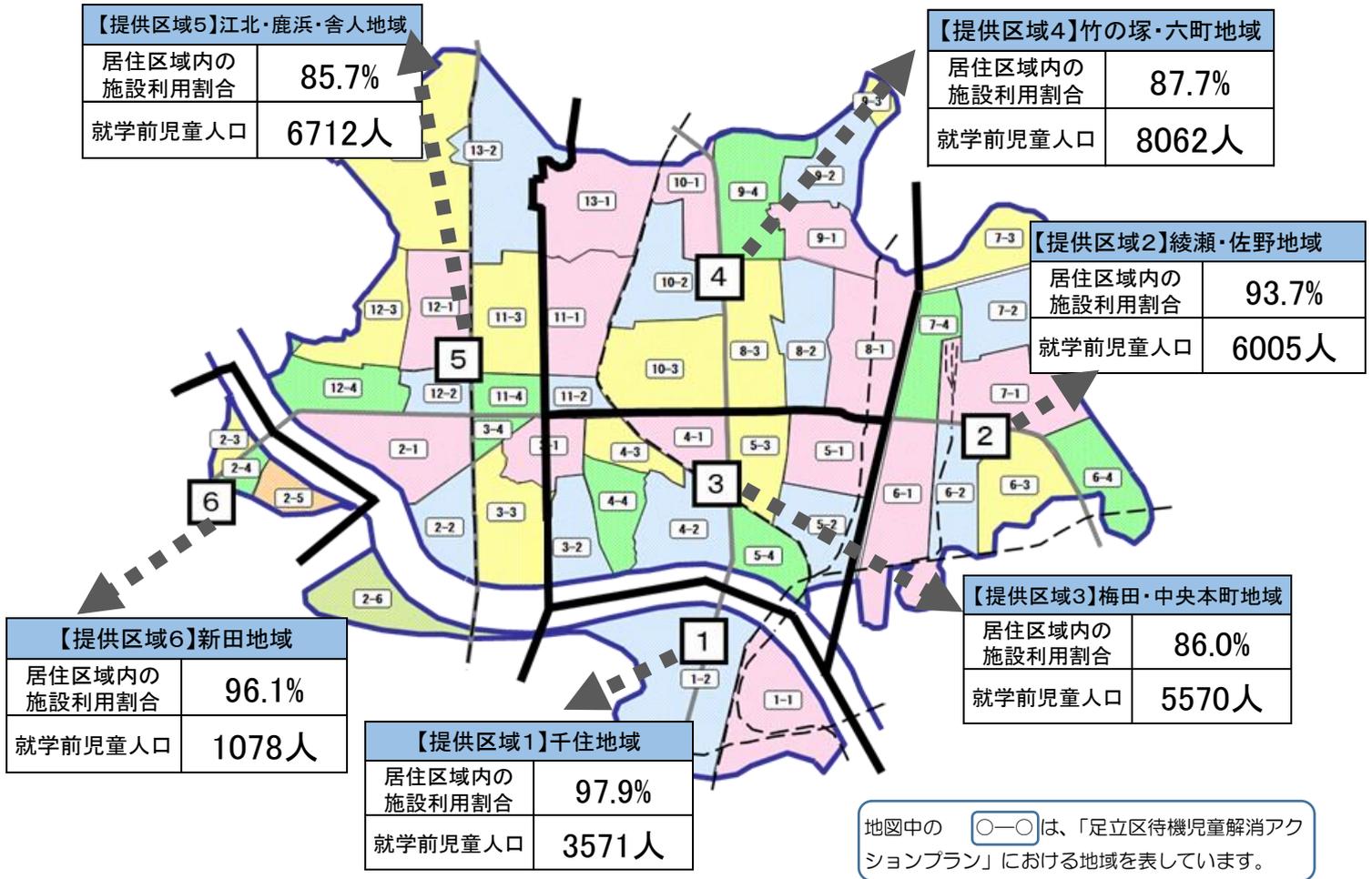
(1) 区域設定の基本的な考え方

子ども・子育て支援法は、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、提供区域）を設定することと定めています。

幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の方策」の設定及び各事業の需給調整の判断は、提供区域ごとに行います。このため、提供区域を設定するにあたっては、各事業の利用実態と概ね一致していることに加えて、統計の精確性を担保するため一定の人口規模を擁することが必要です。

上記を踏まえ、本計画では、保育施設の利用実態を基本として、居住している提供区域内の施設を利用する割合が概ね9割以上となること及び、各提供区域の就学前人口が少なくとも1,000人以上となるよう留意し、基本となる【6区域】を設定しました。その上で、広域利用の実態を考慮しながら、各事業について【1区域】または【6区域】のいずれか適切な区域を設定しました。

■ 足立区における提供区域（6区域）



(2) 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の体系と区域設定

ア 教育・保育の体系と区域設定

教育（幼稚園、認定こども園）については、園バスによる広域利用が多い実態を考慮し、【1区域（区全域）】で需要を把握し、整備計画を策定します。

一方、保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））については、【6区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

施設・事業名	該当ページ	提供区域
1 教育（幼稚園、認定こども園）	P91～92	1区域
2 保育（保育所、認定こども園、特定地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））	P92～103	6区域

イ 地域子ども・子育て支援事業の体系と区域設定

地域子ども・子育て支援事業については、広域利用を前提としているなど、事業の特性が区域割りの考え方に馴染まないため、区全域で実施しているものについては【1区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。それ以外は【6区域】で需要を把握し、整備計画を策定します。

なお、「4-1【幼稚園在園児】一時預かり等の利用」は、「教育」と合わせて【1区域】とします。

また、地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業のことを言います。

施設・事業名	該当ページ	提供区域
(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	P104～113	6区域
(2) 子育てサロン事業	P114～120	6区域
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）	P121～127	6区域
(4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用	P128	1区域
(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	P129～130	1区域
(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）	P130	1区域
(6) ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業（小学生）	P131	1区域
(7) 病気の際の対応	P132	1区域
(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	P133～134	1区域
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	P135	1区域
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	P136	1区域
(11) 利用者支援に関する事業	P136～137	1区域
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	P137	1区域
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	P137～138	1区域

教育・保育施設の概要

◆ 幼稚園

幼児期における教育を行う、学校教育法に基づく学校です。

- ・ 対象年齢：満3歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日(夏・冬・春休みがあります)

◆ 認定こども園（区立・私立）

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園のように教育を行う「短時間利用」と、保育サービスも併せて提供する「長時間利用」の2つがあります。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～金曜日（土曜日に開所している園もあります）

◆ 認可保育所（区立・私立）

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします。保育士の数や施設の設備など一定の基準を満たし、児童福祉法に基づき、都道府県知事に認可を受けた施設で、子どもの成長や発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

- ・ 対象年齢：0歳～就学前
- ・ 開所日：月～土曜日

◆ 小規模保育

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを小集団の中でお預かりする施設です。以下の3類型に分けられます。

A型	保育所分園型で、従事者に占める保育士の割合が10割の施設
B型	従事者に占める保育士の割合が6割以上の施設。保育士以外は、保育従事者(保育士その他保育に従事する職員として市区町村長が行う研修を終了した者)による保育
C型	複数の家庭的保育者(市区町村長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者)によるグループ保育

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日
- ・ 開所時間：7時30分から18時30分

◆ **家庭的保育（保育ママ）**

保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんを家庭的保育者（市区町村長が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者）の自宅等でお預かりします。

- ・ 対象年齢：0歳～2歳児
- ・ 開所日：月～土曜日（土曜日保育は家庭的保育者により異なります。）
- ・ 開所時間：家庭的保育者により異なります。

◆ **居宅訪問型保育**

主に0歳～2歳児の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

◆ **事業所内保育**

主に0歳～2歳児の乳児・幼児を対象とし、事業所が設置する施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

3 「量の見込み」と「確保の方策」の算出

(1) 量の見込みの算出

ア 量の見込み算出にあたっての基本的な考え方

内閣府が定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）」に基づき、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて、各施設・事業ごとに量の見込みを算出しました。量の見込みは、前述の施設・事業ごとに設定した提供区域に基づき、区域単位で算出しました。

【ニーズ調査の概要】

●調査時期

平成31年1月31日～平成31年2月20日

●調査対象及び回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳児）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	6,750	3,110	46.1%
小学生児童（1～6年生）の保護者 【住民基本台帳から無作為抽出】	3,200	1,485	46.4%
合 計	9,950	4,595	46.2%

イ 量の見込みの算出方法（例：保育（保育所を希望）の量の見込み）

$$\text{「量の見込み」} = \text{「家庭類型別児童数※1」} \times \text{「利用意向率※2」}$$

※1 ニーズ調査結果から、対象となる子どもを父母の有無、父母の就労状況から家庭類型ごとに分類し、その分類した家庭類型別の児童数のこと。算出式は、次のとおり。

「推計児童数(R2～6年度)」×「ニーズ調査による家庭類型(ひとり親家庭、共働き世帯など)の割合」

※2 ニーズ調査で、保育を利用したいと回答した世帯の割合

(2) 確保の方策の算出

全ての施設・事業について、上記のとおり算出した「量の見込み」に対して、令和6年度までにその需要量を確保できる方策を算出しました。

(3) 障がい児福祉計画との調和

現在、区では第2期障がい児福祉計画の策定をしており、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備については、この中で検討していくため、その結果を鑑み、必要に応じて確保方策の見直しを検討します。

4 「教育・保育」の量の見込みと確保方策

(1) 「教育」の量の見込みと確保方策

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	
量の見込み(A)	5,542	2,005	5,408	1,963	5,265	1,908	5,121	1,859	4,979	1,807	
確保方策											
特定教育・ 保育施設※	幼稚園	1,114	0	1,114	0	1,114	0	1,114	0	1,114	0
	認定こども園 (区立)	131	0	131	0	131	0	81	0	81	0
	認定こども園 (私立)	514	234	514	234	514	234	564	234	564	234
確認を受けない幼稚園	7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0	7,417	0	
幼稚園及び預かり保育(長時 間・通年)	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	0	1,713	
確保方策合計(B)	9,176	1,947	9,176	1,947	9,176	1,947	9,176	1,947	9,176	1,947	
過不足(C)=(B)-(A)	3,634	▲58	3,768	▲16	3,911	39	4,055	88	4,197	140	

※ 1号：保育の必要がなく、幼稚園教育（幼児期における教育）を希望する3～5歳

※ 2号（教育の利用意向あり）：保育を必要とする3～5歳（2号）のうち、幼稚園教育の利用意向がある者

※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認定こども園を含みます。

■表の見方

単位：人

	令和2年度		令和3年度		
	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	1号 認定	2号 認定 教育を 希望	
量の見込み(A)	5,542	2,005	5,408	1,963	
確保方策					
特定教育・ 保育施設	幼稚園	1,114	0	1,114	0
	認定こども園 (区立)	131	0	131	0
	認定こども園 (私立)	514	234	514	234
確認を受けない幼稚園	7,417	0	7,417	0	
幼稚園及び預かり保育(長時 間・通年)	0	1,713	0	1,713	
確保方策合計(B)	9,176	1,947	9,176	1,947	
過不足(C)=(B)-(A)	3,634	▲58	3,768	▲16	

確保方策合計(9,176人)
 ー 量の見込み(5,542人)
 二 過不足3,634人

- 私立幼稚園は、各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園に分かれます。平成31年4月1日現在の移行状況を参照し、以下①②により、確保方策を算出しました。
- 「1号認定」については、既に「量の見込み」に対して、十分な供給量が「確保」されています。一方、「2号認定・教育を希望」については、令和2年度～3年度に供給量が「不足」していますが、令和4年度以降は「確保」される見込みです。
- 保育を含めた2号認定全体では、全ての年度で量の見込みに対して、供給量が「確保」されています。

① 新制度に移行した園（特定教育・保育施設）

- 私立幼稚園【9園】
- 認定こども園（公立）【3園】
- 認定こども園（私立）【4園】

⇒利用定員[※]（認定こども園は短時間利用児の利用定員）に基づき、確保方策を算出しています。

※ 認可定員の範囲内で、実績をもとに設定する定員（園の補助金単価区分に反映）

② 新制度に移行しない園

- 私立幼稚園【38園】

⇒平成31年4月現在の認可定員[※]に基づき、確保方策を算出しています。

※ 施設・設備・職員配置の基準を規定した幼稚園設置基準等に基づく認可を受けた定員

（2）「保育」の量の見込みと確保方策

ア 保育における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

（ア）提供区域は6区域とし、ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに区域ごとの量の見込みを算出しました。令和2年度～6年度を通して、いずれの区域においても量の見込みに対して十分な保育定員が確保される見込みです。

（イ）今後のニーズの動向には以下のような不確定要素があることから、令和2年度以降も保育ニーズに対して十分な保育定員が確保できているか注視していきます。

○令和2年度以降は、幼児教育・保育の無償化や、2020年東京大会後の社会変動の影響等により、短期・中期的（5年以内）に保育定員を上回る保育ニーズが発生する可能性があること。

○今後、大規模マンション開発が予想される、千住地域、綾瀬地域などでは低年齢児の保育ニーズが急激に増加する可能性があること。

（ウ）第1期子ども・子育て支援事業計画では、地域ごとの保育ニーズを詳細に分析し、短期の実行計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」を毎年度改定することで具体的な保育施設整備計画を策定・実行してきました。本計画においても同等の実行計画を策定し、保育供給量を適切に管理していきます。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
7,343人	5,335人	1,176人

(イ) 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055	7,236	5,192	1,040	7,037	5,084	1,019	6,839	5,005	1,003	
確保方策	特定教育・保育施設※	認可保育所	8,676	4,438	1,024	8,676	4,438	1,024	8,676	4,438	1,024	8,676	4,438	1,024	8,676	4,438	1,024
		認定こども園（区立）	186	84	0	186	84	0	186	84	0	121	51	0	121	51	0
		認定こども園（私立）	0	21	0	0	21	0	0	21	0	65	54	0	65	54	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	437	81	0	437	81	0	437	81	0	437	81	0	437	81
		小規模保育A型	0	277	96	0	290	102	0	290	102	0	290	102	0	290	102
		小規模保育B型	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49	0	108	49
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	174	707	285	174	707	285	174	707	285	174	707	285	174	707	285
公設民営認可外		71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6	71	56	6	
確保方策合計(B)		9,107	6,128	1,541	9,107	6,141	1,547	9,107	6,141	1,547	9,107	6,141	1,547	9,107	6,141	1,547	
過不足(C)=(B)-(A)		1,481	624	454	1,662	792	492	1,871	949	507	2,070	1,057	528	2,268	1,136	544	

※ 区全域の量の見込みは、各提供区域の積み上げとなりますが、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※ 特定教育・保育施設の内訳には、施設型給付費の対象外となる区立認可保育所と区立認定こども園を含みます。

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																
特定地域型保育事業	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

■表の見方

単位：人

		令和2年度			令和3年度			
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)		7,626	5,504	1,087	7,445	5,349	1,055	
確保 方針	特定 教育 施設・ 保	認可保育所	8,676	4,438	1,024	8,676	4,438	1,024
		認定こども園 (区立)	186	84	0	186	84	0
		認定こども園 (私立)	0	21	0	0	21	0
	年度 当初 定員	家庭的保育 (区認定家庭 的保育含む)	0	437	81	0	437	81
		小規模保育A型	0	A 277	96	0	C 290	102
		小規模保育B型	0	108	49	0	108	49
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育	-	-	-	-	-	-
	保 認 可 外 設 施	認証保育所	174	707	285	174	707	285
		公設民営認可外	71	56	6	71	56	6
確保方針合計(B)		9,107	6,128	1,541	9,107	6,141	1,547	
過不足(C)=(B)-(A)		1,481	624	454	1,662	792	492	

		令和2年度			令和3年度		
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
年度中整備							
保 育 事 業	特定 地域 型		B				
	小規模保育A型	0	13	6	0	0	0
確保方針合計		0	13	6	0	0	0

A 年度当初定員(277) + B 年度中に整備予定の定員(13) = C (290)

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域1（千住地域）

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	17 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	0 園
小規模保育	2 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	19 事業所
認証保育所	6 所
公設民営認可外	0 園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
968 人	688 人	150 人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足していますが、建設中の新築マンションからの局地的なニーズ上昇に対応するため、令和2年度中にマンション内に小規模保育1施設を整備する予定です。

○その後も、新たな大規模マンション開発が進む可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
量の見込み(A)	1,185	826	129	1,156	791	127	1,102	768	126	1,060	762	125	1,029	755	124		
確保方策 年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,166	608	146	1,166	608	146	1,166	608	146	1,166	608	146	1,166	608	146
		認定こども園（区立）	65	33	0	65	33	0	65	33	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園（私立）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	33	0	65	33	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）	0	52	9	0	52	9	0	52	9	0	52	9	0	52	9
		小規模保育A型	0	17	8	0	30	14	0	30	14	0	30	14	0	30	14
		小規模保育B型	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5	0	10	5
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳
確保 方策	年度 当初 定員	認可外 保育 施設	28	140	67	28	140	67	28	140	67	28	140	67	28	140	67
		認定 保育 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保 方策 合計 (B)	1,259	860	235	1,259	873	241	1,259	873	241	1,259	873	241	1,259	873	241	
	過 不足 (C) = (B) - (A)	74	34	106	103	82	114	157	105	115	199	111	116	230	118	117	
				《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。													

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
年度中整備																	
特定 地域 型 保育 事業	小規模 保育 A型	0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保 方策 合計		0	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	28所
認定こども園（区立）	1園
認定こども園（私立）	0園
小規模保育	5施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	21事業所
認証保育所	6所
公設民営認可外	0園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,408人	1,033人	254人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○新たな大規模マンション開発により、局地的に人口・保育ニーズが急増する可能性があるため、今後のニーズの動向を注視していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	
量の見込み(A)			1,514	1,097	242	1,479	1,071	234	1,445	1,040	232	1,413	1,019	225	1,375	1,003	220	
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	1,702	887	222	
		認定こども園 (区立)	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	49	27	0	
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	年度当初定員	特定地域型保育事業	家庭的保育 (区認定家庭的保育含む)	0	65	15	0	65	15	0	65	15	0	65	15	0	65	15
			小規模保育A型	0	53	25	0	53	25	0	53	25	0	53	25	0	53	25
			小規模保育B型	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10	0	25	10
			小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40	53	107	40	
		公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保方策合計(B)			1,804	1,164	312	1,804	1,164	312	1,804	1,164	312	1,804	1,164	312	1,804	1,164	312
過不足(C)=(B)-(A)			290	67	70	325	93	78	359	124	80	391	145	87	429	161	92	

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	25 所
認定こども園 (区立)	0 園
認定こども園 (私立)	0 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育 (保育ママ) ※	30 事業所
認証保育所	8 所
公設民営認可外	1 園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数 (実績)

2号 (3~5歳)	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)
1,349 人	972 人	214 人

c 令和2年度~6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度~6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
量の見込み(A)	1,354	962	209	1,324	938	204	1,294	911	199	1,260	891	197	1,228	876	194		
確保方策 年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所	1,636	812	203	1,636	812	203	1,636	812	203	1,636	812	203	1,636	812	203
		認定こども園 (区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育 (区認定家庭的保育含む)	0	94	11	0	94	11	0	94	11	0	94	11	0	94	11
		小規模保育A型	0	42	15	0	42	15	0	42	15	0	42	15	0	42	15
		小規模保育B型	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6	0	13	6
		小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
確保 方針	年度 当初 定員	認可 保育 施設	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53	17	144	53
		公設 民営 認可 外	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6	0	22	6
	確保 方針 合計 (B)		1,653	1,127	294	1,653	1,127	294	1,653	1,127	294	1,653	1,127	294	1,653	1,127	294
	過不足 (C) = (B) - (A)		299	165	85	329	189	90	359	216	95	393	236	97	425	251	100

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	30所
認定こども園（区立）	0園
認定こども園（私立）	1園
小規模保育	10施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	38事業所
認証保育所	10所
公設民営認可外	0園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,831人	1,326人	280人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
量の見込み(A)			1,758	1,285	273	1,713	1,249	264	1,673	1,211	259	1,628	1,179	254	1,581	1,158	250
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設															
		認可保育所	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211	2,105	1,068	211
		認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家庭的保育(区認定家庭的保育含む)	0	99	24	0	99	24	0	99	24	0	99	24	0	99	24
		特定地域型保育事業															
	小規模保育A型	0	122	32	0	122	32	0	122	32	0	122	32	0	122	32	
	小規模保育B型	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	0	26	12	
	小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設																
認証保育所	32	184	77	32	184	77	32	184	77	32	184	77	32	184	77		
公設民営認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
確保方策合計(B)			2,137	1,499	356	2,137	1,499	356	2,137	1,499	356	2,137	1,499	356	2,137	1,499	356
過不足(C)=(B)-(A)			379	214	83	424	250	92	464	288	97	509	320	102	556	341	106

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	27 所
認定こども園（区立）	1 園
認定こども園（私立）	3 園
小規模保育	4 施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	34 事業所
認証保育所	4 所
公設民営認可外	0 園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
1,512 人	1,110 人	245 人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○提供区域を細分化した地域ごとに、ニーズの動向を把握していきます。

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳														
量の見込み(A)			1,568	1,131	205	1,541	1,101	198	1,498	1,066	196	1,457	1,042	190	1,413	1,024	188		
確保方策	年度当初定員	特定教育・保育施設	認可保育所			1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211	1,834	936	211		
		認定こども園（区立）			72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0	72	24	0
		認定こども園（私立）			0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0	0	21	0
	特定地域型保育事業	家庭的保育（区認定家庭的保育含む）			0	113	18	0	113	18	0	113	18	0	113	18	0	113	18
		小規模保育A型			0	31	13	0	31	13	0	31	13	0	31	13	0	31	13
		小規模保育B型			0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11	0	23	11
		小規模保育C型			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		居宅訪問型保育			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		事業所内保育			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位：人

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳												
確保 方針	年度 当初 定員	認可外 保育 施設	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35	41	108	35
		公設 民営 認可 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保 方針 合計 (B)		1,947	1,256	288	1,947	1,256	288	1,947	1,256	288	1,947	1,256	288	1,947	1,256	288
	過不足 (C) = (B) - (A)		379	125	83	406	155	90	449	190	92	490	214	98	534	232	100

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

(カ) 提供区域6（新田地域）

a 令和元年度の施設・事業所数

保育施設	施設数
認可保育所	5所
認定こども園（区立）	0園
認定こども園（私立）	0園
小規模保育	2施設

保育施設	施設数
家庭的保育（保育ママ）※	5事業所
認証保育所	1所
公設民営認可外	2園

※ 家庭的保育は区認定家庭的保育を含む

b 平成31年4月保育需要数（実績）

2号（3～5歳）	3号（1・2歳）	3号（0歳）
275人	206人	33人

c 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○令和2年度～6年度を通して、区域全体の定員は充足しているため、現在、新たな確保方策は予定していません。

○近年、就学前児童の人口が大きく減少しているため、区立保育施設の更新の際に、必要な定員を確保した上で保育供給量を調整することを検討します。

単位：人

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
		2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳	2号 保育	3号 1・2歳	3号 0歳		
量の見込み(A)		247	203	29	231	199	28	224	196	28	219	192	28	214	190	27		
確保方策	特定教育・保育施設	認可保育所	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31	233	127	31	
		認定こども園 (区立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園 (私立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	年度当初定員	特定地域型保育事業	家庭的保育 (区認定家庭的保育含む)	0	14	4	0	14	4	0	14	4	0	14	4	0	14	4
			小規模保育A型	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3	0	12	3
			小規模保育B型	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5	0	11	5
			小規模保育C型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			事業所内保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13	3	24	13	
		公設民営認可外	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0	71	34	0	
	確保方策合計(B)		307	222	56	307	222	56	307	222	56	307	222	56	307	222	56	
過不足(C)=(B)-(A)		60	19	27	76	23	28	83	26	28	88	30	28	93	32	29		

※ 2号：保育を必要とする3～5歳

※ 3号：保育を必要とする0～2歳

5 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

ア 施設の概要

○学童保育は、保護者が就労等により保育ができない家庭の小学校 6 年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	室数	受入可能数 [※]	入室者数
学童保育室	114 室	5,032 人	4,768 人

※受入可能数とは、学童保育室の定員に、定員の弾力化分として定員の一割程度の人数を加えたものです。

イ 学童保育室における量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

(ア) 学童保育室は保育園と異なり、小学生が徒歩にて 1 人で通える範囲内での利用になるため、利用可能な範囲がほぼ限定されてしまい、小学校の通学区域程度の広さが利用に適した範囲になっています。

○このたびのニーズ調査で把握した量の見込みを確保するにあたり、区全体の 6 区域を、さらに 33 地区に細分化したうえで地区ごとに需要を分析した結果、既にニーズを満たしている区域であっても、上記の利用に適した範囲において、確保方策を上回る需要が見込まれる場合には学童保育室を整備していきます。

○整備手法としては、基本的には小学校の改築時等において、学校内に学童保育室を増設することにしますが、それ以外の場合は、民設学童保育室の誘致を中心として整備を行っていきます。

○児童館特例利用⁸やあだち放課後子ども教室などの情報を積極的に案内し、各家庭の事情に合わせた放課後の居場所を提供していきます。

(イ) 放課後等の居場所の選択肢が多様化しているにもかかわらず、学童保育室への入室申請数は、毎年伸び続けています。

一方では、様々な理由により年度途中で学童保育室を退室する児童が、年間約 700 名いることも勘案しつつ、個別の実施計画である「足立区学童保育室整備計画」をたて、「量の見込み」の確保を図っていきます。

⁸小学校から一旦帰宅せずに、ランドセルを持ったまま児童館を利用できる制度のことです（登録制）。

(ウ)「量の見込み」が学童保育室の定員を大きく下回り、今後においても明らかに減少が見込まれる地区については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

(参考)

平成 30 年度の実績（下表）を見ると、高学年における「量の見込み」が実績より 1 千人以上多く見込まれていたものの、学童保育室の定員や定数弾力化については、「量の見込み」と実績がほぼ同等の数値になっており、概ね計画どおりに確保方策を実施することができました。

平成 30 年度の「量の見込み」と実績

単位：人

区全域		見込み	実績		
量の見込み		低学年	4,254	4,514	
		高学年	1,685	638	
		合計 A	5,939	5,152	
確保 方策	年度 中 整 備	①年度当初定員		4,625	4,544
		②定数見直し・増室		80	97
		合計（①+②）		4,705	4,641
	その他	③定数弾力化運用		341	365
		児童館特例利用	④5・6年生	673	137
			⑤1～4年生	247	1,587
過不足 （（①+②+③+④+⑤）-A）		27	1,578		

ウ 量の見込みと確保方策（区全域）

区全域では小学校が69校、学童保育室が114室あります。

○令和2年度以降、「量の見込み」が受入可能数を大きく上回っているため、今後、受入可能数の増員が必要になりますが、計画最終年度の令和6年度の「量の見込み」に合わせて受入可能数を増員していきます。

○具体的には、令和2年度当初（令和元年度中に整備）に提供区域1、4において計90名の増員をします。さらに、令和3年度に提供区域1、2、4において計120名の増員、令和4年度に提供区域2、3、5において計130名の増員、令和5年度に提供区域1、3、5において計90名の増員、令和6年度に提供区域1、4、5において計90名の増員を行います。

○「平成31年度学童保育室待機児童緊急対策」に基づく、提供区域1、4における令和2年度当初の計90名の増員に加え、本計画期間内において、民設学童保育室の誘致や小学校内への新設等により、受入可能数430名の増員分を整備します。

【区全域】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5,839	5,793	5,698	5,599	5,481
低学年 [※]	4,770	4,725	4,632	4,523	4,413
高学年 [※]	1,069	1,068	1,066	1,076	1,068
確保方策					
年度当初受入可能数	5,122	5,242	5,372	5,462	5,552
児童館特例利用登録数	961	855	710	591	458
確保方策合計(B)	6,083	6,097	6,082	6,053	6,010
過不足(C)=(B)-(A)	244	304	384	454	529

※ 低学年…1年生～3年生

※ 高学年…4年生～6年生

《年度中の整備計画》…年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	120	130	90	90	0

エ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

（ア）提供区域1（千住地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数
学童保育室	12室	530人	530人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が6校、学童保育室が12室あります。

○平成31年4月当初における入室児童数は、区域内全ての学童保育室で受入可能数が充足しています。

○千住大橋駅周辺、千住曙町、北千住駅東口等において人口増が見込まれるなど需要数の増加が予測されます。

○「平成31年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度当初に学童保育室（受入可能数30名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により受入可能数110名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	889	912	930	928	913
低学年	734	749	759	745	727
高学年	155	163	171	183	186
確保方策					
年度当初受入可能数	560	610	610	640	670
児童館特例利用登録数	329	302	320	288	243
確保方策合計(B)	889	912	930	928	913
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	50	0	30	30	0

(イ) 提供区域2（綾瀬・佐野地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数
学童保育室	21室	909人	868人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が12校、学童保育室が21室あります。

○区域全体では、受入可能数が「量の見込み」を大きく上回っており、このままでは、今後、定員割れになると予測されます。

○区域をより細分化した地区で詳細に分析した結果、区域内の一部の地区においては、地下鉄千代田線北綾瀬駅までの直通運転の開始や綾瀬駅前の商業施設跡地開発等により人口増が見込まれます。

○同地区では申請率の上昇も予測されるため、小学校内への新設や民設学童保育室の誘致等により、受入可能数80名の増員分を整備します。

○大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	748	746	740	730	714
低学年	691	691	686	677	661
高学年	57	55	54	53	53
確保方策					
年度当初受入可能数	909	939	989	989	989
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	909	939	989	989	989
過不足(C)=(B)-(A)	161	193	249	259	275

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	30	50	0	0	0

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 令和元年度の状況 (平成31年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数
学童保育室	19室	838人	809人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が11校、学童保育室が19室あります。

○西新井駅、梅島駅周辺の大型マンション建設による人口増の影響が続いており、今後も学齢人口の微増状態が維持される見込みであること、そして、足立小学校周辺において慢性的に需要数が多い状態にあることから、民設学童保育室の誘致などにより受入可能数60名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
低学年	872	867	850	841	823
高学年	209	213	214	213	211
確保方策					
年度当初受入可能数	838	838	868	898	898
児童館特例利用登録数	243	242	196	156	136
確保方策合計(B)	1,081	1,080	1,064	1,054	1,034
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	0	30	30	0	0

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 令和元年度の状況（平成31年4月1日現在）

	室数	受入可能数	入室者数
学童保育室	30室	1,343人	1,275人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が20校、学童保育室が30室あります。

○つくばエクスプレス沿線の開発等に伴う需要増に加え、伊興地区における住宅建設の増加などにより需要数が急増している状況にあり、今後も需要数が大きく減少する傾向にはありません。

○「平成31年度 学童保育室待機児童緊急対策」に基づき、令和2年度当初に学童保育室2室（受入可能数計60名）を開設することに加え、本計画期間中に民設学童保育室の誘致等により、受入可能数70名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
低学年	1,365	1,341	1,293	1,246	1,213
高学年	343	340	340	344	339
確保方策					
年度当初受入可能数	1,403	1,443	1,443	1,443	1,473
児童館特例利用登録数	305	238	190	147	79
確保方策合計(B)	1,708	1,681	1,633	1,590	1,552
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	0	0

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	40	0	0	30	0

(才) 提供区域5 (江北・鹿浜・舎人地域)

a 令和元年度の状況 (平成31年4月1日現在)

	室数	受入可能数	入室者数
学童保育室	25室	1,066人	999人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が19校、学童保育室が25室あります。

○本計画期間中に統合新校が2校開校することになっており、新校での学童保育の需要喚起が見込まれることから、小学校内への新設を検討します。

○他の地区への流出が難しい江南地区において、慢性的な需要過多が今後も続くことが予測されることから、民設学童保育室の誘致等により受入可能数110名の増員分を整備します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1,150	1,139	1,120	1,107	1,092
低学年	886	881	868	858	843
高学年	264	258	252	249	249
確保方策					
年度当初受入可能数	1,066	1,066	1,116	1,146	1,176
児童館特例利用登録数	84	73	4	0	0
確保方策合計(B)	1,150	1,139	1,120	1,146	1,176
過不足(C)=(B)-(A)	0	0	0	39	84

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

年度中整備	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
増室・定員見直し	0	50	30	30	0

(カ) 提供区域 6 (新田地域)

a 令和元年度の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

	室 数	受入可能数	入室者数
学童保育室	7 室	346 人	287 人

b 令和 2 年度～ 6 年度の量の見込みと確保方策

この区域内には小学校が 1 校、学童保育室が 7 室あります。

○これまでの大規模開発等に伴う人口増による学童保育需要は充足しており、受入可能数が需要数を大幅に上回っている状況です。

○今後は区域全体において、需要数が減少していくことが予測されるため、受入可能数の増員は行いません。

○大きく定員割れが発生している学童保育室については、定員や配置の見直し等の検討を行っていきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	263	235	211	190	176
低学年	222	196	176	156	146
高学年	41	39	35	34	30
確保方策					
年度当初受入可能数	346	346	346	346	346
児童館特例利用登録数	0	0	0	0	0
確保方策合計(B)	346	346	346	346	346
過不足(C)=(B)-(A)	83	111	135	156	170

オ 「新・足立区放課後子ども総合プラン」(令和2年2月策定)

平成30年9月、厚生労働省と文部科学省は、共働き家庭等の「小1の壁」⁹を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「一体型」¹⁰を中心とした「学童保育室」及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」の計画的整備等を進めるため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これを受け、足立区でも平成28年3月に策定した「足立区放課後子ども総合プラン」の取り組みを検証するとともに、国のプランとの整合を図り、令和2年2月に、学童保育室と放課後子ども教室に係る行動計画として『新・足立区放課後子ども総合プラン』を策定しました。一体型を中心とした学童保育室と放課後子ども教室の事業目標や連携、特別な配慮を必要とする児童への対応などの具体的な方策を定めました。『新・足立区放課後子ども総合プラン』の具体的な内容は、《■■ハ°-ヅが入ります■■》に掲載しています。

⁹子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育室に希望どおり入室できなかつたり、保育時間が保育園より短いため、保護者が働き方を見直さなければならないことをいう。

¹⁰学童保育室の児童と放課後子ども教室を同一の小中学校内等で実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

(2) 子育てサロン事業

ア 事業の概要

子育てサロン事業は、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊び、利用者同士の交流やスタッフへの相談を行うことなどを通じて、子育てに伴う不安や負担の軽減と育児の孤立防止を図ることにより、健全な子育てを応援している事業です。

【平成 30 年度の利用実績】

	箇所数	延べ利用人数（平成 30 年度）
子育てサロン	64 箇所	435,124 人回/年 (平成 29 年度 396,504 人回/年)

イ 子育てサロンの現状と今後の機能・役割

- 育児休業中や、教育・保育事業利用の待機中での利用者が多くなっています。
- 土・日曜日の開設により、父親等の利用も増えています。
- 単独型子育てサロンの 12 か所は、有資格のスタッフが常駐して、相談や子育て情報の提供、子育ての仲間づくりの支援等を行っています。
- 単独型子育てサロンにおいては、父親等の育児参加やプレママ・プレパパの利用促進にも力を入れています。
- 児童館子育てサロンは、区内の身近な地域に 52 か所あり、親子や子育ての仲間同士とゆったり過ごせる居場所を提供しています。

➡利用者に応じた 3 タイプの機能・役割

今後は、「足立区子育てサロン整備計画」に基づき、子育てサロン全体の再配置も含めて、それぞれの特色を活かした「商業施設等内の子育てサロン」「単独型子育てサロン」「児童館子育てサロン」を機能別に提供し、利用者に応じた 3 タイプの役割分担を行っていきます。

子育てサロンの利用者に応じた3タイプの役割

◆商業施設等内の子育てサロン【気づき（発見）】◆

- ・ 相談に行き難いと感じている親も利用しやすい環境をつくる。
- ・ 子育てについての問題を抱えてはいるが、自覚していない保護者を取り込む。
- ・ 単独型子育てサロンや保健センター等の関係機関につなぐ。
- ・ 父親等の育児参加や、プレママ・プレパパの利用の促進を図る。
- ・ 専門的な相談に応じられる専門職や、リスクや問題を発見し、対応できるスキルを持つスタッフを配置する。

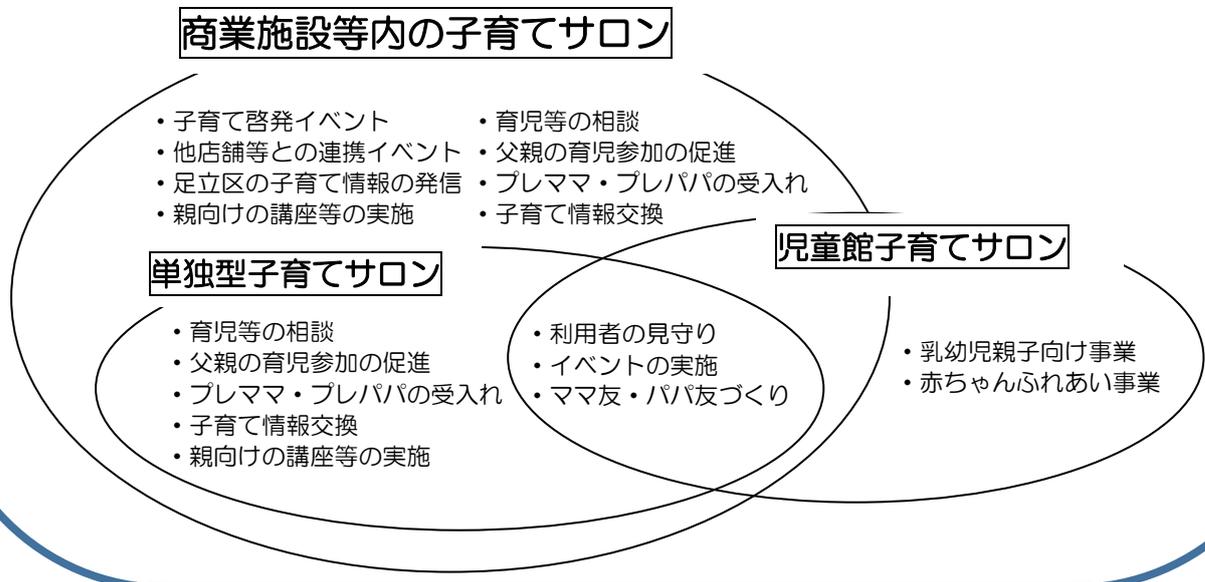
◆単独型子育てサロン【寄り添い（解決）】◆

- ・ 子育てについての問題を自覚しており、解決したい、解決方法を知りたい保護者に対応する。
- ・ 問題が解決したら、身近な児童館での利用につなぐ。
- ・ 利用者の利用目的を見極め、利用者に寄り添った相談や対応ができるスタッフを配置する。

◆児童館子育てサロン【居場所（自立）】◆

- ・ ママ友同士の集まりや、居場所をもとめている保護者に場を提供する。
- ・ 必要な支援に応じて、専門スタッフがいる単独型子育てサロンにつなぐ。

【位置付けと事業内容】



ウ 子育てサロンにおける量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

子育てサロン全体では、量の見込みに対して、本計画期間内に十分な定員を確保できる状況にあります。しかし、以下のような子育てサロンに対するニーズや子育て家庭の状況を踏まえ、利用者に応じた機能別のサロンを提供していくことで、支援を要する家庭の利用を高める必要があります。

○平成30年度のニーズ調査の結果を見ると、教育・保育事業の利用希望年齢は、3歳（44.8%）が最も多い一方で、子育てサロンの利用年齢は、0歳が最も多く、次いで1歳、2歳となっています。また、0歳の半数近く、0～3歳の4人に1人は、今後子育てサロンを利用したい、利用を増やしたいという意向があります。

○平日の定期的な教育・保育事業の利用割合が前回調査（平成25年度）から8.5ポイント増加しており、母親が就労していない家庭が14.3ポイント減少しているなか、子育てサロンの利用は1.3ポイントの微減となっています。

○妊娠時、困ったときに助けがない人や、居住6か月未満の人は増加しています。さらに、子育てを負担に感じたりイライラしたりする人も増えています。

→子育てサロン全体では、量の見込みに対して定員の確保は十分にありますが、商業施設等内及び単独型子育てサロンと児童館子育てサロンとでは、役割は大きく違い、事業内容も異なります。

→土・日曜日の開設が施設的な制約からできないところも、父親等の育児参加を促進するため、移転などを機に土・日曜日の開設を図っていきます（P119参照）。

→参考として、商業施設等内及び単独型子育てサロン（以下、エ 量の見込みと確保方策内では「単独」という）と児童館子育てサロン（以下、エ 量の見込みと確保方策内では「児童館」という）とを分けた確保方策も再掲で示します。

→子育てサロンの再配置は、各地域のエリアデザイン等、まちの計画により変動するため、具体的な整備時期については、本計画では明記せず、個別の実施計画である「足立区子育てサロン整備計画」の中で、示していきます。

エ 量の見込みと確保方策（区全域）

【 区全域 】

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	65	65	65	65	65
量の見込み(A)	285,763	277,388	270,862	265,575	261,758
確保方策 (年度当初定員)(B)	469,057	469,057	469,057	475,439	475,439
過不足(C)=(B)-(A)	183,294	191,669	198,195	209,864	213,681

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

※量の見込みについては、区が実施したニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	256,342	256,342	256,342	262,724	262,724
	児童館	212,715	212,715	212,715	212,715	212,715

(ア) 提供区域1 (千住地域)

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	6箇所	79,486人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	6	6	6	6	6
量の見込み(A)	62,939	60,990	59,612	59,040	58,570
確保方策 (年度当初定員)(B)	64,834	64,834	64,834	64,834	64,834
過不足(C)=(B)-(A)	1,895	3,844	5,222	5,794	6,264

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	45,386	45,386	45,386	45,386	45,386
	児童館	19,448	19,448	19,448	19,448	19,448

(イ) 提供区域2 (綾瀬・佐野地域)

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	12箇所	64,416人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○現在の子育てサロン綾瀬は狭小のため、綾瀬地域に「商業施設等内の子育てサロン」として移転を検討します。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	12	12	12	12	12
量の見込み(A)	55,042	53,492	52,364	51,175	50,257
確保方策 (年度当初定員)(B)	61,234	61,234	61,234	61,234	61,234
過不足(C)=(B)-(A)	6,192	7,742	8,870	10,059	10,977

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	24,925	24,925	24,925	24,925	24,925
	児童館	36,309	36,309	36,309	36,309	36,309

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	11箇所	49,254人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	11	11	11	11	11
量の見込み(A)	46,141	44,909	43,756	42,873	42,201
確保方策 (年度当初定員)(B)	76,700	76,700	76,700	76,700	76,700
過不足(C)=(B)-(A)	30,559	31,791	32,944	33,827	34,499

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	33,380	33,380	33,380	33,380	33,380
	児童館	43,320	43,320	43,320	43,320	43,320

(エ) 提供区域4（竹の塚・六町地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	19箇所	167,108人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○子育てサロン竹の塚は狭小のため、竹ノ塚駅の高架化に伴い、高架下等に移転することを検討しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	19	19	19	19	19
量の見込み(A)	66,683	64,640	62,919	61,430	60,372
確保方策 (年度当初定員)(B)	164,128	164,128	164,128	164,128	164,128
過不足(C)=(B)-(A)	97,445	99,488	101,209	102,698	103,756

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	105,800	105,800	105,800	105,800	105,800
	児童館	58,328	58,328	58,328	58,328	58,328

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	14箇所	65,592人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

○上沼田保育園内にある子育てサロン上沼田を、(仮称)江北健康づくりセンター内に移転し、「単独」の役割である父親等の育児参加を促進するため、土・日曜日も開設します(令和4年度の年度中整備に反映)。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	14	14	14	14	14
量の見込み(A)	41,412	40,114	39,179	38,206	37,596
確保方策 (年度当初定員)(B)	73,367	73,367	73,367	79,749	79,749
過不足(C)=(B)-(A)	31,955	33,253	34,188	41,543	42,153
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備	0	0	6,382	0	0

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	20,697	20,697	20,697	27,079	27,079
	児童館	52,670	52,670	52,670	52,670	52,670

(カ) 提供区域6（新田地域）

a 平成30年度の施設数と利用実績

	施設数	延べ利用人数
子育てサロン	2箇所	9,268人回/年

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

○量の見込みに対して確保方策は充足しています。

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン数	3	3	3	3	3
量の見込み(A)	13,546	13,243	13,032	12,851	12,762
確保方策 (年度当初定員)(B)	28,794	28,794	28,794	28,794	28,794
過不足(C)=(B)-(A)	15,248	15,551	15,762	15,943	16,032

<再掲>

	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	単独	26,154	26,154	26,154	26,154	26,154
	児童館	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降）

ア 事業の概要

○認可保育所の中には、保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、基本の保育時間（18時30分まで）以外に保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。また、認証保育所や私立認定こども園についても、18時30分より開所時間を長く設定している園については、本事業に位置付けます。

【平成30年度実績】

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	102園	3,728人
認証保育所	29園	272人
私立認定こども園	3園	110人

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○国の手引きの考えでは、延長保育の量の見込み・確保方策について「時間別」の概念はなく、この考えに従えば令和2年度当初の整備量（＝預かり終了時間が「19時以降」の施設の定員数）をもって既に量の見込みを上回っており、量的には確保されています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	3,267	3,178	3,097	3,025	2,955
確保方策(B)	13,695	13,695	13,695	13,695	13,695
過不足(C)=(B)-(A)	10,428	10,517	10,598	10,670	10,740

○足立区としては、より詳細にニーズを把握すべく「時間別」の延長保育ニーズについても分析しました。

○時間別、エリア別の分析結果は次ページ「ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）」のとおりとなり、21時までの供給量についても確保されています。

ウ 量の見込みと確保方策（提供区域別）

(ア) 提供区域 1（千住地域）

a 平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	14 園	606 人
認証保育所	4 園	31 人

b 令和 2 年度～ 6 年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	19 時まで	442	430	415	405	397
	20 時まで	43	42	40	39	39
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	485	472	455	444	436
確保方策 (B)	19 時まで	-	-	-	-	-
	20 時まで	291	291	291	291	291
	21 時まで	1,793	1,793	1,793	1,793	1,793
過不足(C) =(B)-(A)	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(イ) 提供区域 2 (綾瀬・佐野地域)

a 平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	20 園	733 人
認証保育所	5 園	55 人

b 令和 2 年度～ 6 年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	19 時まで	512	499	489	478	467
	20 時まで	104	102	100	98	95
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	616	601	589	576	562
確保方策 (B)	19 時まで	-	-	-	-	-
	20 時まで	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
	21 時まで	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686
過不足(C) =(B)-(A)	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(ウ) 提供区域3 (梅田・中央本町地域)

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	22 園	775 人
認証保育所	6 園	56 人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	487	475	463	453	443
	20時まで	130	127	124	121	118
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	617	602	587	574	561
確保方策 (B)	19時まで	120	120	120	120	120
	20時まで	875	875	875	875	875
	21時まで	1,543	1,543	1,543	1,543	1,543
	21時以降	24	24	24	24	24
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(エ) 提供区域4 (竹の塚・六町地域)

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	21園	770人
認証保育所	10園	107人
私立認定こども園	1園	56人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	507	494	481	469	458
	20時まで	50	49	48	47	46
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	557	543	529	516	504
確保方策 (B)	19時まで	136	136	136	136	136
	20時まで	342	342	342	342	342
	21時まで	2,438	2,438	2,438	2,438	2,438
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(オ) 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）

a 平成30年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	19園	627人
認証保育所	3園	20人
私立認定こども園	2園	54人

b 令和2年度～6年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	19時まで	386	376	366	358	349
	20時まで	103	100	97	95	93
	21時まで	0	0	0	0	0
	合計	489	476	463	453	442
確保方策 (B)	19時まで	160	160	160	160	160
	20時まで	837	837	837	837	837
	21時まで	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
過不足(C) =(B)-(A)	19時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

(カ) 提供区域 6 (新田地域)

a 平成 30 年度実績

	園数	利用人数
認可保育所・公設民営認可外	6 園	217 人
認証保育所	1 園	3 人

b 令和 2 年度～ 6 年度の量の見込みと確保方策

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	19 時まで	103	97	96	94	92
	20 時まで	14	13	13	13	12
	21 時まで	0	0	0	0	0
	合計	117	110	109	107	104
確保方策 (B)	19 時まで	-	-	-	-	-
	20 時まで	322	322	322	322	322
	21 時まで	127	127	127	127	127
過不足 (C) = (B) - (A)	19 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	20 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要
	21 時まで	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要	整備不要

《参考》区域別の 21 時以降のニーズについて

21 時以降のニーズ調査結果による量の見込みは以下のとおりとなっています。ただし、調査回答の際に、希望の延長保育時間を 24 時間単位で回答していただくところ、12 時間単位で回答された可能性の高いケースが多く (9 割弱)、適正な見込みが把握できないため、21 時以降のニーズは、参考表記とします。

しかしながら一定のニーズは見込まれるため、今後は民間のベビーホテル等の活用状況を把握しながら、必要に応じて 21 時以降の延長保育について検討していきます。

単位：人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
21 時以降の 量の見込み	全区域	386	374	365	355	346

(4-1) 【幼稚園在園児】一時預かり等の利用

ア 事業の概要

○保護者の希望に応じて、平日（月曜日～金曜日）の4時間を標準とする私立幼稚園・区立認定こども園の教育時間の前後や土曜、長期休暇期間中（春・夏・冬）に、幼稚園での一時預かりを実施しています。

【平成30年度実績】

	実施園数	延べ利用人数
私立幼稚園・区立認定こども園	54園	270,548人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。

○平成30年度に実施したニーズ調査によると、現在の預かり保育の受入れ可能人数をもって、量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。

○現在の各園における預かり保育の取り組みが後退しないよう、一時預かり事業（幼稚園型）の制度充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	381,536	372,694	362,878	353,066	343,071
1号認定	57,776	56,387	54,888	53,393	51,890
2号認定	323,760	316,307	307,990	299,673	291,181
確保方策(B)	491,953	491,953	491,953	491,953	491,953
過不足(C)=(B)-(A)	110,417	119,259	129,075	138,887	148,882

(4-2)【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用

ア 事業の概要

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設に預けられるものです。

○認可保育所、認証保育所などの保育施設に預けられるもののほか、利用者宅や支援者宅で一時的な預かりを行う子ども預かり・送迎支援事業があります。

【平成30年度実績】

	実施箇所数	延べ利用人数
一時預かり事業（認可保育所）	23 所	4,365 人日/年
認証保育所・小規模保育	49 所	2,119 人日/年
子育てサロン西新井	1 所	846 人日/年
ファミリー・サポート・センター事業／子ども預かり・送迎支援事業	-	16,371 人日/年
派遣型トワイライトステイ	-	3,878 人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に十分な供給量が確保されています。

○認可保育所における一時預かりを継続していきます。

○区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。

○社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。

○認証保育所や私立認定こども園においては、園児が定員を満たしている場合は一時預かりを利用できないなど、条件付きであるため、確保方策に組み入れないものとしします。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	29,841	28,956	28,269	27,619	27,156
確保方策					
一時預かり事業（認可保育所）	21,597	21,597	21,009	20,421	20,421
子育てサロン西新井	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
ファミサポ/子ども預かり・送迎支援事業	26,945	24,704	22,718	20,903	19,257
派遣型トワイライトステイ	3,256	2,776	2,367	2,011	1,708

確保方策合計(B)	53,142	50,421	47,438	44,679	42,730
過不足(C)=(B)-(A)	23,301	21,465	19,169	17,060	15,574

《年度中の整備計画》・・・年度中に整備された確保方策が次年度の確保に反映されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度中整備					
一時預かり事業 (認可保育所)		▲588	▲588		
子育てサロン西新井					
ファミサポ/子ども預かり・ 送迎支援事業	▲2,241	▲1,986	▲1,815	▲1,646	▲1,478
トワイライトステイ	▲480	▲409	▲356	▲303	▲248
確保方策合計	▲2,721	▲2,983	▲2,759	▲1,949	▲1,726

※ ファミサポ（ファミリー・サポート・センター事業）とは、地域において子育てを援助したい提供会員と援助を受けたい利用会員を結びつける仕組みで、提供会員宅で子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※ 子ども預かり・送迎支援事業とは、足立区が認定した子育てホームサポーターが自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎を行うサービス。

※ トワイライトステイとは、平日の夜間または休日に実施する子どもの一時的な預かり。

(5) こどもショートステイ事業（在宅型・施設型）

ア 事業の概要

○保護者の病気や出産等で一時的に子どもの養育ができない時に、養育協力家庭宅又は児童養護施設において、子どもを預かります。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数
養育協力家庭宅（在宅型）	0 人日/年
児童養護施設（施設型）	1,647 人日/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査で把握した利用意向率をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。

○児童養護施設とともに、引き続き養育在宅型による新たな養育協力家庭の獲得に努め、こどもショートステイ事業の充実を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2,933	2,858	2,790	2,725	2,664
確保方策(B)	2,936	2,936	2,936	2,936	2,936
過不足(C)=(B)-(A)	3	78	146	211	272

(6) ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業(小学生)

ア 事業の概要

○保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず、利用者宅又は支援者宅で一時的な子どもの預かり等を実施しています。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数 (小学生)
ファミリー・サポート・センター事業/ 子ども預かり・送迎支援事業 (小学生)	9,556 名

イ 量の見込みと確保方策 (区全域)

- ニーズ調査によらず、過去の実績値を参考にして、量の見込みを算出しました。
- 量の見込みに対して、既に十分な供給量が整備されています。
- 区が子ども預かり・送迎支援事業の子育てホームサポーター養成講座を実施し、子育てホームサポーターの確保とサービスの質の向上を図っていきます。
- 社会福祉協議会がファミリー・サポート・センター事業の提供会員向けの研修を実施し、提供会員の確保とサービスの質の向上を図っていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	7,830	7,124	6,505	5,963	5,485
確保方策					
確保方策(B)	20,697	18,984	17,467	16,077	14,817
過不足(C)=(B)-(A)	12,867	11,860	10,962	10,114	9,332

※ ファミリー・サポート・センター/子ども預かり・送迎支援事業における「就学児」と「未就学児」の需要総数に占める各年度の割合を平均し、小学生の量の見込みの算出に使用しました。さらに、過去の実績の動向から各事業の増減率(ファミリー・サポート・センターは対前年度比 1.6%減、子ども預かり・送迎支援事業は対前年度比 13%減)をもとに、各年度の見込みを算出しました。

(7) 病気の際の対応

ア 事業の概要

○病気やケガの回復期の児童を預けられる病後児保育については、認可保育園 2 園があります。なお、平成 31 年 2 月より、東部地域病院内において、病児保育を開始しました。

○ベビーシッター事業者等が実施する在宅型の病児保育サービスを利用したときに、その料金の一部を助成する病児保育（在宅型）利用料金助成があります。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数
病後児保育（保育所）	213 人日/年
病児保育（東部地域病院内）	15 人日/年
病児保育（在宅型）利用料金助成	125 人日/年

※病児保育（東部地域病院内）は平成 31 年 2 月から実施

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

○ニーズ調査をもとに、量の見込みを算出しました。

○量の見込みに対して、既に供給量は整備されています。

○病後児保育については、認可保育園 2 園での実施を継続していきます。

○病児保育は東部地域病院内病児保育の実施状況や、病児保育（在宅型）での今後の利用助成の状況を見ながら、支援を進めていきます。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2,859	2,783	2,713	2,647	2,590
確保方策					
公立保育園	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
私立保育園	972	972	972	972	972
病児保育(東部地域病院)	972	972	972	972	972
病児保育利用料金助成	146	146	146	146	146
確保方策合計(B)	3,266	3,266	3,266	3,266	3,266
過不足(C)=(B)-(A)	407	483	553	619	676

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による
要保護児童等に対する支援に資する事業

ア 事業の概要

○子育てに関する相談を受け、専門機関や地域と連携・協力のもと、解決・支援にあっています。

○児童虐待や養育困難家庭に対応するための要保護児童対策地域協議会の開催や児童虐待予防の周知と啓発のための講座やキャンペーン等を実施しています。

【平成 30 年度実績】

	延べ利用人数等
(ア) 養育支援訪問事業	739 人日/年
(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催回数	237 回
(ウ) 児童虐待予防講座の開催回数	11 回

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

(ア) 養育支援訪問事業

単位：人日/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	842	898	959	1,029	1,091
確保方策の考え方	○引き続き、「預かり・送迎支援」及び「育児・家事支援」の訪問事業を、NPO 法人への委託により支援の量を確保し、支援が必要な家庭に対する相談・支援を進めていきます。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠：養育支援訪問事業は、預かり送迎、育児家事支援委託、などの養育支援訪問事業の各 30 年度実績を算出、利用数は相談件数の増減と関連付けられるので、過去 5 年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。

(イ) 要保護児童対策地域協議会の開催

(ウ) 児童虐待予防講座等の実施

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
要保護児童対策地域協議会	271	290	310	332	355
児童虐待予防講座	13	13	13	13	13
確保方策の考え方	○要保護児童対策地域協議会地区連絡会(年7回)、虐待ケース調整会議(毎月1回)、及び個別会議(個別の要保護児童について関係する各機関の担当者が集まり開催)等により関係機関の連携強化を図り、支援を進めます。 ○児童虐待予防講座(NP講座・イライラしない子育て講座)を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しました。

→算出根拠(イ)要保護児童対策地域協議会の開催数は相談件数の増減と関連付けられるので、ここ5年の相談件数を見て増加率を算出し、今後の見込みに反映させました。

(ウ)オレンジリボンキャンペーン、養育家庭体験発表会、養育家庭PRパネル展示、NP講座、イライラしない子育て講座等(NP講座、イライラしない子育て講座は年数回の実施を見込む)

令和2年度以降は、回数に変更予定はないことから、同数としました。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業の概要

○生後3か月までの乳児がいる全家庭を助産師・保健師が訪問し、新生児の発育・栄養状態、生活環境の確認や相談、育児に必要なアドバイスを行っています。また、子育て支援に関する情報提供や、母親のメンタルフォローの場にもなっています。

【平成30年度実績】

	訪問件数（割合）
乳児家庭全戸訪問事業	4,377件（99.7%）

※ 平成30年度内に出生した訪問希望者（訪問連絡票届出件数）に対する訪問指導件数・割合

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,300	4,100	4,100	4,000	3,900
確保方策の考え方	○実施体制：委託訪問指導員・保健師が自宅訪問 ○案内：訪問連絡票を母子健康手帳に綴じ込み、チラシと一緒に配布しています。訪問連絡票未提出者には電話や通知で勧奨を行い、訪問率向上に努めています。				

※ 訪問率は、長期里帰り・入院などで訪問を希望されない方がいるため、100%ではありません。

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。

→算出根拠：人口推計の当年出生数×訪問率

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

ア 事業の概要

○妊婦健康診査の受診により、健康管理、流・早産の防止、妊産婦・乳幼児死亡率の低下、未熟児出生防止に努めています。

【平成30年度実績】

	受診回数
妊婦健康診査	60,825 人回/年

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66,900	64,800	64,000	62,700	61,800
確保方策の考え方	○実施場所：都内委託医療機関、里帰り等助成（都外医療機関・助産所） ○検査項目・実施回数：妊婦健診全14回／超音波検査2回 ／子宮頸がん検診1回 ○案内：妊娠届出及び妊婦訪問時に妊婦健診の受診勧奨を実施しています。				

※ ニーズ調査によらず、これまでの実績等から量の見込みを算出しています。
→算出根拠：（人口推計の当年出生数×1.15）×平均受診回数12回

(11) 利用者支援に関する事業

ア 事業の概要

○子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○合わせて、妊娠期から子育て期の妊産婦に、保健師等がきめ細やかに指導や相談・助言等の支援を行い、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進しています。

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	6	6	6	6	6
確保方策の考え方	<p>○既に子ども施設入園課窓口での相談や子育てサロン等での出張相談の体制を構築しています。</p> <p>○今後も引き続き実施し、より適切で的確な保育サービス、子育てサービス等の選択、利用に繋がるよう支援していきます。</p> <p>○保健予防課と各保健センター等での「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAMP)」において、妊娠届出書の内容から支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。</p> <p>○関係機関と連携することで育児不安や生活上の困難な状況も改善していきます。</p>				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

イ 確保方策（区全域）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,129	1,102	1,073	1,043	1,014
確保方策の考え方	<p>○幼稚園等に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費・教材費等の実費の一部について、低所得世帯・多子世帯を対象として補助します。</p>				

※ ニーズ調査によらず、量の見込みを算出しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 新規参入施設等への巡回支援

(ア) 事業の概要

○教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行う事業です。

(イ) 確保方策（区全域）

○保育施設は、新規参入（令和 2 年度に認可保育所 2 園）を含む開設 1 年目の施設に対して、区の保育士が月 1 回以上巡回し、重点的な支援を実施しています。

○その他の事業では新規参入の予定はありません。

○事業者の公募などにより新規参入があった場合、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

イ 認定こども園特別支援教育・保育経費

(ア) 事業の概要

○私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(イ) 確保方策（区全域）

○事業の実施にあたっては、私学助成等による支援内容を踏まえて検討していきます。

寄せられた意見の概要及び意見に対する区の考え方

《基本理念に関すること》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
1	【P31】 基本理念	基本理念に明記されているように、「子どもの人権を尊重し、身近な大人たちからの深い愛情、様々な出会い、かかわりあいを通じて、子どもたちの自己肯定感を培い、生き抜く力を育みます。」という立場で施策を実行してほしい。	各施策の実行にあたっては、基本理念である「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」の実現を目指し、スピード感を持って取り組んでいきます。なお、本計画に掲げる8つの施策ごとに成果指標を、施策に連なる事業には活動指標を設定しており、毎年度、施策や事業の進捗を管理していきます。	1件

《保育施設に関すること》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
2	【P56】 施策2-2 子育てと仕事の両立支援 【P92】 「保育」の量の見込みと確保方策	保育施設について、特に0-2歳の受け入れを増やしてほしい。できれば、1歳2歳からでも無理なく入園できるようにしてほしい。	平成31年4月1日現在の待機児童数は123人で、そのうち0から2歳児は118人と全体の96%を占めており、十分な受け皿確保が課題と認識しています。 区では、「足立区待機児童解消アクション・プラン（令和元年8月改定版）」に基づき、令和元年度中に認可保育所等24施設（定員1710人、うち、0から2歳児756人）の新規整備を進めています。これにより、本計画の「量の見込み」に対応した受け皿を確保し、令和2年4月の待機児童解消を目指しています。	1件
3	【P45】 施策1-2 就学前からの学びの基礎づくり 【P56】 施策2-2 子育てと仕事の両立支援 【P92】 (2)「保育」の量の見込みと確保方策	足立区でも待機児童解消のため施策が進んでいますが、質の向上の面ではどうでしょうか。 この間、施設での虐待などの話をきいています。 また、保育園に責任者が不在、保育士が辞めて補充できていない等の施設があるとのこと。これでは、質の向上などとても望めません。 足立区では公立園の民営化を進めていますが、現在ある公立保育園を維持しつつ、待機児童解消のために認可保育所の建設を進めてほしい。	保育の質については、指導検査や定期的な巡回を行い、一定の質が担保されていることを確認しており、各運営主体により、多様な保育が展開されていると考えています。 一方で、保育園が課題を抱えている場合には、区の保育士が直接助言・支援を行っています。また、責任者が不在、保育士が補充できていない保育園に対しては、その解消に向けて、事業者を支援しています。 民営化は、長時間保育や独自カリキュラムを実施することで多様化する保育ニーズに対応できるメリットがあります。区立保育園の維持については、私立保育施設数が大きく増加している現状を踏まえ、今後の区立園の役割や	1件

			あり方と一体的に検討していきます。 認可保育所につきましては、平成27年度から5年間で51園を新規に整備しました。令和2年4月以降、計画はありませんが、引き続き保育ニーズの動向を詳細に分析し、必要な地域では、認可保育所の他、認証保育所、小規模保育など多様な保育サービスにより受け皿を確保していきます。	
--	--	--	---	--

《保育士等に関すること》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
4	【P56】 施策2-2 子育てと仕事の両立支援	<p>保育園の保育士（ならびに学童保育の指導員）の確保について要望があります。</p> <p>保育士を確保するためには、保育士の待遇が低すぎます。保育の質の低下にもつながります。まずは給与の改善を要求します。</p>	<p>保育士の給与は、最低賃金の引き上げに対応した、国が定める「公定価格」※の単価改定、処遇改善のための加算と、東京都と区による賃金改善のための補助金等により着実に向上しています。</p> <p>今後も引き続き、これらの処遇改善策を実施し、保育士確保に繋げてまいります。</p> <p>学童保育職員の給与は、令和元年度より、「放課後児童支援員」の資格取得者の給与額を増額しました。また、民設学童保育室に関しては、令和2年度より人件費相当の補助額を引き上げる予定です。</p> <p>※国が子ども一人あたりに必要な費用を定めています。</p>	1件
5	【P56】 施策2-2 子育てと仕事の両立支援	<p>保育士の処遇を改善して保育士を確保してほしい。</p>	<p>保育士確保策として足立区では保育士等住居借上げ支援事業、奨学金返済支援事業、永年勤続褒賞などの事業を実施しております。また、保育士の給与については、最低賃金の引き上げに対応した、国が定める「公定価格」の単価改定、処遇改善のための加算と、東京都と区による賃金改善のための補助金等により着実に向上しています。</p> <p>今後も引き続き、これらの処遇改善策を実施し、保育士確保に繋げてまいります。</p>	1件

《学童保育に関すること》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
6	【P104】 (1)放課後 児童健全育 成事業	低学年を優先するよう補正指数を見直してほしい。	補正指数は、1、2年生に10点を加点する等、低学年を優先しています。	1件
7		学年による居場所のすみ分けも必要です。	本計画に記載のとおり、学童保育以外の放課後の居場所についても、積極的に案内していきます。	1件
8		入室審査基準の中に、「学童保育室から自宅までの距離が近い方が優先」という項目を盛り込んでほしい。	「学校から自宅までの距離が遠い方を優先」としているのは、保護者が同等の就労状況等の時に、より児童の安全面を配慮して定めたものです。複数の学童保育室が周辺にある場合は、それぞれの優劣に関わる事例もありますが、あくまで児童の安全を優先させていただくため、「学童保育室から自宅までの距離が近い方が優先」という項目を盛り込む考えはありません。	1件
9		民間学童保育室に区から補助金を出してほしい。	以下の補助要件を満たした民設学童保育室については、現在でも補助金を出しています。 主な補助要件は、民設学童保育室補助制度に基づき、保護者負担金基本額が公設学童保育室と同額であり、特別延長保育を実施している民設学童保育室となり、現在13箇所に対して運営費を補助しています。 さらに、令和2年度に向けても公募を行い、補助対象となる民設学童保育室を2箇所増やします。 今後も、本計画の104、106ページにありますとおり、補助対象となる民設学童保育室を誘致していく予定です。	2件

《一時預かりに関すること》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
10	【P131】 (6)ファミリー・サポート・センター事業/子ども預かり・送迎支援事業	子ども預かり・送迎支援事業を、保護者自身の急な体調不良などの緊急の場合は、当日申し込みで当日利用できるようにしてほしい。	当日申し込みで利用できるようにする対応は、以下の理由から困難です。 本事業は、「地域で助け合いをしながら地域で子育てをしましょう」という気持ちをNPO法人と区の協働事業として制度化したものです。支援する方は区の定める所定時間の養成研修を受講された地域にお住まいの方で、支援できる範囲も一定程度限られております。また、支援の質（サポートの質）を担保する必要からも、コーディネーターによるお子さんやご家庭との調整・確認も必要となります。	1件
11	【P129】 (4-2)【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	これまで近隣の保育施設で一時預かりをお願いしようとしたことが何度かありますが「今は受け入れていない」と断られる場合が多く、今まで一度も利用できたことがありません。制度としては整っているのかもしれませんが、現実的に機能していないのではと感じることが多いです。もっと気軽に柔軟に一時預かりをお願いできるような制度を作してほしい。	区立保育園における一時保育につきましては、希望日に定員に空きがない場合や園の体制がとれない場合は、希望日を変更していただき実施しております。 希望日の変更ができない場合は、他の施設をご案内しております。 ニーズ調査の結果では、一時預かりのニーズ量に対する供給量は確保しておりますが、今後もより利用していただけるように制度の充実を目指していきます。	1件

《子育てと仕事の両立支援》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
12	【P57】 施策2-2 子育てと仕事の両立支援	家庭に入らなければならなかった女性が再就労を目指したときに、就職がしやすい環境を整えることも必要かと思えます。 特に区で率先して雇用し、一定の期間就労したあとに区内の別の就職先を斡旋するような仕組みを作ればよいのではないかと思います。	出産や子育てなどを理由に離職した女性が再就職するための環境は厳しく、女性が社会で活躍するためにも、女性が再就職しやすい環境を整えることは、大変重要であると考えております。 しかしながらこのような状況にある女性を区で率先して雇用し、その後、別の就労先を斡旋することは、区が職業訓練の専門機関ではないこと、かつ公正性の観点から望ましくないと考えます。 一方、これまでも区では、女性が社	1件

			<p>会復帰するための意識の向上や女性の労働力の必要性について、個人や企業に講座を通じ、啓発を行っております。</p> <p>また、専門の機関であるマザーズハローワークや東京しごとセンターと連携して、直接、就職に繋がる再就職セミナーも実施しております。</p> <p>今後も、雇用機関との連携を強化しながら、個人や企業への啓発も含め、女性の雇用が充実するよう努めてまいります。</p>	
--	--	--	--	--

《その他》

No.	項目	寄せられた意見の概要	区の考え方	件数
13	その他	<p>学校が長期休みの際に、友達と宿題などができる居場所（学校開放）がほしい。図書館や児童館で集まるにしても、意外と遠かったりもします。</p>	<p>学校の長期休みの際の子どもの居場所としては、平成28年度から夏休み中の一定期間を、子どもの居場所として複数の学校で放課後子ども教室を実施しました。今後も実施校の拡大に向けて、地域の皆様のご協力をいただくよう努力していきます。</p> <p>また、在籍者に限られますが、学童保育室では、宿題等の学習時間を設けています。自宅から意外と遠いとのことではございますが、児童館は学校長期休み期間中に、小・中学生が宿題をできるコーナーを設けております。各地域学習センターでも通年で、多目的用途のフリースペースを設けておりますので、状況に応じて利用をご検討ください。</p>	1件
14		<p>児童手当の所得制限の条件は、自治体によって異なると思うので、児童手当の所得制限の上限を上げてほしい。</p>	<p>児童手当の所得制限額については、児童手当法及び、児童手当法施行令に規定されており、自治体によって異なるものではありません。そのため、区で上限を上げることはできません。</p>	1件